

第3次ふれあい・ふくらぎ（福来）21プラン



第3次

氷見市地域福祉計画

平成24年度～平成33年度

氷見市

第3次 ふれあい ふくらぎ（福来）21プラン

第3次 氷見市地域福祉計画

計画策定にあたって



近年の社会福祉をめぐる情勢は、少子高齢化や核家族化の急速な進行により、市民の意識や価値観が多様化する中、これまでの公的サービスでは、対応が難しい生活課題が増えています。

このような状況を踏まえ、自らできることは自ら行う「自助」、個人では解決できない課題を、住民同士で支え合い、助け合いによって解決していく「共助」、行政が行う公的サービスの「公助」の連携をより一層図り、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進める「第3次氷見市地域福祉計画」を策定しました。

計画では、「目指す福祉社会像」を、「ささえあい ふれあい 絆が深まる福祉社会」とし、その理想とする像を市民と共に実現するため、「安心生活を支える体制づくり」、「地域を支える担い手づくり」、「人にやさしい絆づくり」という基本理念を掲げ、取り組むべき内容をまとめました。

今後は、「ささえあい ふれあい 絆が深まる福祉社会」の実現を目指して、市民の皆様とともに地域福祉の推進に取り組んでまいりますので、より一層のご理解とご協力をお願いします。

最後に、真摯にご審議いただきました「氷見市地域福祉審議会」の皆様、策定作業にご尽力いただきました市及び地区社会福祉協議会、福祉サービス事業者、民生委員児童委員等の方々をはじめ、貴重なご意見をお寄せくださいました多くの市民の皆様に、心よりお礼を申し上げます。

平成24年3月

氷見市長 堂 故 茂

第3次「氷見市地域福祉計画」の愛称と意味

1 愛 称……第3次「ふれあい・ふくらぎ（福来）21プラン」

2 意 味…… 氷見市の地域福祉社会像として「ささえあい、ふれあい、心がなごむ福祉社会」を掲げていることから、“ふれあい”を取りました。

氷見市といえば、「鰯」をイメージし、「鰯」は出世魚で、“ふくらぎ”は「鰯」になる可能性をもった魚であり、氷見市をイメージでき、かつ福が到来するという掛け言葉でもあります。

また、このプランにより氷見市の地域福祉が、今は十分とはいえないが、いずれ高福祉社会となり、市民及び世間から高く評価されるという意味も込めています。

21プランは、21世紀の21という意味と氷見市が21地区からなっていることも意味し、その掛け言葉でもあります。

目 次

第1部 基本構想

第1章 地域福祉計画の策定にあたって	2
1 計画策定の経緯	2
2 計画の目的	2
3 計画の位置づけ	4
4 第3次計画の特徴	7
5 市社会福祉協議会との連携	7
第2章 氷見市の地域福祉の現状と課題	8
1 氷見市の概況	8
2 第2次地域福祉計画の取り組みの主な成果と今後の課題	17
第3章 計画の体系	18
第1節 目指す福祉社会像	18
第2節 基本理念	18
第3節 計画の期間	19
第4節 地域福祉圏域	20
第5節 施策の体系	22

第2部 基本計画

第1章 生活づくり ～安心生活を支える体制づくり～	26
第1節 市民の権利擁護体制の構築	26
第2節 包括的な総合相談・支援体制の構築	28
第3節 地域自立生活への支援	29
第4節 地域医療・病診地域連携の充実と在宅福祉・医療サービスの利用支援	31
第5節 居住環境、交通・移動手段等の整備	33
第6節 働く場、就労の場の創出支援	34
第7節 地域活性化につなげる環境整備	35
第2章 人づくり ～地域福祉を支える担い手づくり～	36
第1節 生涯を通じた福祉教育の推進	36
第2節 ボランティア活動の推進と参加促進	38
第3節 安心生活を支える地域活動支援	39
第4節 福祉専門職の養成と確保	40
第5節 地域人材の育成	41
第3章 絆づくり ～人にやさしい絆づくり～	42
第1節 地域と福祉専門機関の連携	42
第2節 絆づくりのための情報提供と共有	43
第3節 個人情報管理システムの構築	44
第4節 災害に強い地域づくり	45
第4章 重点施策	46
第5章 計画の推進体制	52

氷見市高齢者福祉計画と氷見市障害者基本計画

氷見市高齢者福祉計画と氷見市障害者基本計画	56
第1部 氷見市高齢者福祉計画	57
第2部 氷見市障害者基本計画	64

参 考 資 料

資料1 40歳以上の市民アンケート調査結果の主なもの	78
資料2 障害者の市民アンケート調査結果の主なもの	94
資料3 地区懇談会における意見・提言等	106
資料4 地域福祉計画策定経過	114
資料5 氷見市地域福祉計画審議会委員名簿	116
資料6 諮問及び答申	117

* 障害標記について

本計画では、障害という標記について、「障がい」や「しょうがい」など、当事者やその家族に配慮した標記を検討しましたが、表し方だけではなく、取り巻く環境自体を含めた議論の必要性を本計画策定を契機に進めていくため、現状の関連する法律に基づき、「障害」と表現します。

第1部

基本構想

- 第1章 地域福祉計画の策定にあたって
- 第2章 氷見市の地域福祉の現状と課題
- 第3章 計画の体系

第1部 基本構想

第1章 地域福祉計画の策定にあたって

1 計画策定の経緯

氷見市では、平成5年度に福祉、保健、医療、教育等のサービスを市民に一元的に提供するための基本指針として「第1次氷見市地域福祉計画」を策定して以来、地域を取り巻く環境の変化に対応するための施策を展開してきました。

平成12年度には、介護保険制度の開始や児童福祉法をはじめとする各種福祉関係法令が改正される中において、市民が自立生活を送るための支援を中心に「ささえあい、ふれあい、心がなごむ福祉社会」を目指した「第2次氷見市地域福祉計画」を策定しました。

2 計画の目的

地域福祉計画は、地域のふれあいの中で、だれもが安心していきいきとした生活を送ることができることを目指した福祉社会づくりの基本方針を示すものです。

福祉を取り巻く状況は、少子高齢化の急速な進展や人口減少社会の到来、核家族化や女性の社会進出等による家庭機能の変化、個人のライフスタイルや価値観の多様化等による地域の相互扶助機能の低下等、地域社会や家庭を取り巻く環境が大きく変化しています。

また、地域経済低迷の長期化に伴う雇用不安や生活不安、さらには児童、高齢者等に対する虐待、家庭における介護や育児機能の低下、地域コミュニティの弱体化、地域における住民同士のつながりが希薄化する等、社会の変化とともに、地域における新たな課題が生じています。

「地域福祉」は、このような地域を取り巻く様々な福祉ニーズに対応し、誰もが地域社会の一員として生きがいをもって、自分らしく安心して自立した生活を営むことができる地域社会を地域全体で構築していく積極的な活動です。

地域福祉の推進は、

自らの生活を自らの責任で営む「自助」

個人では解決できない課題を支え合い、助け合いによって解決していく「共助」

行政が行う公的サービス「公助」

と、それぞれの立場で期待される役割を果たすことが重要です

計画では、そうした役割を明確に示すとともに、第2次計画で構築された「ケアネット活動」で展開した地域支え合いづくりを基盤として、地域社会が同じ目標を持ち、支え合う地域福祉推進体制づくりの基本方針を策定するものです。

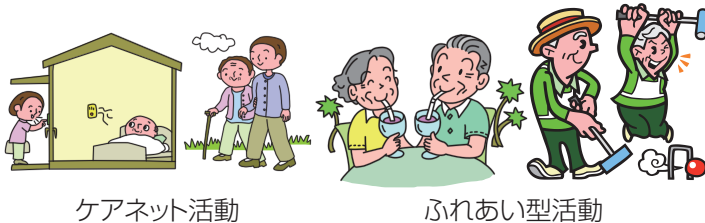
～自助、共助、公助のイメージ～

自助とは…本人や家族・親族による支え合い



家族・親族による支援

共助とは…班・自治会、地区社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO 法人等の単位での具体的・実践的な取り組みによる支え合い

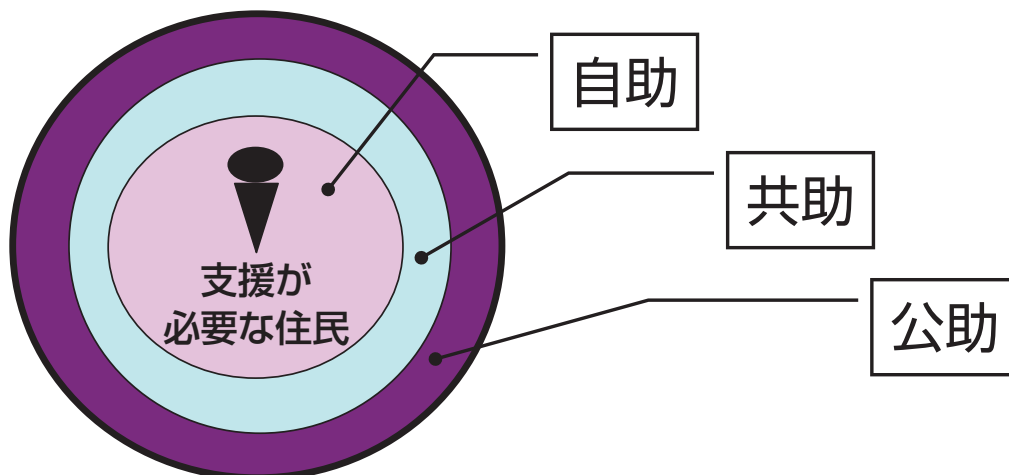


自治会、地区社会福祉協議会、ボランティア団体等による支援

公助とは…制度に基づく行政や専門機関による支援・サービス



公的サービス、
専門職
による支援



3 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

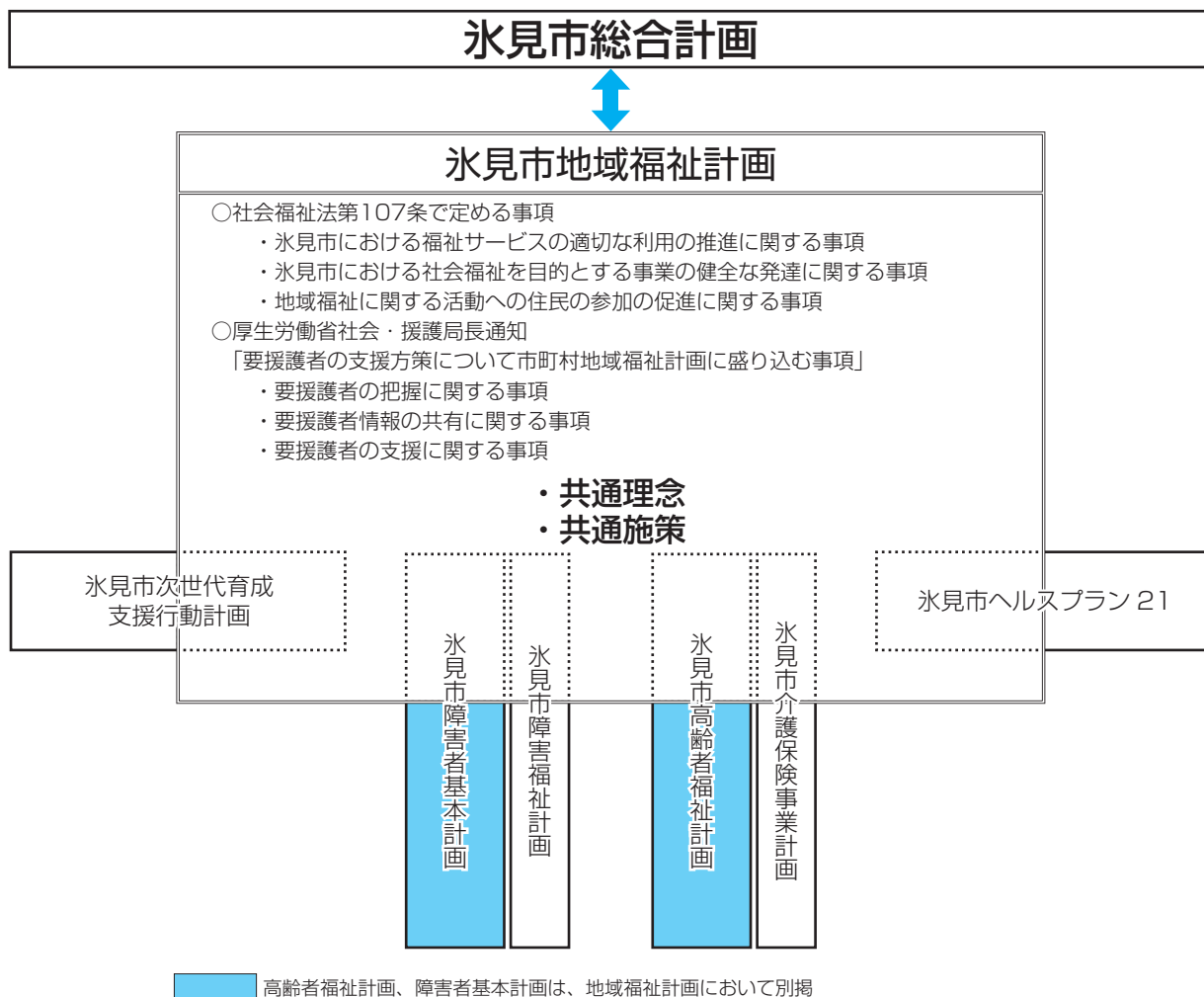
地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき策定するもので、市の総合計画の地域福祉の分野を担うものです。高齢者福祉計画や障害者基本計画等の分野別計画の上位計画として位置づけられていますが、高齢福祉や障害福祉、児童福祉といった分野に特化した施策やサービス目標等は各分野別計画で示されます。

つまり、ここでは地域福祉計画は地域福祉を推進する方向（共通理念）と、各分野別計画等に共通する課題に対する施策を示します。また、総合計画と整合することで、計画の理念が推進されます。

(2) 氷見市の他計画との関係

地域福祉計画は、上位計画である総合計画や地域福祉を推進する上で関係する計画との整合を図ります。

地域福祉計画の位置づけと他計画との関係



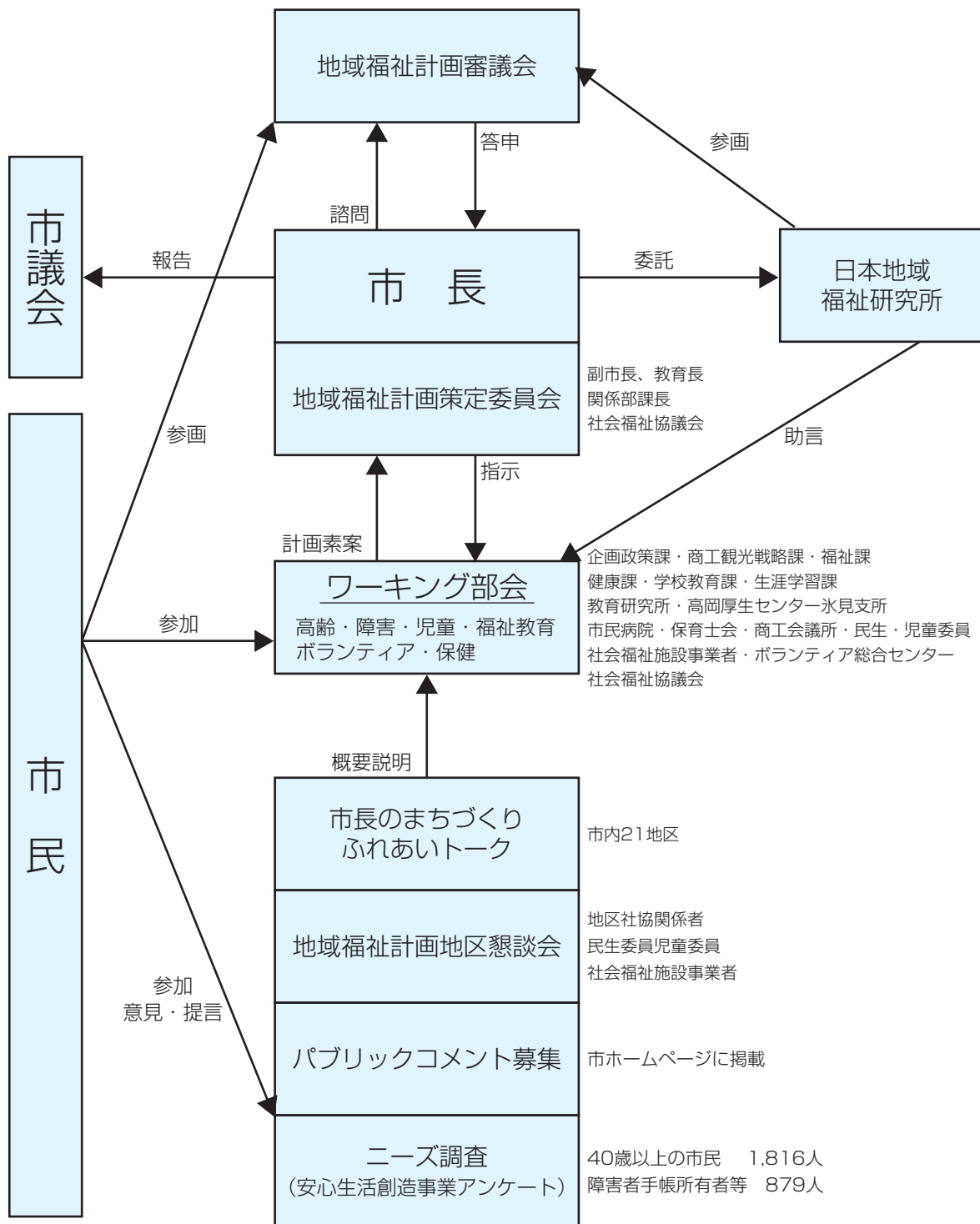
(3) 策定体制

計画の策定にあたり、地域での支え合いに関する課題やニーズの把握のために、40歳以上の市民及び障害者手帳所有者等を対象にアンケート調査を実施し、計画策定の基礎資料としました。

また、計画の実行には、行政は実施計画と予算措置を、市社会福祉協議会（以下、「市社協」といいます。）は地域福祉推進の地域への喚起を、地域住民は活動への参加をと、互いに補完・補強しあう体制づくりが求められます。

そのため計画策定では、市と市社協の合同事務局体制とし、ワーキング部会では市民参加のもとで策定作業を進めました。

地域福祉計画策定フロー図



4 第3次計画の特徴

(1) 計画の位置づけの見直し

前述（P. 4 参照）にもあるように、従来の計画では、地域福祉という領域を高齢福祉、障害福祉、児童福祉等の各分野と同等のものにとらえ、位置づけてきましたが、近年の地域福祉の考え方を整理すると、地域福祉は、地域で生活するすべての市民の日常生活における共通の課題を解決しながら、より住みやすい環境を整備することと言え、従来の各分野との併記ではなく、各分野の土台として位置づけました。

(2) 施策目標（行政、関係機関、地域住民の協働）

本計画では、各分野別の計画との関係を明確化することにより、従来の公助中心の施策目標ではなく、行政、関係機関、地域住民のそれぞれの立場を意識したものとして、個人を取り巻く環境やその周りの地域の絆、さらにそれを支える専門機関、そして、行政の連携を意識した施策目標となっています。

5 市社会福祉協議会との連携

本計画では、市社協と合同事務局体制で進めてきました。これは、今後の計画の実行を意識するとともに、本計画の特長とも言えます。

市社協は、地域住民主体を旨とした地域住民の参加の推進やボランティア、福祉教育、まちづくり等の実績を有し、民間の立場で広く活動主体の連絡調整とそれらへの支援を行うための中心的存在として、市と車の両輪の関係で社会福祉事業の実施と発展に貢献してきました。

このことから、第3次計画では社会福祉協議会の基本計画である「地域福祉活動計画」と一体化し、行政機能と社協機能の連携を深めた福祉事業の推進に取り組んでいきます。

(参考)

社会福祉法第109条に定義する市町村社会福祉協議会および地区社会福祉協議会の事業目的

- ① 社会福祉を目的とする事業の企画および実施
- ② 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ③ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整および助成

上記のように、社会福祉協議会は、社会福祉法において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として明確に位置づけられています。

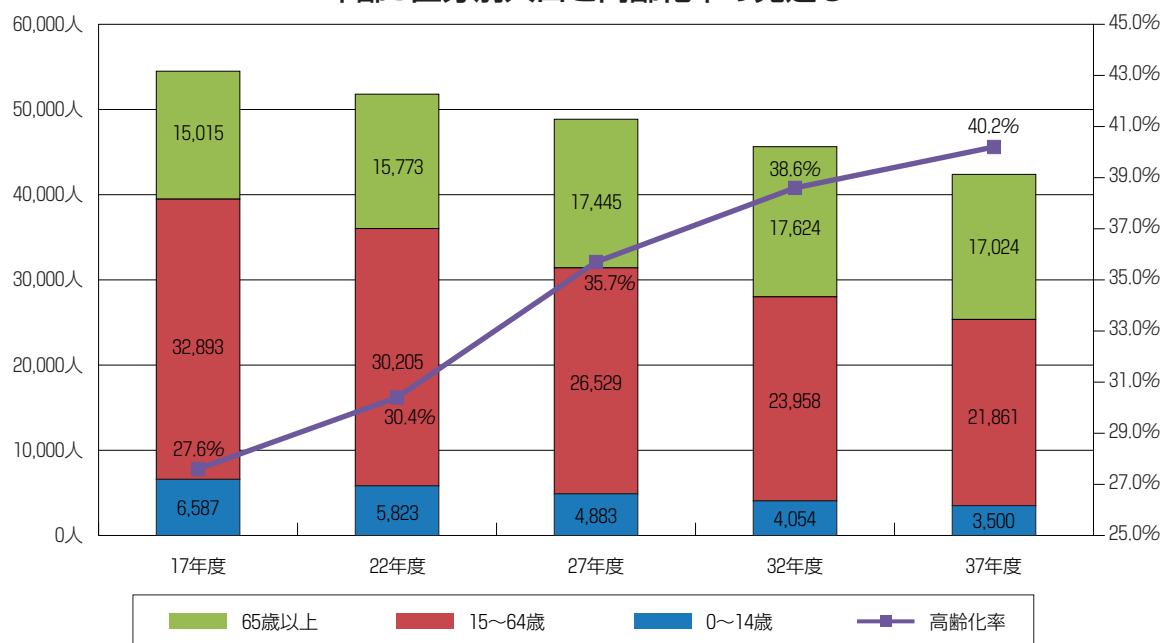
第2章 氷見市の地域福祉の現状と課題

1 氷見市の概況

(1) 人口について

国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の市区町村別推計人口」（平成20年12月推計）に基づく氷見市の将来人口の見通しは、次のとおりです。氷見市においては、人口の減少とともに、年少人口（0～14歳人口）の減少と老年人口（65歳以上人口）の増加が進んできました。

年齢3区分別人口と高齢化率の見通し



■年齢3区分別人口及び人口比率の見通し

(単位：人、%)

		17年度	22年度	27年度	32年度	37年度
人口	0～14歳	6,587	5,823	4,883	4,054	3,500
	15～64歳	32,893	30,205	26,529	23,958	21,861
	65歳以上	15,015	15,773	17,445	17,624	17,024
	うち65～74歳	7,402	6,968	8,326	8,190	6,328
	うち75歳以上	7,613	8,805	9,119	9,434	10,696
比率	0～14歳	12.1	11.2	10.0	8.9	8.3
	15～64歳	60.4	58.3	54.3	52.5	51.6
	65歳以上	27.6	30.4	35.7	38.6	40.2
	うち65～74歳	13.6	13.5	17.0	17.9	14.9
	うち75歳以上	14.0	17.0	18.7	20.7	25.2

(2) 福祉の現状

① 高齢者

平成23年3月末現在の要介護（要支援）認定者数は、2,921人です。介護保険制度がスタートした平成12年度末の1,479人と比較すると、およそ10年間で倍増しています。

スタートから5年間は、高齢化の進行と制度の普及に伴い、第1号被保険者に占める認定率は10.0%から16.8%に伸びましたが、その後の5年間は微増状態となり、平成23年3月末現在は、17.9%となっています。

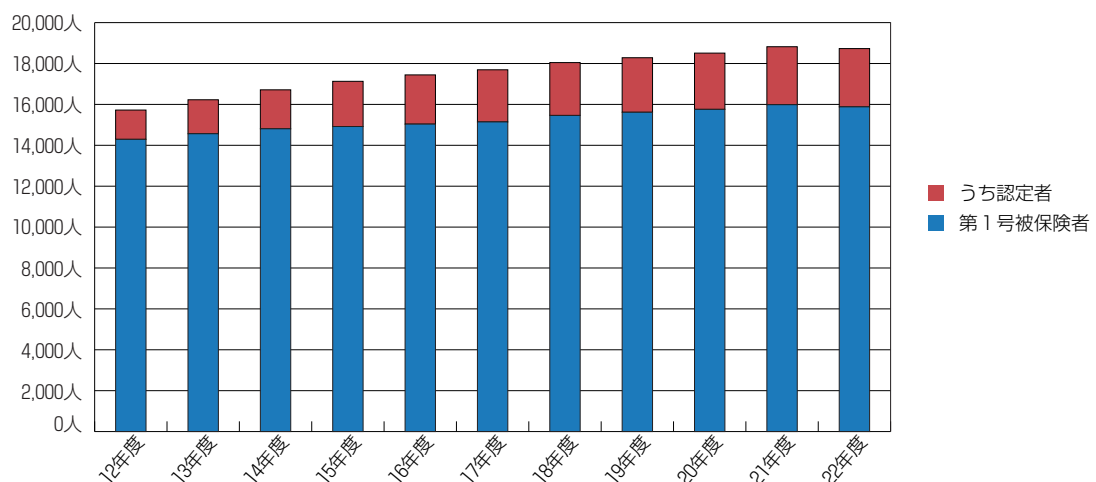
この間、認定区分や認定基準の見直しがありました。要介護3以上、要介護2以下の割合は、ほとんど変わらず、要介護3以上では、要介護4が増加した分、要介護5が減少し、要介護2以下では、要支援が増加した分、要介護1・要介護2が減少しています。

○介護認定者数等の推移

（各年度末、単位：人）

年 度	第1号被保険者数	うち認定者数	割合	第2号被保険者数	計
12年度	14,292	1,432	10.0%	47	1,479
13年度	14,566	1,661	11.4%	56	1,717
14年度	14,807	1,906	12.9%	65	1,971
15年度	14,919	2,210	14.8%	60	2,270
16年度	15,036	2,407	16.0%	63	2,470
17年度	15,143	2,550	16.8%	74	2,624
18年度	15,461	2,584	16.7%	74	2,658
19年度	15,616	2,667	17.1%	73	2,740
20年度	15,758	2,751	17.5%	68	2,819
21年度	15,986	2,835	17.7%	66	2,901
22年度	15,880	2,850	17.9%	71	2,921

第1号被保険者数の推移

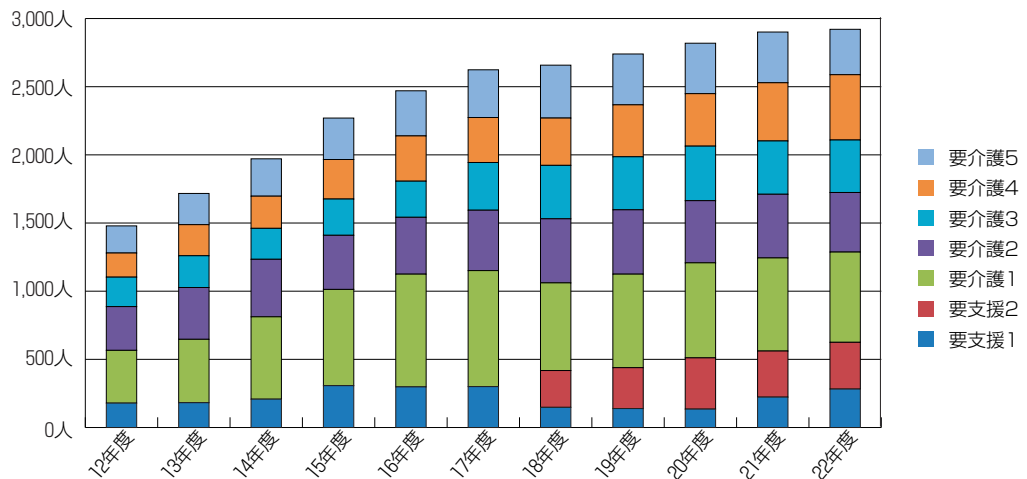


○介護度別認定者数の推移

(各年度末、単位：人)

年 度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
12年度	179		387	321	216	177	199	1,479
13年度	182		465	380	233	228	229	1,717
14年度	208		604	422	227	236	274	1,971
15年度	307		706	397	266	290	304	2,270
16年度	298		827	417	265	332	331	2,470
17年度	300		851	443	350	330	350	2,624
18年度	148	270	643	470	392	347	388	2,658
19年度	139	300	686	472	389	381	373	2,740
20年度	135	376	697	456	400	385	370	2,819
21年度	223	338	683	467	391	427	372	2,901
22年度	282	343	662	437	385	479	333	2,921

介護度別認定者数の推移



※平成17年度までは、要支援1、2の区分はありません。

② 障害のある人

◇身体障害者手帳の交付状況

身体障害者手帳を所持している人は、平成23年3月31日現在、2,540人となっており、身体障害者福祉法の改正に伴い、その対象範囲が拡大されたことから身体障害者手帳所持者は増加しています。

障害の程度別では、重度化の傾向が見られます。

障害部位ごとに比較をすると、内部障害の伸び率が増加しています。

内部障害の原因疾患としては、心臓疾患、腎臓疾患、ぼうこう・直腸疾患が内部障害全体で占める割合が高くなっています。

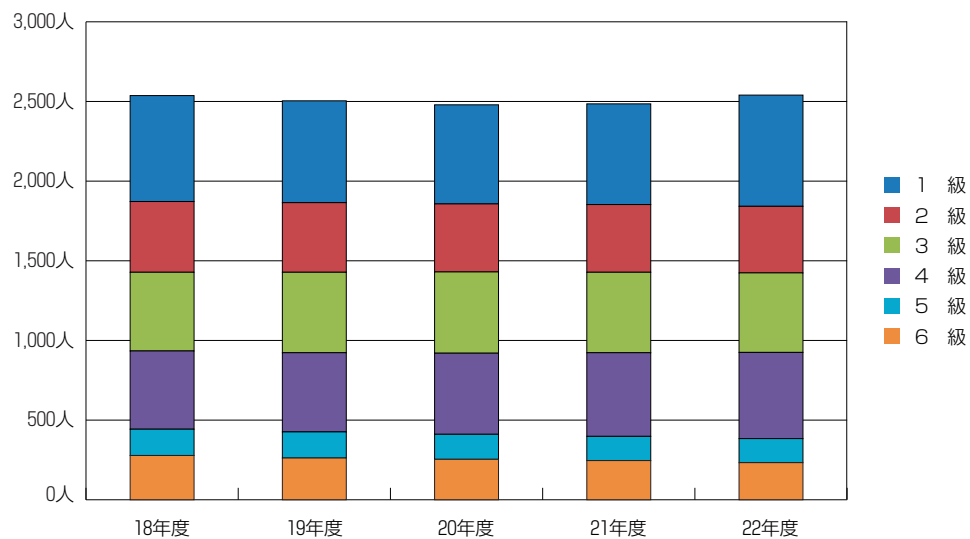
また、年齢階層別を見ると、全体の約74%が65歳以上の高齢者となっています。

○身体障害者等級別手帳交付者数の推移

(各年度末、単位：人)

等 級	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
1 級	665	639	622	632	698
2 級	444	437	427	425	418
3 級	494	505	510	505	499
4 級	491	497	509	525	541
5 級	165	164	157	152	151
6 級	278	262	254	246	233
合 計	2,537	2,504	2,479	2,485	2,540

身体障害者手帳等級別交付者数の推移

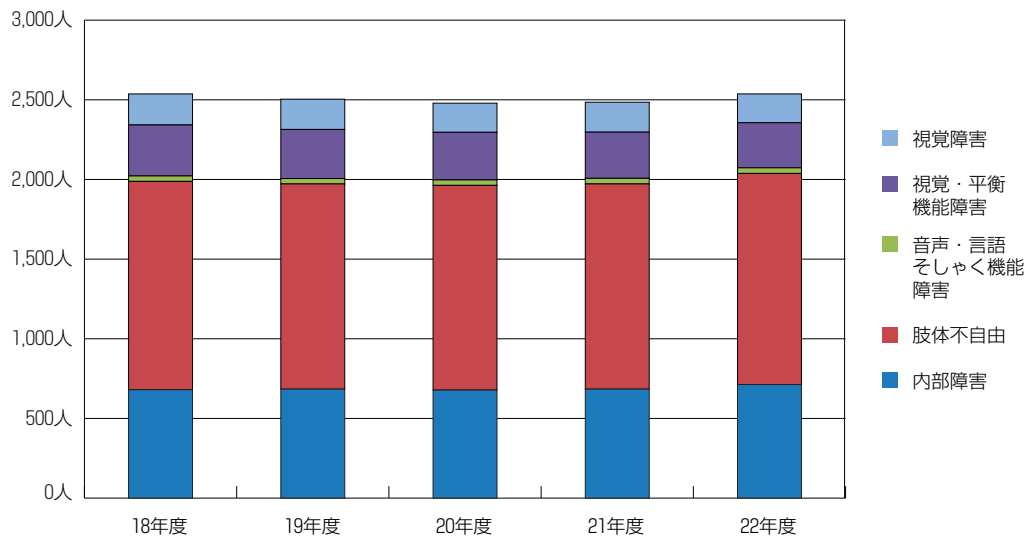


○身体障害者手帳障害別交付者数の推移

(各年度末、単位：人)

障 害 別	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
視 覚 障 害	195	190	183	188	184
聴 覚・平 衡 機 能 障 害	320	308	299	290	283
音声・言語・そしゃく機能障害	34	34	34	35	35
肢 体 不 自 由	1,308	1,288	1,285	1,288	1,325
内 部 障 害	680	684	678	684	713
合 計	2,537	2,504	2,479	2,485	2,540

身体障害者手帳障害別交付者数



◇療育手帳の交付状況

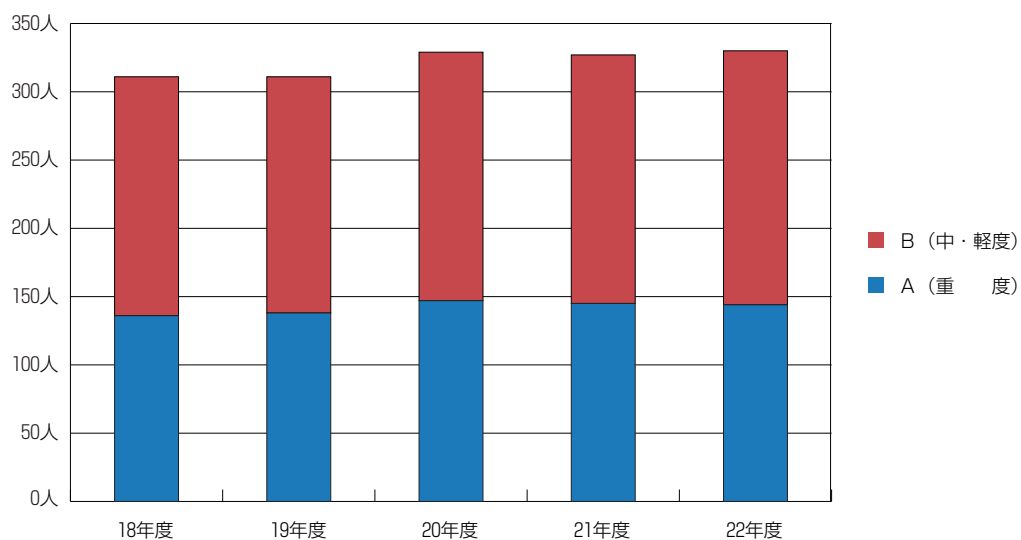
療育手帳を所持している人は、平成23年3月31日現在、330人となっており、近年A判定、B判定ともに増加傾向になっています。このことは国においても同様であり、近年大幅な伸びを示しています。

○療育手帳程度別交付者数の推移

(各年度末、単位：人)

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
A（重 度）	136	138	147	145	144
B（中・軽度）	175	173	182	182	186
合 計	311	311	329	327	330

療育手帳程度別交付者数の推移



◇精神障害者保健福祉手帳等の交付状況

精神障害者保健福祉手帳所持者は、平成23年3月31日現在、152人となっており、平成18年度からの5年間で62人の増加（68.9%増）となっています。

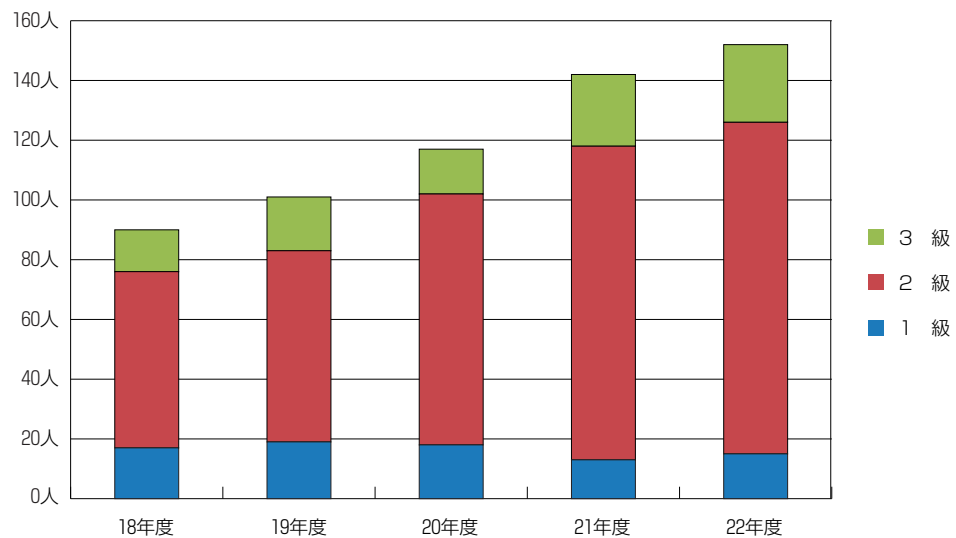
また、医療費を公費で負担している通院患者数については、手帳所持者数を大きく上回り、毎年度増加しています。

○精神障害者保健福祉手帳等級別交付者数の推移

（各年度末、単位：人）

等 級	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
1 級	17	19	18	13	15
2 級	59	64	84	105	111
3 級	14	18	15	24	26
合 計	90	101	117	142	152

精神障害者保健福祉手帳等級別交付者数の推移

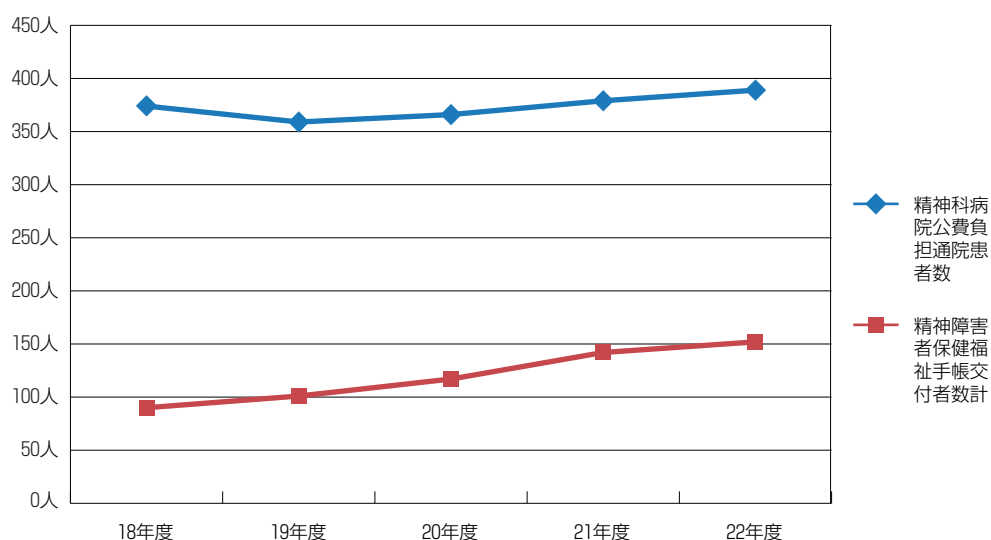


○精神科病院公費負担通院患者数及び精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移

(各年度末、単位：人)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
精神科病院公費負担通院患者数	374	359	366	379	389
精神障害者保健福祉手帳交付者数計	90	101	117	142	152

精神科病院公費負担通院患者数及び精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移



③ 子ども

一人の女性が生涯に産む平均の子どもの数を示す合計特殊出生率によると、全国的に依然として“少子化傾向”にあり、本市においても例外ではありません。昭和58年から平成4年までは全国及び富山県の数値を上回っていましたが、平成5年からは全国を上回るものの富山県を下回る値となりました。平成15年からはまた富山県の値1.39人を若干上回る1.40人になりましたが、この数値は長期的に人口を維持できる水準（人口置換水準）の2.08人を大幅に下回っており、人口減少につながります。

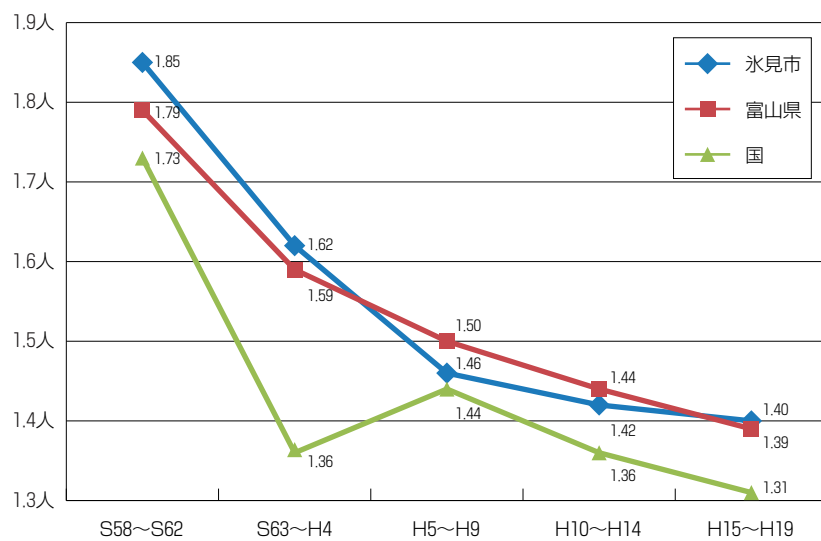
少子化の進行に伴う子どもと子育てを取り巻く環境の変化は、子どもの健全な成長に大きな影響を与えており、特に地域での近所関係の希薄化による影響は大きく、子どもが健やかに成長できる環境を整えるために、社会全体で支えていくことが必要となっています。

○出生数の推移

(各年度末、単位：人)

年 度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
出生数	367	331	331	328	311	292

合計特殊出生率の推移



(資料) 人口動態統計

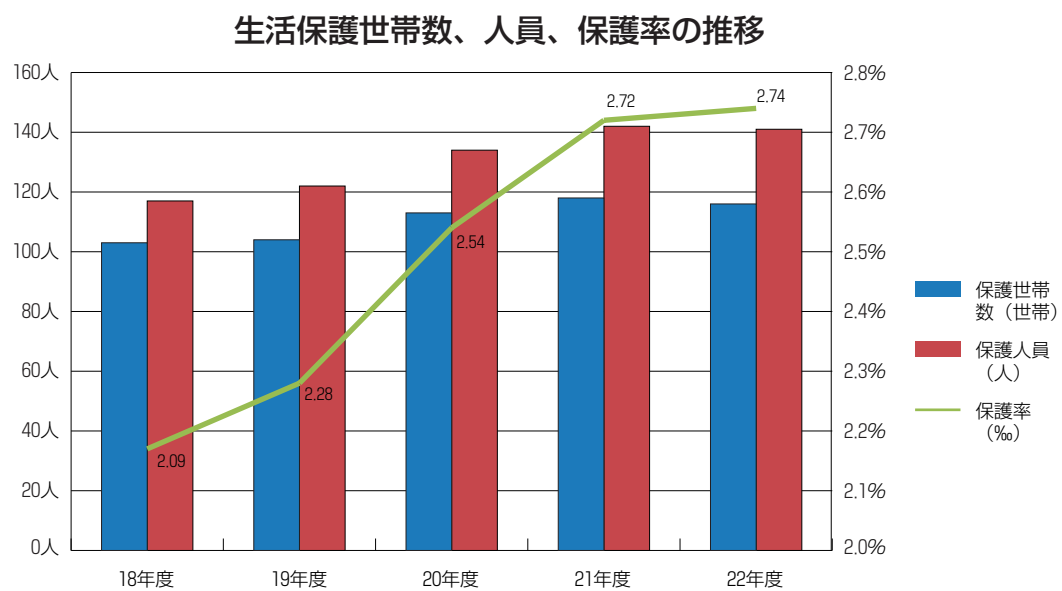
④ 生活保護

本市の生活保護の状況（保護率）は昭和50年の5.5‰をピークに減少傾向でしたが、平成2年から微増に転じ、平成6年から再び減少傾向となりました。その後増減を繰り返しながら推移し、平成17年から増加の傾向が続き、平成20年はリーマンショックによる経済不況により大きく増加しています。

○生活保護世帯数等の推移

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
世帯数（世帯）	103	104	113	118	116
人員（人）	117	122	134	142	141
保護率（‰）	2.17	2.28	2.54	2.72	2.74

※‰：パーミル（1,000分の1）



2 第2次地域福祉計画の取り組みの主な成果と今後の課題

(1) 住民主体によるケアネット活動¹システムの構築

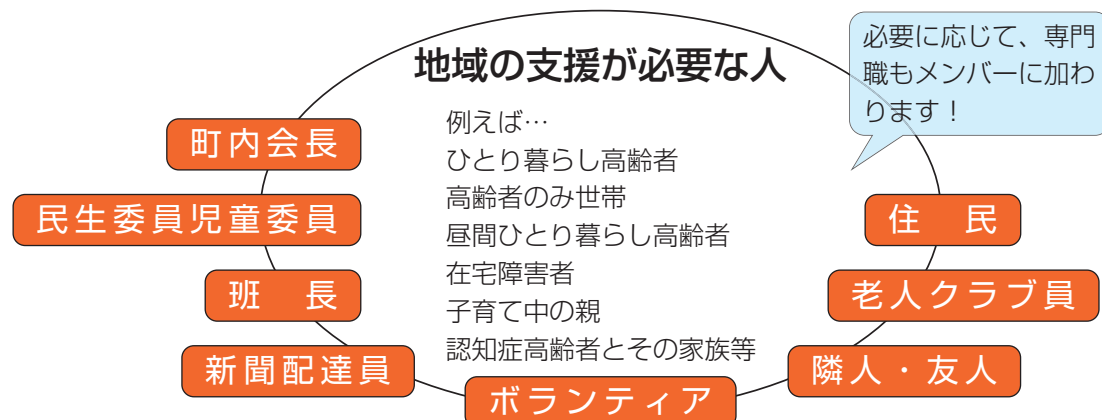
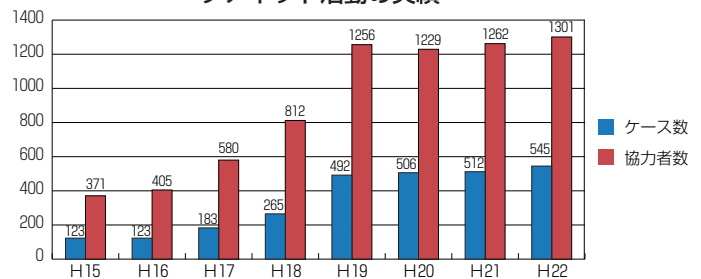
① 成果

- ・地域住民が主体となり、全市的な見守り体制が構築された。
- ・地域福祉活動の担い手が増加し、福祉に対する理解が促進された。
- ・一人ひとりへの支援から見てきた課題について、地域で取り組むことができた。
(認知症への理解や常設型の居場所づくり等)

② 課題

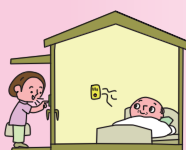
- ・高齢者以外の対象者の拡大
- ・福祉専門職と住民の連携による支援
- ・生活に密着した求めへの対応
→外出、買い物支援等
- ・支援が必要な人の把握
→個人情報保護による情報の管理

ケアネット活動の実績



主なケアネット活動内容は、みなさんのできることを聞きながら、決めていきます！

例えば…



声かけ



遠巻きの見守り



通院、散歩などの付き添い

この他に、ゴミ出しや自分の買い物のついでに対象者の買い物もすることや自分の趣味（草木の剪定、囲碁・将棋の相手等）を活かした活動もあります。

1 ケアネット活動

近隣住民のちょっとした協力や見守り等の支援があることで、本人（世帯）が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるための地域住民による活動で、数名でチームを組み、それぞれのできる支援をします。

第3章 計画の体系

第1節 目指す福祉社会像

地域福祉計画の基本的な目標は、「誰もが住み慣れた地域社会において、いきいきと暮らし続ける」ことであると言えます。そのために、これまでの地域福祉計画でも行政、関係機関、多くの市民が地域福祉活動に参画していくことに努めてきました。

この第3次計画においても、地域で一人ひとりの生涯にわたる生活を支える仕組みづくりを、行政、関係機関、地域の協働により進めていくため、目指す福祉社会像を「**ささえあい ふれあい 絆が深まる福祉社会**」としました。

第2節 基本理念

本市の福祉社会像である「**ささえあい ふれあい 絆が深まる福祉社会**」の実現を全市民とともに目指すため、次の3つの理念を基本に、地域福祉を推進します。

1 安心生活を支える体制づくり

市民が生涯にわたって安心して暮らせるように、保健、医療、福祉の専門職と地域が一体となり、誰もが社会的に自立して生活するための支援体制を確立します。

2 地域福祉を支える担い手づくり

本計画の推進には、各種施策の提供や調整を行うための専門的人材の確保とともに、地域組織のリーダーや、そのリーダーを支える人たちの発掘・養成が必要です。そのため、講座や研修等を継続して実施し、長期的な視点に立った担い手の育成に取り組んでいきます。

3 人にやさしい絆づくり

豊かで安らぎに満ちた生涯をおくるには、生活問題解決の手助けとなる家族や地域での絆づくりが必要です。市民一人ひとりがお互いを大切に、支えあい、助けあいのもとで幸せな生活をおくることができるよう、家族・地域の絆づくりに向けた施策を推進します。

第3節 計画の期間

第3次福祉計画は、目標年次を平成33年度とし、基本構想、基本計画、実施計画の三層で構成します。

1 基本構想（計画期間：平成24年度～平成33年度の10年間）

目指す福祉社会の目標を定め、これを実現するために必要な施策の方向性を示すもので、計画の土台となるものです。

2 基本計画（計画期間：平成24年度～平成28年度の5年間）

基本構想を具現化するための施策の内容を明らかにするもので、分野別に取り組むべき施策の基本方向と施策の体系を定めます。

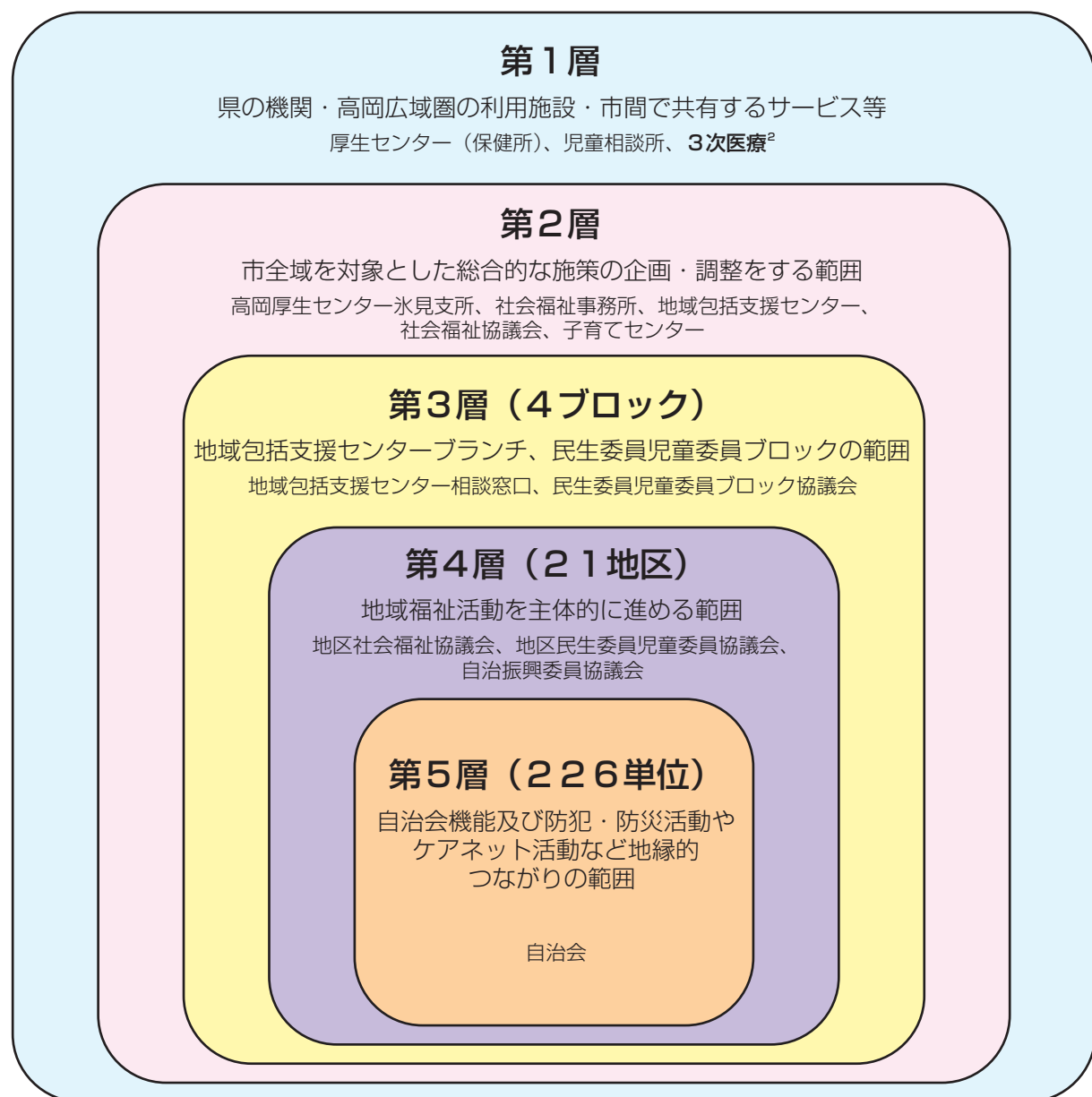
3 実施計画（計画期間：平成24年度～平成26年度の3年間）

基本計画の施策の体系に基づいて、具体的な主要施策や主要事業を示すものです。第2次計画では、計画期間を5年間としていましたが、社会情勢や法制度等の変化に適切に対応するため、計画期間を3年間とします。

<福祉計画の計画期間>

年 度	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
基本構想（10年）										
基本計画（5年）										
実施計画（3年）										

第4節 地域福祉圏域



2 3次医療

特殊な医療機器を必要とする医療や臓器移植、特に専門性の高い救急医療など高度で専門的な医療をいいます。



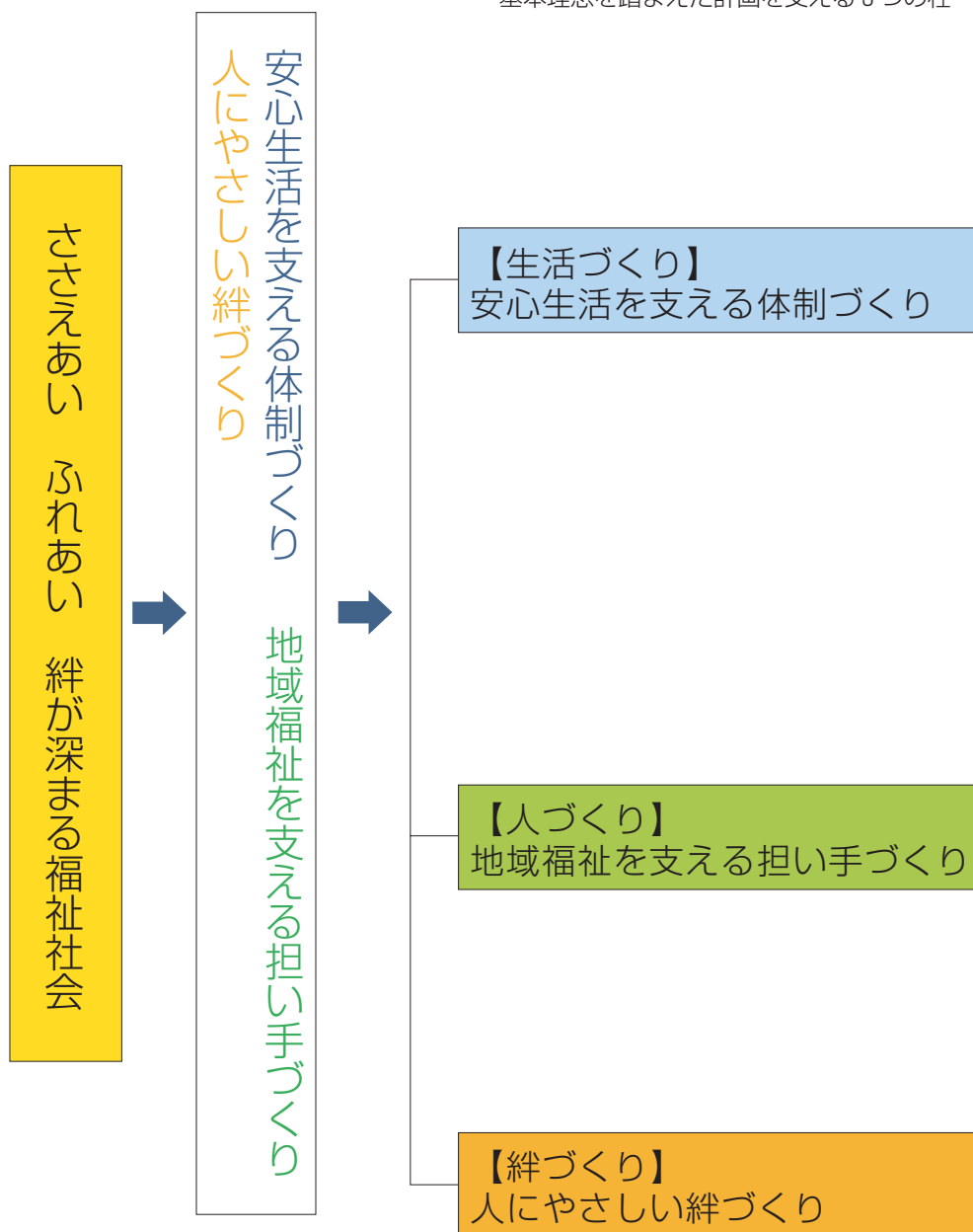
第5節 施策の体系（基本理念～施策目標～施策項目）

第3次氷見市地域福祉計画の体系

福祉社会像 基本理念

施策目標

基本理念を踏まえた計画を支える3つの柱



施策項目

事業メニュー

1 市民の権利擁護体制の構築	権利擁護の推進 虐待の早期発見と対応
2 包括的な総合相談・支援体制の構築	相談窓口の充実 総合的なコーディネート体制の構築
3 地域自立生活への支援	地域生活への支援 子育て支援の充実 健康づくりと疾病予防の充実
4 地域医療・病診地域連携の充実と 在宅福祉・医療サービスの利用支援	病診地域連携の強化 在宅医療・福祉サービス利用への支援 市民病院医療体制の整備
5 居住環境・交通・移動手段等の整備	外出支援サービスの充実 ユニバーサルデザインの普及
6 働く場・就労の場の創出支援	コミュニティビジネスの起業支援 高齢者、障害者の就労機会の充実
7 地域活性化につなげる環境整備	活動団体の連携強化と発展 世代間交流の推進
1 生涯を通じた福祉教育の推進	生涯を通じた福祉教育の推進
2 ボランティア活動の推進と参加促進	活動の普及・啓発 活動への支援 活動プログラムの開発
3 安心生活を支える地域活動支援	ケアネット活動の充実 安心生活創造事業の推進 地域力発揮プロジェクト21の推進
4 福祉専門職の養成と確保	福祉専門職研修の充実 福祉専門職の確保
5 地域人材の育成	地域福祉リーダーの育成 幅広い担い手の育成
1 地域と福祉専門機関の連携	行政と市社協の連携による支援体制の構築 地域と福祉専門機関の情報共有化
2 絆づくりのための情報提供と共有	情報提供の推進 個人情報保護検討会の設置
3 個人情報管理システムの構築	要援護者情報の電子化とネットワークによる情報の共有
4 災害に強い地域づくり	防災等に関する意識づくりの推進 避難所の確保と避難所での生活支援の推進



第2部

基本計画

- 第1章 生活づくり
～安心生活を支える体制づくり～
- 第2章 人づくり
～地域福祉を支える担い手づくり～
- 第3章 絆づくり
～人にやさしい絆づくり～
- 第4章 重点施策
- 第5章 計画の推進体制

第2部 基本計画

第1章 生活づくり ～安心生活を支える体制づくり～

市民の自立生活支援のために保健・医療・福祉の専門機関・専門職の分野を越えた支援体制を構築すると共に、今後、より一層増加すると予想される複数の生活課題を抱えた要支援者を支援する体制を構築します。また、ハンディキャップのある人の就労への支援や交通・移動手段の確保等、市民だれもが地域において自立して生活するための環境整備に取り組んでいきます。

第1節 市民の権利擁護体制の構築

【現状と課題】

高齢者や知的障害者、精神障害者が、日常生活において不利益を被らないよう権利を擁護する必要があります。判断能力が十分でない人たちへの、本人に代わる財産管理や、日常生活の基盤となる福祉サービス利用への支援等、迅速に対応できる体制づくりがより一層求められています。

1 権利擁護の推進

(1) 権利擁護事業の普及・促進

認知症高齢者や知的、精神に障害のある人等判断能力が不十分な人たちが、地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等の**日常生活自立支援事業**³の利用を促進します。

(2) 成年後見制度⁴の普及・促進

判断能力が不十分な人たちの財産管理や身上監護について、代理権を与えられた成年後見人等が本人を保護する成年後見制度について、市広報や市ホームページ、ケーブルテレビ等の各種媒体を活用して普及・促進を進めます。また、制度による支援が必要な人で、助成を受けなければ制度の利用が困難な方に対して必要な費用の助成を行います。

(3) 子どもの権利擁護の推進

虐待防止を始めとする子どもの権利擁護に向けて、関係機関や市民との連携を深めるとともに、虐待を早期発見していくための体制を強化します。また、**里親制度**⁵について、普及啓発に努めるとともに、関係機関との連携による支援体制づくりに取り組みます。

3日常生活自立支援事業 判断能力が不十分な高齢者や障害者等の権利を擁護し、できる限り地域で自立した生活が送れるよう、県社会福祉協議会が本人との契約により、各種サービスの利用援助や日常の金銭管理等を行う事業をいいます。

4成年後見制度 認知症や精神上の障害により判断能力が不十分な人について、契約の締結等を行う代理人を選任し、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消すことができるようにすること等で、これらの人を不利益から守る制度のことです。手続きの際には家庭裁判所が窓口となります。

5里親制度 里親とは、親の病気、家出、離婚、そのほかいろいろな事情により家庭で暮らせない子どもたちを、自分の家庭に迎えて養育する人のことをいいます。養育里親、専門里親、親族里親、養子縁組によって養親となることを希望する里親の4種類があります。

2 虐待の早期発見と対応

(1) 虐待の早期発見への啓発

専門職、行政だけでなく、すべての市民が虐待や虐待の予防に関して正しい知識を持ち、虐待を発見した場合には、警察や関係機関へ通告、通報する義務があることを、市広報や市ホームページ、民生委員児童委員の会議等を通じた啓発活動に取り組みます。

(2) 虐待予防への取り組み

子育てや介護の不安、失業等の経済的不安がある場合等、家族のおかれた環境によって、弱者への虐待につながる可能性が高くなります。そのため、家族への適切な相談支援体制を整え、虐待への予防に取り組みます。

(3) 虐待防止ネットワーク体制の強化

障害者・高齢者・児童の一体的な虐待防止へ向けて、その実態把握や早期発見・早期予防、サービス・制度・機関へのつなぎ、見守り等を行うため、地域の関係者や関係機関とのネットワーク体制を強化します。

第2節 包括的な総合相談・支援体制の構築（重点施策）

【現状と課題】

本市が展開するケアネット活動の浸透により、地域における相互扶助機能が維持されているとはいえ、市民の抱える生活上の課題は複雑化し、保健、医療、介護、福祉等の各分野にまたがることや、既存の制度の枠内では解決が困難な相談内容が増えています。また、近年では個人の問題ではなく、家族全体の支援が必要な相談が増え、複数の専門職による支援体制が必要となってきました。

1 相談窓口の充実

従来の行政窓口や市内4カ所の**地域包括支援センター**⁶地域窓口のほか、身近な地域で相談を受け止められる相談体制づくりについて検討を進めます。

2 総合的なコーディネート体制の構築

複数の課題を抱えた世帯（介護が必要な母と精神障害のある息子等）への総合的な支援体制を実現するために、行政、関係機関及び専門職が連携するコーディネート体制づくりについて検討を進めます。

6地域包括支援センター 地域包括支援センターは、介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメント等を総合的に行います。包括的支援事業として介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援を、介護予防支援業務として要支援者のケアマネジメントを行います。

第3節 地域自立生活への支援

【現状と課題】

様々な生活課題を有する市民が、それぞれの地域で安心して生活を送るための支援として、互いに助け合う仕組みとともに、公的な福祉サービス等の充実が挙げられます。

人生の途上にある様々な生活を妨げるリスクから身を守るため、時代のニーズを的確に捉えた公的な支援制度の整備と体制づくりが必要です。

また、地域の支え合い事業であるケアネット活動においては、545件（平成22年度実績）の要支援対象者の内、約95%が高齢者であることから、今後は支援が必要な障害者（障害者のいる世帯）やひとり親家庭等の把握と支援への取り組みが課題と言えます。

1 地域生活への支援

（1）地域生活に移行する人への支援

福祉施設や医療機関から地域生活へ移行を進めるため、一人ひとりのニーズに対応したサービスの提供に取り組みます。

（2）生活困窮問題の取り組み

困窮問題の相談支援に取り組み、生活保護制度や、生活福祉資金貸付事業等を活用しながら、自立生活に向けた支援に取り組みます。

（3）24時間介護支援体制の整備

在宅で介護を必要とする人に、必要なときにいつでも自宅で介護や看護サービスが受けられるように、24時間の支援サービス体制について検討を進めます。

（4）家族介護者等への支援

高齢者や障害者を介護している家族等の負担を軽減するため、介護サービス利用等の相談支援を促進します。

（5）ケアネット活動の充実

ケアネット活動の更なる発展のため、地区内の各種団体の連携を広げるとともに、地区社会福祉協議会（以下「地区社協」といいます。）間の活動格差等が生じないためにも、隣接する地区社協同士が連携を取り合う活動体制づくりが求められており、その推進に努めます。

2 子育て支援の充実

(1) 地域での子育て環境の整備

安心して子育てができるよう、地域子育てセンターが中心となり、保健・福祉等の関係機関が地域子育てネットワークを通じて連携を深め、地域の子育て支援の拡充に努めます。

また、次代を担う子どもたちが、児童クラブ活動や放課後児童クラブ等において、地域とのかかわりの中で健やかに生まれ育つことができる子育て支援サービスの充実に努めます。

(2) 子育てと仕事の両立支援

様々な保育ニーズに対応したサービスを提供して子育ての負担の軽減を図るとともに、放課後の子どもの居場所となる放課後児童クラブの環境整備や、市内全域への開設に取り組んでいきます。また、民間活力を導入した保育所運営を促進して保育サービスの向上を図り、子育てと仕事が両立しやすい環境づくりを進めます。

(3) 子どもの健やかな成長支援

子どもの健やかな成長と発達を支援するため、健康づくりの分野を「栄養・食生活」「身体活動・運動」「休養・こころの健康」「たばこ・アルコール」「歯の健康」「健康管理」に分け、具体的な目標値を設定し、関係する機関や団体の協働によりその目標に向かった取り組みを進めます。また、子育て家庭への経済的な負担の軽減を目的に、子どもの医療費助成や多子世帯の保育料の軽減等の支援を充実します。

3 健康づくりと疾病予防の充実

(1) ヘルスプラン21の実践と推進

「栄養・食生活」「身体活動・運動」「休養・こころの健康」「たばこ・アルコール」「歯の健康」「健康管理」をテーマとして、市民一人ひとりが、生活習慣病等を予防するための生活習慣を身につけ実践することを実行目標とする、第2次氷見市ヘルスプラン21を推進します。

特に、生活習慣病予防への取り組みとして、一次予防では子どもの頃からの生活習慣病予防のための生活習慣を身につけ、二次予防として健康診査の受診率向上とハイリスク者の悪化予防対策を推進します。また、心の健康づくりとして、ストレスへの対処法の啓発や相談機関の周知等、相談支援体制の充実に取り組みます。

(2) 地域ぐるみの保健活動の推進

地域における保健活動のリーダーである健康づくりボランティアを養成、育成し、その活動を積極的に支援するとともに、地区組織や関係機関の連携による地域ぐるみの健康づくりを促進します。

第4節 地域医療・病診地域連携の充実と 在宅福祉・医療サービスの利用支援

【現状と課題】

高齢化が進む本市において、今後ますます医療ニーズが高まることが予想され、市内唯一の総合病院である市民病院には、地域の中核病院として市民がいつでも安心して医療を受けることができるよう、地域医療供給体制の充実が求められています。

また、高齢者等が病院や福祉施設等から自宅等への円滑な地域移行も重要なテーマです。

地域移行後の適切な在宅サービスの提供には、医療機関・保健・福祉施設・地域等のきめ細かな連携が必要となってきています。

1 病診地域連携の強化

市民がいつでも安心して継ぎ目の無い医療を受けるため、市民病院、医療機関、保健福祉施設及び地域との連携強化を図り、退院計画・介護計画を一体的にとらえ、発症から社会復帰までが円滑に進む体制づくりを進めます。

2 在宅医療・福祉サービス利用への支援

病院退院後も地域で安心した生活を営むことができるように、かかりつけ医療機関、地域、支援機関等との円滑な連携を図り、在宅で適切な医療・福祉サービスを受けることができる支援体制づくりに取り組みます。

3 市民病院医療体制の整備

(1) 救急医療体制の推進

高岡医療圏⁷における二次救急医療機関⁸として、24時間365日の救急医療体制を確保します。さらには、一部の緊急性の高い三次救急患者⁹への受け入れ体制の整備に取り組みます。

(2) へき地巡回診療の推進

過疎化・高齢化が進む無医地区等への継続的な巡回診療を実施します。

7高岡医療圏 氷見市、高岡市、射水市の三市で構成されています。平成19年4月1日現在で、圏域内には病院28施設、一般診療所244施設（有床43、無床201）、歯科診療所140施設があります。

8二次救急医療機関 専門的な外来診療や一般的な入院医療を提供するために定められています。高岡医療圏では、厚生連高岡病院、高岡市民病院、社会保険高岡病院、済生会高岡病院、金沢医科大学氷見市民病院、射水市民病院が病院群輪番制として対応しています。

9三次救急患者 特殊な医療機器を必要とする医療や臓器移植、特に専門性の高い救急医療等高度で専門的な医療が必要な患者をいいます。高岡医療圏では、救命救急センター（厚生連高岡病院）が受入に対応しています。

(3) 高度医療の提供

市民へ身近に高度医療を提供できるように専門医療体制を整備します。

(4) 予防・回復期医療の充実

健康管理センターによる予防医療とリハビリ（回復期・通所）医療の充実を進め、疾病の早期発見、早期治療、早期社会復帰までの地域完結型医療の整備に取り組みます。

第5節 居住環境、交通・移動手段等の整備

【現状と課題】

中山間地では、路線バスの利用の減少に伴い、路線バスの運行廃止や便数が縮小化される等、高齢者や障害者等の移動手段確保が深刻な問題となっています。そのため地域では、移動手段の確保のために、自主的にバスを運行又は、運行に向けた検討を進める等、地域に根ざした持続可能な交通システムづくりが進められつつあります。

こうした取り組みの広がりにより、行政やバス会社が主体となったバス運行から、地域自らが考え整備するしくみづくりが必要となってきています。

また、このような交通システムの整備により、高齢者や障害者等の社会参加が促進されることになり、**ユニバーサルデザイン**¹⁰のまちづくりの推進が重要となってきます。すべての人が安心して活動できるように、公共施設や移動経路にユニバーサルデザインの理念が反映されるようなしくみづくりを検討していかなければなりません。

1 外出支援サービスの充実

(1) 過疎地有償運送の促進

交通機関空白等の地域において、**NPO法人**¹¹等が実施する有償運送事業に対し、事業者がサービスを安定的に供給できるための支援を継続的に実施していきます。

(2) 移動支援サービスの利用促進

重度身体障害者の生活範囲の拡大及び社会参加の促進を目的とした福祉タクシー利用の助成や、人工透析を必要とするねたきりで交通機関を利用することが困難な高齢者及び重度身体障害者への移動支援サービス利用を促進します。

2 ユニバーサルデザインの普及

(1) ユニバーサルデザインに基づいた施設づくり

新設する建築物、道路、歩道、公園等は「高齢者、障害者等移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」を遵守します。また、既存の施設もすべての人が利用できるように検討を進めます。

(2) 誰にでも分かりやすい情報提供

公共施設等の案内表示については、誰にでも分かりやすいように大きな文字や色使い等を取り入れていきます。

¹⁰**ユニバーサルデザイン** ユニバーサルデザイン【Universal Design】：年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立ってデザインすることをいいます。

¹¹**NPO法人** 特定非営利活動法人。要件として、民間で公益に資するサービスを提供する営利を目的としない団体です。特定非営利活動促進法（いわゆるNPO法）に基づいて法人格を取得した団体をNPO法人といいます。

第6節 働く場、就労の場の創出支援（重点施策）

【現状と課題】

高齢者や障害者が、地域で暮らしていくための条件として社会的・経済的な自立が挙げられますが、社会の経済状況等の影響から雇用の機会が狭められているのが現状です。

また、高齢者人口が増加している中で、高齢者がいつまでもいきいきと暮らしていくためにも、社会参加活動の場の提供が必要です。

1 コミュニティビジネス¹²の起業支援

地域に根差した新たなコミュニティビジネスの開発は、高齢者や障害者の雇用の場の創出への期待とともに、持ち得る能力を発揮する機会の確保や生きがいつくりにつながっていくと言えます。

地域を基盤として、市民と企業との協働により社会関係性を育み、地域コミュニティの活性化へもつながるコミュニティビジネスの起業を支援します。

2 高齢者、障害者の就労機会の充実

（1）雇用創造交流会（仮称）の実施

高齢者、障害者が新たな雇用や担い手になり得るコミュニティビジネスの開発を目的として、商工会議所や地元企業等と高齢者、障害者の就労支援組織による情報交換会の実施について検討します。

（2）就労機会の充実

高齢者に就労の場を提供し、社会参加を推進しているシルバー人材センターへの支援を行います。また、障害者の働く意欲と権利を尊重し、自立した生活を送るため、企業への理解を求めながら、一般就労や福祉的就労に向けたハローワークや関係機関との連携による支援を進めます。

¹²コミュニティビジネス 地域が抱える課題を、市民が中心となってビジネス手法を取り入れながら継続的に取り組むことにより解決し、新たな雇用を創り出して地域を活性化する事業のことです。

第7節 地域活性化につなげる環境整備

【現状と課題】

市内21の地区社協が主体となり、シルバー談話室やふれあいランチサービス、地区子育てサークル等のふれあい型の地域福祉活動に加え、平成15年度より地域住民による見守りや声掛け、生活を送る上で必要な支援を行うケアネット活動が展開されています。

これらの活動は、地区社協が主体でありながらも、地区内の自治振興委員をはじめとする世代を超えた関係団体の連携によって運営され、地域活性化の促進につながっているといえます。しかし、そうした活動も地域において格差があることから、隣接する地域同士が連携を取り合う等、新たな体制づくりが必要となってきています。

1 活動団体の連携強化と発展

(1) ケアネット活動の充実

ケアネット活動の更なる発展のため、地区内の各種団体の連携を広げるとともに、地区社協間の活動格差等が生じないためにも、隣接する地区社協同士が連携を取り合う活動体制づくりを進めます。

(2) 地域力発揮プロジェクト21（21地区福祉行動プラン）の推進（重点施策）

地区ごとに地域が目指す将来像を描き、今後の地区社協の活動方針となるスローガンづくり等を掲げた「21地区福祉行動プラン」の策定を進め、地域の特性を生かした活動により、地域力の向上を促進します。

2 世代間交流の推進

地区の学校や保育所（幼稚園）、放課後児童クラブ等と老人クラブ、青年団等による世代間交流等の地域活動を促進し、地区のふれあいの大切さやその効果を伝えることで、より安全で住みよい、活力ある地域づくりへの支援を進めます。

第2章 人づくり ～地域福祉を支える担い手づくり～

個人の自発的な福祉活動は、社会的使命感が強い人だけが行う特別な行為ではなくなりました。少子高齢化が進み、多様な地域課題が顕在化している今日、地域の住民が福祉活動に日常的に関わる必要があります。

本市では、地域福祉の担い手として民生委員児童委員や市社協を拠点に活動する市内21の地区社協の活躍により、高齢者の見守りや日常的な生活支援活動が展開されており、地域の福祉力の充実に大きな力となっています。

地域には、さまざまな能力や知識、経験のある人が多くいます。そして、誰かの役に立ちたい、地域に貢献したいと思っている人も多くいます。このような地域の多様な人材を発掘し、地域福祉の担い手として地域福祉の推進に参画してもらうことが重要です。

今後は、コミュニティ組織や地域の各種団体、ボランティア組織等の支援やリーダー養成が大きな課題であり、そのリーダーを支える人たちの育成と、ボランティアコーディネーターの設置が必要となります。

第1節 生涯を通じた福祉教育の推進

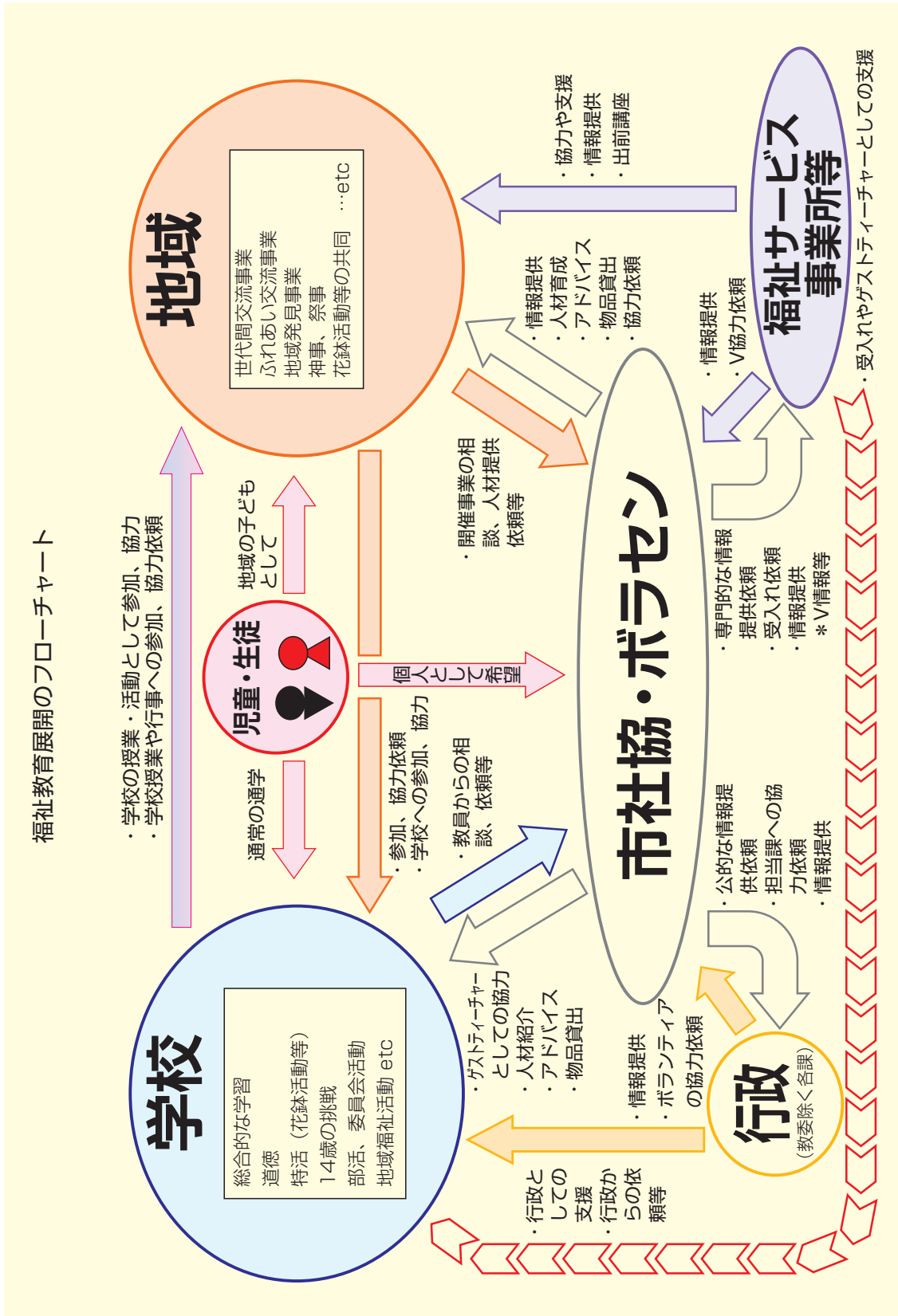
【現状と課題】

核家族化等に伴い、日常生活において高齢者や障害者との関わりを持つ子どもたちが少なくなっています。学校教育においては、「社会に学ぶ14歳の挑戦」等の**キャリア教育**¹³とともに、生命・自然を大切にする心を育む自然体験活動や社会奉仕体験活動を積極的に授業の中に取り入れています。

福祉のまちづくりは、人材の育成がその基礎であり、**ライフステージ**¹⁴に応じた教育メニューの充実を図り、地域、学校、関係団体等と連携した福祉教育を計画的・継続的に進めていく必要があります。

13キャリア教育 望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育をいいます。

14ライフステージ 人の一生を妊娠・出産期、乳幼児期、児童期、青年期、壮年期、高齢期等に分けた、それぞれの段階をいいます。



第2節 ボランティア活動の推進と参加促進

【現状と課題】

氷見市では約180団体（延7,800人）、250人がボランティア総合センターにおいて登録があり、その活動内容は福祉分野に限らず、まちづくり、環境保護、国際交流や芸術等、多方面において、行政や関係機関、福祉サービス事業所等との協働により活動が進められています。特に福祉分野では、地区社協において取り組みが進められているケアネット活動等の推進により、地域福祉に関わるボランティア活動が盛んに行われています。

このような活動の継続と推進には、より多くの人たちが気軽にボランティア活動に参加できる環境を整えるとともに、担い手となる人材の確保に努めなければなりません。

1 活動の普及・啓発

市民のボランティア活動への参加意欲の醸成を図るイベントやボランティア活動等の広報活動を推進し、広く市民への理解と啓発を推進します。また、活動を紹介しボランティアへのきっかけづくりを促進するとともに、市広報や市ホームページ、ケーブルテレビ等の各種媒体を活用して、ボランティア活動のPR・情報提供を促進します。

2 活動への支援

ボランティア活動者とボランティア依頼者の目的に沿った企画や、活動の提案・開発等、活動者への支援体制の充実に取り組みます。また、企業に対して、ボランティア活動への参加や支援を働きかけていきます。

3 活動プログラムの開発

NPO法人や企業、職業団体等との連携を進め、多様なボランティア活動プログラムの開発により、市民のボランティア活動の機会の拡充に取り組みます。また、ボランティア活動の発展のため、公的サービスとボランティア活動が効果的な連携を図る活動プログラムの開発を進めます。

第3節 安心生活を支える地域活動支援

【現状と課題】

昭和60年から順次組織された21の地区社協は、地域の核として福祉活動を担い、平成15年度からは、地域住民による相互扶助活動であるケアネット活動の展開により、現在の地域支え合い体制が確立されました。

平成22、23年度には、朝日丘・久目の地区社協において、各小学校区をモデルゾーンとした、「**安心生活創造事業¹⁵**」が取り組まれ、新たな生活ニーズへの支援体制づくりとして、買物支援や外出支援の活動等、地域福祉の再構築に向けた活動が展開されています。

これからの地域福祉を推進していくためには、公的な福祉保健サービスの提供だけでなく、地域における自分たちの生活課題を一人ひとりが受け止め、住民自らがサービスを創り出すことが大切です。

1 ケアネット活動の充実（再掲）

ケアネット活動の更なる発展のため、地区内の各種団体の連携を広げるとともに、地区社協間の活動格差等が生じないためにも、隣接する地区社協同士が連携を取り合う活動体制づくりが求められており、その推進に努めます。

2 安心生活創造事業の推進

平成22年度から2カ年、朝日丘・久目の地区社協で取り組んだ「安心生活創造事業」を、さらに市内全地区へ展開を進め、買物支援や外出支援の活動等の新たな地域福祉の体制づくりを推進します。

3 地域力発揮プロジェクト21（21地区福祉行動プラン）の推進（再掲）

地区ごとに地域が目指す将来像を描き、今後の地区社協の活動方針となるスローガンづくり等を掲げた「21地区福祉行動プラン」の策定を進め、地域の特性を生かした活動により、地域力の向上を促進します。

15安心生活創造事業 支援を必要とする人々が、住み慣れた地域で継続して、安心した生活を営むことができる地域づくりを目的とした事業。

第4節 福祉専門職の養成と確保（重点施策）

【現状と課題】

介護保険制度改正や障害者自立支援法施行等制度が大きく変化する中で、福祉サービスに関わる者には、変化し続ける福祉の動向にいち早く対応でき、多様化する利用者の個別ニーズを受け止められる高い専門性が求められています。

また、福祉施設等の人材確保も大きな課題となっています。少子高齢化社会が急激に進む中、今後の要介護（要支援）認定者等の急増に対応するためには、福祉専門職の人材養成・確保に取り組まなければなりません。

1 福祉専門職研修の充実

氷見市における福祉関連専門職は、約2,000人と推計され、第2次計画時から比較すると2倍程度に増加しています。主要産業の一つとして、今後も需要が見込まれる中、研修を通して働く環境の整備とともに、福祉専門職の資質の向上と人材確保に取り組めます。

2 福祉専門職の確保

高齢者人口のピークが10年後と見込まれ、それとともに福祉専門職の確保が重要となってきます。氷見市においても、将来ある若者に対する福祉専門職への興味・関心を持ってもらう取り組みに力を入れていくとともに、市内関連機関一つひとつでは限界のある、人材の確保について、氷見市全体で考えられるよう、協議・検討を進めます。

第5節 地域人材の育成

【現状と課題】

地域福祉活動の推進には、ニーズを受け止め、課題解決に中心的に動くキーマンの存在があります。

そうした人材は、地域の生活課題を受け止め、地域での生活を支えるリーダーとして、多くのスタッフの協力とともに、地域の核として活動を支えています。

こうした地域が一体となって、様々な人たちが協働しながら、福祉活動を支える地域づくりを進めるためには、団塊の世代をはじめ多世代を対象とする必要な研修や効果的な視察の企画等による人材の育成が鍵となります。

1 地域福祉リーダーの育成

地域づくりを進める地区社協、民生委員児童委員、自治会役員等を対象に、研修や視察等を実施し地域福祉リーダーの養成に取り組みます。

2 幅広い担い手の育成

地域福祉の幅広い担い手として、若者や団塊の世代等、地域福祉についての啓発やボランティア講座の開催、ボランティアのきっかけづくり等を行います。また、身近な地域でのちょっとしたボランティア活動に、誰でも気軽に参加できるような仕組みづくりを進めます。

第3章 絆づくり ～人にやさしい絆づくり～

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方と関東地方の太平洋沿岸部に壊滅的な被害をもたらしました。世界のメディアはそうした被災地の状況を報道する中、自らが被災しながら、他人への思いやりを忘れない避難所等の様子を驚きとして各国に発信しました。

地域コミュニティの弱体化や住民同士のつながりの希薄化と言われながらも、こうした思いやりの文化は日本人のDNAとして受け継がれていたのです。

計画では、いつ訪れるとも知れない災害への備えとして、これまで培った地域互助扶助機能を基盤としながら、さらに要援護者の調査とその情報の共有・一元化、支援プラン作成について検討を進め、地域における「絆づくり」を行政及び社会福祉協議会等の地域住民組織とともに構築します。

第1節 地域と福祉専門機関の連携

【現状と課題】

地域において、見守りや声掛け、日常的な生活支援等によるケアネット活動の支援を受けながら、公的なサービスの利用が必要な方も増えています。このようなケースにおいて、地域の共助と行政や福祉専門職が担う公助が一体的に進められることで、地域での自立生活の実現につながることから、共助、公助が融合した支援体制づくりが一層求められています。

1 行政と市社協の連携による支援体制の構築

地域における活動主体や行政、さらには市社協等の福祉専門職の連携により、適切な福祉サービスの提供につながる支援体制づくりの検討を進めます。

2 地域と福祉専門機関の情報共有化

地域リーダーと福祉専門職とが互いに把握した情報を共有するための合同事例検討会を開催し、地域と福祉専門職の連携体制の強化を図ります。

第2節 絆づくりのための情報提供と共有

【現状と課題】

地域住民と行政が協働し地域福祉を推進するには、互いに情報を共有し、関係の強化と理解を深める必要があります。そのためには、福祉に関する情報を様々な媒体を活用し、これまで以上に、意識の啓発や制度の周知、地域の福祉活動の参画等について広く市民に情報提供を図らなければなりません。

また、日頃から民生委員児童委員等の地域活動組織から、要支援者への地域福祉活動や、災害時等の緊急事態の際の迅速かつ的確な要援護者支援を目的として、行政が管理する情報提供の求めがあることから、個人情報保護条例等を踏まえた個人情報の取り扱いについて検討を進める必要があります。

1 情報提供の推進

住民自らが地域の福祉問題を発見し、解決していく力を持つためにも、福祉サービス等の情報が得られるよう、市広報や市ホームページ等様々な媒体を活用して情報を提供します。

2 個人情報保護検討会の設置（重点施策）

行政が管理する情報や地域が管理する情報について、保護・管理のルールを定め互いに共有することを目的とした個人情報保護検討会を設置します。

第3節 個人情報管理システムの構築

【現状と課題】

平成23年3月11日に発生した東日本大震災を教訓として、災害時要援護者の把握が求められています。市では平成17年度に災害時要援護者支援事業として、災害時における要援護者の調査が地区社協において行われ、収集された情報は地区社協ごとに毎年1回の更新作業により管理されています。

しかし、情報の媒体は手書きによる台帳であることから、情報の電子化を進め、常に市全体の情報把握や更新が可能なシステムづくりが求められ、その対応が急務となっています。

1 要援護者情報の電子化とネットワークによる情報の共有（重点施策）

データの電子化とともに、市や市社協を拠点とした地区社協とのネットワークシステムの構築を進め、災害時の支援に備えます。

第4節 災害に強い地域づくり（重点施策）

【現状と課題】

大規模な災害が発生すると、犠牲者や被害者になりやすいのが、高齢者や障害者等の援護が必要な「災害時要援護者」です。いつ訪れるともわからない災害への備えとして、これまで培った地域互助扶助機能を基盤としながら、さらに要援護者の調査とその情報の共有化及び要援護者支援体制について、氷見市地域防災計画に基づき行政及び地区社協等の地域住民組織とともに検討を進め、地域における「災害時要援護者支援体制」を構築します。

1 防災等に関する意識づくりの推進

地域で安心して暮らしていけるよう、支援が必要な方や家族等が、防災や防犯についての理解を深め、自分自身で取り組む意識を高めていくよう、情報提供や学習を充実していきます。

2 避難所の確保と避難所での生活支援の推進

支援が必要な方が、災害時の避難所を安心して利用できるよう福祉避難所の確保を推進するとともに、介護やコミュニケーションを支援する体制づくりを、福祉サービス事業者やボランティア等と検討していきます。あわせて、一般の避難所で過ごすことが難しい人については福祉施設等で受け入れていく体制づくりを、福祉サービス事業者等と協力して検討していきます。

第4章 重点施策

計画を推進する上において、特に重要性の高い取り組みとして以下の5施策を重点的、かつ速やかに推進します。

- 1 福祉総合相談・支援システムの構築
- 2 地域力発揮プロジェクト21の推進
- 3 福祉研修センターの設置（担い手づくり）
- 4 コミュニティビジネス起業支援
- 5 災害時要援護者支援体制の整備

1 福祉総合相談・支援システムの構築

氷見市はケアネット活動の浸透により、地域における相互扶助機能が維持されているとはいえ、市民の抱える生活上の課題は複雑化し、保健、医療、介護、福祉等の各分野にまたがることや、既存の制度の枠内では解決が困難な相談内容が増えています。

そのため、地域福祉圏域（P.20参照）において、行政、相談・支援組織、サービス提供組織、住民の福祉活動、その他関係者の連携・協働により、市民の相談を確実に受け止め、切れ目のない支援につなぐシステムの構築について検討を進めます。

（1）生活課題の把握・相談窓口機能

地域における様々な福祉活動や、専門職等によるサービス提供時、また行政の相談窓口等において把握した生活課題を、確実に受け止め支援につなぐための体制づくりについて検討を進めます。

（2）支援体制機能

把握した生活課題を分野ごとに連携を取り、あらゆるサービス・支援を含めた総合的な視点で支援する体制づくりについて検討します。

（3）専門機能

虐待や判断能力が低下した住民等に対する専門的な支援体制づくりについて検討します。

2 地域力発揮プロジェクト21（21地区福祉行動プラン）の策定・推進

日々の生活の基盤となる地域には、歴史、地形、人口、高齢化率、世帯構成、産業構造、公共交通の利便性、住居の形態等において様々な差異があり、おのずと多様な地域特性を有することになります。

すなわち、「中心市街地」「中山間地」等の環境の違いで、市内全域に共通する生活課題とは別に、それぞれの地域特性による固有の生活課題が生じることになります。

そのため、地域における福祉活動は、それぞれの地域特性から生まれる生活課題を明らかにし、その解決に向けた取り組みを考え、地区の将来を思い描き、独自の色付けをした福祉活動として進めていく必要があります。

計画では、今後展開を進める「安心生活創造事業」をより効果的に推進するため、21地区ごとに地区社協福祉活動プランを策定し、地域の特性を生かした活動により地域力と福祉力の向上を進めます。

【イメージ】

ときめく〇〇地区福祉プラン
活動スローガン 笑いがたえない元気な町づくり みんなでつくる支え合いのまち
活動計画 ○声かけやあいさつで、みんなが助け合い、おかげさまのやさしいまちをつくりましょう ○公民館や学校を活用して、みんなが交流できるふれあいのあるまちをつくりましょう

3 地域福祉研修センター機能の充実（担い手づくり）

少子高齢化社会が進行し、労働力人口の減少が見込まれる中で、福祉・介護サービスに対するニーズは、ますます多様化・高度化しており、これらのニーズに対応できる人材を、質・量の両面から、安定的に確保していくことが求められています。

しかし、全国的にも福祉・介護職員は、身体的・精神的な負担が高いこと、さらに重労働、低賃金といったマイナスイメージがあることから離職率も高く、人材の確保・定着が深刻な問題となっています。

このような状況の中、将来を見据えた地域福祉推進の礎となる担い手の養成・確保は重点的なテーマとして捉え、地域福祉研修の機能充実に取り組みます。

（1）福祉専門職研修の充実

氷見市における福祉関連専門職は、約2,000人と推計され、第2次計画時から比較すると2倍程度に増加しています。主要産業の一つとして、今後も需要が見込まれる中、研修を通して働く環境の整備とともに、福祉専門職の資質の向上と人材確保に取り組みます。

（2）福祉専門職の確保

高齢者人口のピークが10年後と見込まれ、それとともに福祉専門職の確保が重要となってきます。

氷見市においても、将来ある若者に対する福祉専門職への興味・関心を持ってもらう取り組みに力を入れていくとともに、市内関連機関一つひとつでは限界のある、人材の確保について、氷見市全体で考えられるよう、協議・検討していきます。

4 コミュニティビジネス起業支援

障害者が地域で暮らしていくための条件として、社会的・経済的な自立が挙げられますが、社会の経済状況等の影響から雇用の機会が狭められているのが現状です。また、高齢者人口が増加している中で、高齢者がいつまでもいきいきと暮らしていくためにも、社会参加活動の場の提供が必要です。

(1) 新たなコミュニティビジネス開発への支援

現在、自治会組織、NPO法人等が主体となり、住民参加型の互助サービス等のコミュニティビジネスの開発により地域の課題解決をめざしていく動きが近年見られます。

本市においては、厚生労働省のモデル指定である「安心生活創造事業」を活用して、地域を基盤とした各種団体（自治会、地区社協、NPO法人）の主体的な運営による買い物支援・外出支援等の生活支援サービスの開発・実施に取り組んでいます。今後、このような生活を支えるための多様なコミュニティビジネスの開発は、必要不可欠となってきます。

(2) 高齢者、障害者雇用の拡大支援

社会の経済状況による雇用の影響は、高齢者、障害者雇用へも多大な影響を与えています。このような社会情勢に左右されにくい地域に根差した新たなコミュニティビジネスの開発はもちろんのこと、将来を見据えた高齢者や障害者雇用は地域経済の活性化、持ち得る能力を発揮する機会の確保や生きがいづくり、自己実現につながっていくと言えます。

このように、コミュニティビジネスは、豊かな社会関係性を育み、地域コミュニティの再構築につながることから、コミュニティビジネスの推進を支援していきます。

5 災害時要援護者支援体制の整備

大規模な災害が発生すると、犠牲者や被害者になりやすいのが、高齢者や障害者等の援護が必要な「災害時要援護者」です。いつ訪れるとも分からない災害への備えとして、これまで培った地域互助扶助機能を基盤としながら、さらに要援護者の調査とその情報の共有化及び要援護者支援体制について、氷見市地域防災計画に基づき行政及び地区社協等の地域住民組織とともに検討を進め、地域における「災害時要援護者支援体制」を構築します。

(1) 要援護者情報の電子化とネットワークによる情報の共有

データの電子化とともに、市や市社協を拠点とした地区社協とのネットワークシステムの構築を進め、災害時の支援に備えます。

(2) 個人情報保護検討会の設置

行政が管理する情報、地域が管理する情報について、保護・管理のルールを定め互いに共有することを目的とした個人情報保護検討会を設置します。

(3) 支援体制づくり

① 防災等に関する意識づくりの推進

地域で安心して暮らしていけるよう、支援が必要な方や家族等が、防災や防犯についての理解を深め、自分自身で取り組む意識を高めていくよう、情報提供や学習を充実していきます。

② 高齢者、障害者に配慮した避難所の確保と避難所での生活支援の推進

支援が必要な人が、災害時の避難所を安心して利用できるよう福祉避難所の確保を推進するとともに、介護やコミュニケーションを支援する体制づくりを、福祉サービス事業者やボランティア等と検討していきます。あわせて、一般の避難所で過ごすことが難しい人については福祉施設等で受け入れていく体制づくりを、福祉サービス事業者等と協力して検討していきます。

第5章 計画の推進体制

1 地域における推進体制

計画の推進にあたって、地区社協を核として校区で暮らす住民の積極的な参加を促すとともに、地域の自治会、ボランティア団体、民生委員児童委員等とも連携を強め、地域が一体となって地域福祉活動を推進していくことが必要であり、その推進に市としても積極的な支援を行います。

2 市民、ボランティア、NPO法人、事業者等の役割

これからは、市民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域福祉の担い手として福祉施策への意見を表明したり、自らボランティア等の社会活動に積極的かつ主体的に参加したりする等の役割が求められています。また、事業者は、福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供及び公開、他のサービスとの連携に取り組むことが求められています。

さらに、地域福祉のニーズに基づく新たなサービスや、市民の福祉への参加支援や福祉のまちづくりへの参画に努めることが求められています。

本計画を実効あるものにするためには、市民をはじめボランティア、NPO法人、事業者、民間企業等のさまざまな主体による自主的な取り組みと、協働による取り組みが重要です。地域のニーズの把握や支え合い活動、支え合う人づくり等について、市民、ボランティア、NPO法人等の多くの力を結集する必要があります。

3 行政の役割

地域福祉の推進にあたって、行政には市民の福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進する責務があります。それを果たすために、地域福祉を推進する関係機関・団体等の役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図るとともに、行政内部においては、福祉・保健・医療分野をはじめ、雇用・教育・文化・交通・住宅等生活関連分野を担当する関係各課と連携の強化を図り、市政のさまざまな分野において地域福祉の視点から横断的な施策の推進に努めます。

さらに、地域福祉への市民参加の機会の拡充に努めるとともに、総合相談・支援体制等の新たな課題への解決に向けて、市民とともに検討を進めます。

4 市社協との連携

社会福祉法により、地域福祉の推進が社会福祉の理念として規定されるとともに、社会福祉協議会が地域福祉の推進を担う中核的な団体として明確に位置づけられました。市社協は、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施・普及・助成等、地域に密着しながら、地域福祉を推進するための様々な事業を行っています。

本計画の基本理念及び基本目標を達成するために、地域福祉活動への市民参加をはじめとして、計画の各分野で市社協が大きな役割を担うことが期待されており、行政と相互に連携しながら、本計画に基づく各施策を推進します。

5 計画の進行管理・評価

計画の円滑で確実な実施を図るため、計画の進行管理と評価を行っていきます。

進行管理及び評価は、行政からの視点だけでなく、市民からの視点、地域福祉を推進する担い手からの視点及び社会福祉法人等の福祉サービス事業者からの視点から行えるようにして、必要な事項を施策に反映していきます。

氷見市地域福祉審議会設置要綱

（設置）

第1条 氷見市の地域福祉計画の推進に関し、施策実行についての評価等を審議するため、氷見市地域福祉審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 審議会は、委員10名以内で組織する。

2 委員は、市民及び学識経験のある者等のうちから、それぞれ市長が委嘱する。

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、2か年とする。ただし、補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長・副会長）

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、会長は、委員の互選によって定め、副会長は会長が指名する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第6条 審議会の庶務は、市民部福祉課において処理する。

（細則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付則

1 この要綱は、平成15年2月18日から施行する。

2 委員の任期は、委嘱日からとする。

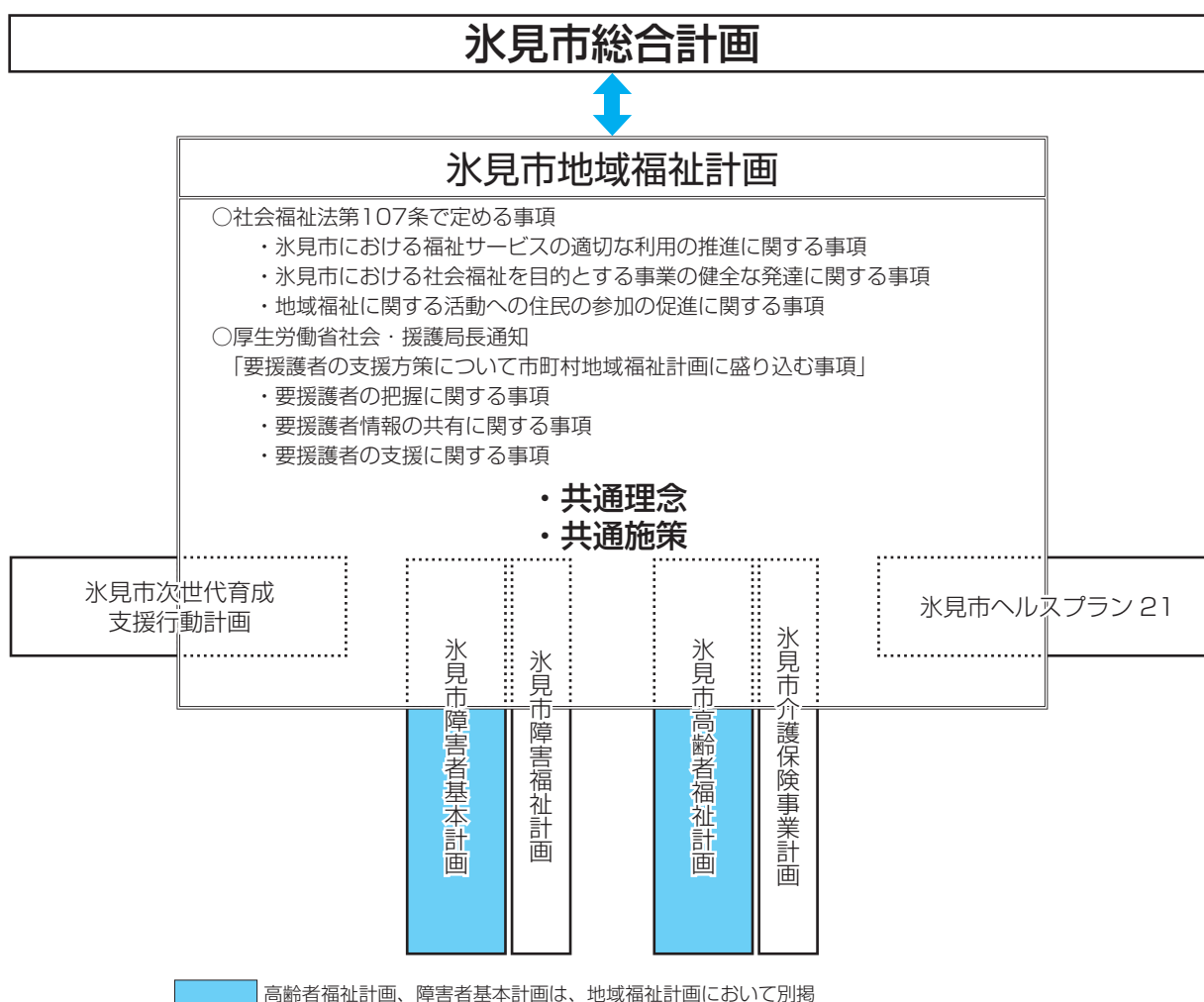


氷見市高齢者福祉計画
と
氷見市障害者基本計画

氷見市高齢者福祉計画と氷見市障害者基本計画

第3次地域福祉計画では、各分野に共通した地域福祉を推進するための共通理念・共通施策として定められていますが、高齢福祉や障害福祉の分野に特化した施策やサービス目標等は、氷見市高齢者福祉計画及び氷見市障害者基本計画として個別に定めるものです。

市では高齢者及び障害者に関する福祉計画については、地域福祉計画に概ね包括されており、ここでは地域福祉計画の基本構想、基本計画を共有しながら高齢者、障害者に特化する計画・施策について示します。



第1部 氷見市高齢者福祉計画

高齢者福祉計画の体系

第1章 社会参加と生きがいづくり

第1節 就労支援

- 1 シルバー人材センターへの支援
- 2 コミュニティビジネスの推進

第2節 高齢者の社会参加の支援

- 1 老人クラブ活動の支援
- 2 ボランティア活動の推進

第2章 安心して生活できる体制づくり

第1節 高齢者を支える相談、見守り体制づくり

- 1 地域包括支援センターの相談支援体制の充実
- 2 認知症高齢者等の見守り・支援体制の推進
- 3 ケアネット活動の推進
- 4 買物・外出支援活動の推進

第2節 権利擁護体制の推進

- 1 認知症高齢者等の支援

第3節 高齢者にやさしい住環境の支援

- 1 高齢者の住まいの整備
- 2 高齢者生活支援施設への入居支援
- 3 養護老人ホームの入所措置

第4節 在宅生活支援サービスの充実

- 1 在宅支援サービスの着実な推進

第1部 氷見市高齢者福祉計画

第1章 社会参加と生きがいづくり

高齢者が心の若さを保ち続け、生きがいをもって生活を送り続けるには、意欲や能力に応じて地域社会とかかわりを持ち、さまざまな活動を展開することが必要です。

高齢者は「支えられる」対象という考えから、高齢者が「地域を支える」または高齢者同士で「支えあう」観点で、高齢者自らが自分に合った活動を見つけ、地域社会の一員として積極的に社会参加できるよう支援します。

第1節 就労支援

【現状と課題】

高齢者の勤労意欲や地域社会活動への関心が高まっており、雇用・就労環境の確保として、「氷見市シルバー人材センター」の果たす役割は大きいものがありますが、その反面景気の低迷によりシルバー人材センターの受託による事業収益が減少傾向にあります。

また、今後は団塊の世代の高齢化に伴い、就労を希望する高齢者はますます増加することが予想されます。

1 シルバー人材センターへの支援

高齢者雇用におけるシルバー人材センターの果たす役割は今後も大きいと予想されることから、事業強化に向けた運営を支援します。

2 コミュニティビジネスの推進

新たな高齢者雇用の場をととして社会参加できるよう、コミュニティビジネスに関する情報を提供し起業を支援します。

第2節 高齢者の社会参加の支援

【現状と課題】

市内の老人クラブは98クラブを数えていますが、加入率は年々減少傾向にあります。高齢期を積極的にどのように過ごすか、さまざまなライフスタイルの中で、生きがいのある活動を推進していくためにも老人クラブの活性化が求められています。

ライフスタイルの一つとして、ボランティア活動に参画する高齢者も増加しています。近年では定年退職を機に、それぞれが生活や就業等で培ってきた知識や技術を生かせるボランティア活動への参画を希望する傾向があります。そのようなニーズに対応できるよう、ボランティアを求めている福祉施設や各種団体、地域福祉活動団体からの情報を提供するだけでなく、ニーズに合った活動が提供できるようプログラム開発を進めることが求められています。

1 老人クラブ活動の支援

高齢者が生きがいを持って社会参加することが必要であることから、高齢者の多様性・自発性を十分に尊重しながら、社会奉仕活動や高齢者自身の介護予防、生きがいや健康づくり推進のための活動を展開できるよう、今後とも老人クラブ活動を支援します。

(1) 講座・世代間交流の推進

高齢者が学習意欲を満たし、仲間づくりの場となるよう、生きがい講座・文化講演会等の開催や、高齢者が有する知識や経験・技術を生かした世代間交流を推進します。

(2) 健康づくりの推進

手軽に健康づくりができるよう、軽スポーツの推進と氷見市屋内健康広場の活用の促進を支援します。

2 ボランティア活動の推進

氷見市ボランティア総合センターにて情報提供や人材育成を支援します。また、地域住民の地域支え合い活動が展開されるように広報啓発活動、幅広い人材発掘・育成、各種ボランティア団体、特定非営利活動法人（NPO法人）、関係機関等への支援、福祉教育の充実に努めます。

第2章 安心して生活できる体制づくり

少子高齢化や核家族化に伴い、独居高齢者や高齢者のみの世帯が急速に増加している一方で、高齢期を迎えても、住み慣れた地域で暮らしていきたいというニーズは高く、それぞれの世帯等を支援する体制や住環境の整備が求められています。

第1節 高齢者を支える相談、見守り体制づくり

【現状と課題】

平成18年度から地域包括支援センターでは、介護保険制度に基づく総合相談機能として、4つの日常生活圏域にそれぞれ地域相談窓口（ランチ）を設置し、高齢者が身近な地域で気軽に相談できる体制をとっています。

近年、認知症や精神疾患、高齢者虐待については、顕在化しにくいものの、増加傾向にあり、迅速で的確な対応が求められています。

また、平成15年度から地区社会福祉協議会を主体とした地域ケアネット活動が取り組まれており、独居高齢者の孤独感の軽減や高齢者のみの世帯等、その世帯だけでは解決が困難な問題に対し、近隣住民が協力することで、住み慣れた地域での生活を継続することにつながっています。

公共交通網が縮小されていく中、高齢者が買物・通院等の外出ができるよう、その支援活動が求められています。

1 地域包括支援センターの相談支援体制の充実

高齢者が地域で生活していくためには、保健・医療・福祉・介護等の公的サービスから、地域の支え合い活動まで、高齢者の状態に応じた適切なサービスの提供が必要です。

このため、4つのランチの活用により高齢者が身近な地域で気軽に相談でき、包括的に支援する体制のさらなる充実に努めます。

支援にあたっては、住民・地域・関係団体・市の協働による「地域力」を活用した高齢者支援ネットワークの形成と強化に取り組みます。

2 認知症高齢者等の見守り・支援体制の推進

認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指して、認知症本人と家族への応援者である「認知症サポーター」を引き続き養成し、身近な地域での理解、見守り、支援の輪を広げていきます。

また、行方不明になった認知症高齢者等を早期に発見・対応する「高齢者等見守り・SOSネットワークづくり」を推進し、効果的な運用に向けて、より多くの協力者・協力団体との連携を図ります。

3 ケアネット活動の推進

高齢者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地区社会福祉協議会が中心となって、日頃から住民同士のふれあい、助け合い、支え合いが行われる地域ケアネット活動を引き続き支援します。

4 買物・外出支援活動の推進

公共交通網が縮小されていく中、高齢者が今までどおり買物や外出ができるよう、地域が主体となっていく買物・外出支援活動を推進します。

第2節 権利擁護体制の推進

【現状と課題】

成年後見制度の活用や老人福祉施設等への措置、消費者被害防止等の事業を実施していますが、引き続き権利擁護への支援が必要な高齢者の把握と円滑な対応が求められています。

1 認知症高齢者等の支援

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の権利擁護が必要な人々に対して、関係機関と連携しながらその権利や財産を守り、専門的、継続的に支援します。

第3節 高齢者にやさしい住環境の支援

【現状と課題】

少子高齢化、核家族化等が進む中、高齢者が不安を感じることなく生活できるやさしい住環境が求められており、そうした安全で安心して暮らせる住まいづくりのための支援が課題となっています。

1 高齢者の住まいの整備

安否確認や生活相談等高齢者にとって必要なサービスを受けられる「サービス付き高齢者向け住宅」の整備が進められるよう、関係部局との連携強化を図ります。

2 高齢者生活支援施設への入居支援

高齢者世帯が増加している中で、自宅での生活が困難な身寄りのない低所得の一人暮らしや高齢者のみの世帯の人を対象に、スタッフの見守りにより健康を保持し安心して生活が送れるための**高齢者生活支援施設¹⁶**への入居を支援します。

¹⁶高齢者生活支援施設 介護の必要はないが、年金所得が少なく、身寄りのない一人暮らし高齢者の入居施設をいいます。

3 養護老人ホームの入所措置

今後も、環境上の理由や経済上の理由により、自宅での生活が困難な高齢者が安心して生活できるよう、養護老人ホームへの適正な入所措置に努めます。

第4節 在宅生活支援サービスの充実

【現状と課題】

在宅において何らかの生活支援が必要な高齢者等が、それぞれのニーズに応じた福祉サービス等を身近なところで利用できるよう、関係機関等と連携した在宅サービスの確保が求められています。

1 在宅支援サービスの着実な推進

今後も引き続き、日常生活におけるニーズを考慮して、在宅生活支援サービスが多くの高齢者に利用しやすい制度となるよう、次の事業を着実に推進します。

(1) 要介護高齢者ミドルステイ事業

やむを得ない事由により、在宅での介護が困難な高齢者が、中期にわたり指定短期入所生活介護支援事業所等の施設入所を支援します。

(2) 調髪サービス事業

65歳以上のねたきり高齢者、認知症高齢者若しくは重度身体障害者を対象に、富山県理容生活衛生同業組合氷見支部の協力を得て、市内の理容師による調髪サービスを年2回実施します。

(3) ねたきり高齢者等福祉金支給事業

在宅のねたきり若しくは認知症高齢者(所得制限有り・新規申請者は要介護4・5の方に限定)に、福祉金を支給します。

(4) 屋根雪除雪支援事業

在宅で生活するひとり暮らし高齢者等に対し、除雪（屋根雪おろし）に要する経費を助成します。

(5) 軽度生活援助事業

在宅で生活されている高齢者が自立した生活を継続できるよう、家事援助者を派遣して食事・食材の確保、衣類等の洗濯、家屋内の整理・整頓、家まわりの除雪等軽易な日常生活の援助を行います。

(6) 寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業

65歳以上のねたきり高齢者及びひとり暮らし高齢者又は重度身体障害者で寝具類等の衛生管理が困難な方を対象に、寝具類等の水洗い及び乾燥消毒等のサービスを実施します。

(7) 緊急通報装置の設置及び貸与

緊急時の協力員や消防署への通報のため、ひとり暮らし高齢者等に対し、緊急通報装置を有料で貸与します。

(8) 紙おむつ支給事業

65歳以上のねたきり高齢者及び認知症高齢者又は重度身体障害者で常時おむつを使用している方(所得制限あり)に対し、月初めに1ヶ月分の紙おむつを支給します。

(9) 家族介護教室

65歳以上で在宅のねたきり等の高齢者を介護する家族を対象に、介護に必要な知識や技術を伝えるとともに、介護者同士の交流や介護スタッフへの相談の機会を持つことで、介護の負担軽減を図ります。

(10) 配食サービス事業

65歳以上のひとり暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯で調理が困難な要支援・要介護認定者に対し、定期的に居宅へ訪問して栄養バランスのとれた食事を提供するとともに安否確認を行います。

(11) 地域住民グループ支援事業（ふれあいランチサービス）

70歳以上の高齢者又は65歳以上でひとり暮らしの高齢者を対象に、各地区の公民館等を利用し、地域のボランティアグループ等による給食サービス等を行います。

第2部 氷見市障害者基本計画

障害者基本計画の体系

第1章 一人ひとりに応じた生活を支援する体制づくり

第1節 相談支援の推進と情報提供

- 1 相談支援の充実
- 2 障害者福祉に関する情報提供の充実
- 3 権利擁護に関する支援

第2節 自立生活を支援するサービスの推進

- 1 福祉サービス等の充実
- 2 家族介護者等への支援（レスパイト支援）
- 3 余暇活動の充実
- 4 住まいの確保
- 5 経済的な自立に向けた支援

第3節 疾病の予防及び健康の保持・増進への支援

- 1 健康づくりへの充実
- 2 医療の充実

第2章 障害児支援と社会参加支援の体制づくり

第1節 早期療育と保育の推進

- 1 障害児の早期発見・早期療育
- 2 障害児保育の充実
- 3 ライフステージに対応し切れ目のない支援体制の推進

第2節 学齢期の子どもの教育・療育の推進

- 1 特別支援教育の充実
- 2 放課後や長期休暇中の活動の場の確保

第3節 就労支援の推進

- 1 就労支援ネットワークの取り組みの充実
- 2 企業等やコミュニティビジネスによる障害者雇用の推進
- 3 福祉的就労の推進

第4節 社会参加活動の推進

第3章 だれもが地域で安心安全に暮らすことができる体制づくり

第1節 市民の理解とボランティア活動の推進

- 1 障害についての理解と学習の推進
- 2 障害者を支援する地域福祉活動の促進

第2節 安心安全なまちづくりの推進

- 1 安全なまちづくりの推進
- 2 防災等に関する支援

第2部 氷見市障害者基本計画

第1章 一人ひとりに応じた生活を支援する体制づくり

第1節 相談支援の推進と情報提供

【現状と課題】

障害者に一人ひとりのニーズや思いに応じた支援を提供するため市内に3か所の相談支援事業所を開設し、専門の相談員を配置して各種の相談やサービスの利用調整を行っています。相談内容では、困難なケースや家族全体に支援が必要なケースが増えてきており専門的かつ総合的な相談支援が求められています。

また、平成20年3月に相談支援事業所を初め、関係機関や障害者当事者団体の方々と地域自立支援協議会を設立し、困難ケースの検討や専門機関等との連携づくりに努めています。

情報提供については、市広報や市ホームページ、「障害者の福祉ガイド」等で障害福祉に関する各種制度等を案内しています。

（アンケート調査の結果からみたニーズと課題）

障害者のほとんどが心配や悩みごとを抱えており、健康問題、経済的な問題、孤独への不安等その内容は多様であり、相談相手は家族が8割を占める等、障害者の家族への依存度は高いと考えられます。一方で「相談できる人（ところ）がない」と答えた人もおり、市内の障害者相談支援事業所の認知状況については44.0%の人が「知らない」と答えています。今後はさらなる活用に向けた啓発が必要と考えられます。

成年後見制度は4割超が名称の認知までとなっており、さらなる情報提供等による認知拡大が求められています。

情報提供については、社会保障制度や福祉サービス等の利用の仕方について知りたいと思う人が多く、必要な情報を必要な人に対してどのように分かりやすく伝えていくかが課題となっています。

1 相談支援の充実

（1）総合的な相談支援の推進

生活のさまざまな場面で支援が必要な人のニーズを的確に引き出し、必要なサービスにつないでいくよう、専門的かつ総合的な相談支援を推進します。そのために、市内3か所の相談支援事業所を中心として、日常的に相談に対応している福祉サービス事業者、医療機関、教育機関、障害者相談員、地域で相談に対応している民生委員児童委員等との連携を強化していきます。さらに、お互いの取り組みを理解しあうとともに、個人情報保護しながら情報の共有を図りつつ、協力して問題解決を図っていくよう取り組んでいきます。

(2) ケアマネジメント¹⁷の充実

一人ひとりのニーズに応じた継続的な相談支援を行っていくよう、相談支援機関等での個別支援計画の作成等によるケアマネジメントを推進します。

また、福祉施設や医療機関から地域生活に移行する方等をはじめ、特に計画的な支援が必要な方に、個別ケア会議等を通じて関係機関等の連携を図りながら支援を行っていきます。

(3) 身近な地域での相談の推進

民生委員児童委員、地区社協等の協力を得て、支援が必要な方の発見や身近なところで気軽に相談できる場づくりに取り組んでいくとともに、必要に応じて専門的な相談機関等に的確につながるしくみづくりを推進します。また、地域に身体障害者相談員・知的障害者相談員を配置し、障害者がお互いの力を活かして問題の解決を図るピアサポート¹⁸を推進します。

2 障害者福祉に関する情報提供の充実

障害者福祉に関する情報を、障害者やその介護者をはじめ支援者及び関係者等広く市広報や市ホームページ、「障害者の福祉ガイド」等を活用して総合的に提供していきます。そのために、市が実施するサービスだけでなく、県や関係機関、市民や民間団体等の事業や活動についての情報も掲載していくよう、各々の協力を得ながら分かりやすい情報提供に努めます。あわせて、音声等を活用した情報提供も充実していきます。

3 権利擁護に関する支援

(1) 権利擁護に関する相談支援の充実

権利擁護に関する相談支援体制を構築するため、各相談支援機関等が連携して取り組んでいきます。

また、成年後見制度や日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）を活用した権利擁護を推進します。

(2) 虐待等の早期発見と支援の推進

虐待等を早期に発見し、的確な支援につないでいくよう、関係機関と連携した体制づくりを構築します。

17ケアマネジメント 利用者や家族からの相談に応じ、利用者一人ひとりの心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況等を踏まえ、必要とされる様々な種類のサービスを組み合わせた計画を作成し継続的に利用できるようにする仕組みをいいます。

18ピアサポート 障害者が、当事者主体でお互いに助け合うことにより、自立を図ることをいいます。

第2節 自立生活を支援するサービスの推進

【現状と課題】

障害者が住み慣れた地域で安心して生活ができるようにするため、本市では居宅介護（ホームヘルプサービス）、日常生活の支援や訓練を行う通所サービス等を提供するとともに、車いす・補聴器等の補装具費の支給、特殊寝台・**ストマ**¹⁹用具等の日常生活用具の給付を行っています。

そのほか、市の事業として福祉タクシーの助成や在宅障害者（児）に対して福祉金を支給しています。（アンケート調査の結果からみたニーズと課題）

障害者の3割以上が日常生活で介助を必要としており、重度な方ほど必要度が高いと考えられます。その多くが配偶者、親等の家族が中心となって介助を行っていますが、介助に要する時間が長く負担は大きなものとなっています。また、サービスを利用していない人もそのうち6割超となっており、利用促進が求められています。

さらに、利用者のサービスとしては施設入所支援や障害者のデイサービス等、施設利用に関するものが上位となっており、在宅サービスの利用促進を図る必要があります。

住まいについては、自宅が中心ですが障害者の半数は住宅設備等で支障を感じており、段差や浴室、トイレの構造、階段等、身体的な障害に伴う不自由が主な原因となっています。それでも今後も住み慣れた自宅に住み続けたいという意向は高く、**バリアフリー**²⁰化等の住宅改善への支援が必要と考えられます。知的障害者では他の障害の方に比べて「入所施設」「**グループホーム・ケアホーム**²¹」のニーズが多くなっています。

1 福祉サービス等の充実

（1）障害福祉サービス等の充実

多様なニーズに応じた障害福祉サービス等が身近なところで利用できるよう、福祉サービス事業者等と連携して人材や拠点の確保を推進します。

また、一人ひとりのニーズにきめ細かく対応し、質の高いサービスを提供していくために、事業者や従事者の意識や技術を一層高めていくよう、情報提供や研修を推進します。

（2）地域生活に移行する人への支援

福祉施設や医療機関から地域生活への移行を進めるため、一人ひとりのニーズに応じたサービスを提供していくよう取り組んでいきます。

¹⁹**ストマ** 膀胱又は直腸を切除したことに伴うストマ（人工的に腹壁に設けた排泄口）からの排泄物を入れる袋のことをいいます。

²⁰**バリアフリー** 公共の建築物や道路、個人の住宅等において、障害者や高齢者の利用にも配慮した設計のことをいいます。具体的には、車いすで通行可能な道路や廊下の幅の確保、段差の解消、点字の案内板の設置等があります。

²¹**グループホーム・ケアホーム** 障害者が、地域社会において共同生活を営む住居のことをいいます。ケアホームはグループホームの入居対象者よりも介護を必要とする障害者が対象となります。

(3) 難病患者、高次脳機能障害者、発達障害者等への支援

専門的な支援を必要とする難病や高次脳機能障害、発達障害のある人への支援を進めるよう、専門機関や医療機関等と連携を図り、新たなサービス資源の開発等も行いながら取り組んでいきます。

また、重症心身障害者や精神障害者の支援について、専門機関や医療機関等との連携を一層強化しながら推進していきます。

2 家族介護者等への支援（レスパイト支援²²）

障害者を介護している家族等の負担を軽減するために、適切な相談支援を行い、サービスにつなぐ取り組みを推進します。

また、介護をしている家族同士が、悩みや経験を出し合いながら支えあい、交流や研修を通じて介護の負担を軽減できるよう、介護者への支援を推進します。

3 余暇活動の充実

障害者の生活の質を高めるために、参加しやすい生涯学習、スポーツ、文化、レクリエーション等の活動の場づくりを推進し、余暇活動への参加を促進します。

4 住まいの確保

(1) 賃貸住宅等の入居支援

地域で自立して生活できる住宅を確保していくために、市営住宅や民間賃貸住宅等の入居支援を行っています。

(2) 居住系サービスの充実

地域で自立した生活を送っていくための拠点として、グループホーム・ケアホーム等の施設整備を福祉サービス事業者と連携して推進します。

(3) 住宅改善への支援

在宅で身体等に重度の障害がある人に、快適な生活を送っていただくために住宅環境の改善に対し支援を行っています。

5 経済的な自立に向けた支援

経済的に自立した生活を送るために、就労支援等を行うとともに、年金や手当等の受給に関する情報提供や支援を行っています。

さらに、判断能力に不安がある人の日常の金銭管理や、消費者被害等の防止などを支援し、経済的な自立を進めていくよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用を推進します。

²²レスパイト支援 障害者を抱える家族を一時的に一定の期間、障害者の介護から解放し休息をとらせる支援のことをいいます。

第3節 疾病の予防及び健康の保持・増進への支援

【現状と課題】

障害者に対する適切な保健・医療サービスの提供は、障害者が安心して生活を送る上で欠くことができないものです。そのため、障害の原因となる疾病等の予防・治療や障害の早期発見のために、適切な保健・医療サービスを提供していく必要があります。

また、生活様式や価値観が多様化・複雑化し、社会の変化のスピードが速くなっているため、ストレスを抱える市民が増えている状況です。そのため、ストレス対策や正しい知識の啓発等を進め、心の病気を予防していくことが重要な課題です。

さらに、障害者が身近な地域において医療を受けられる体制の整備が求められます。また、障害者に対する医療費助成を行っていますが、なお一層の普及と充実が必要となっています。

1 健康づくりへの支援

(1) 保健事業の充実

障害の原因となる疾病等を予防するため、健康診査事業を実施して、早期発見・早期治療につなげていきます。また、生活習慣の改善のための保健指導として健康教育、健康相談、訪問指導事業を実施します。さらに、脳卒中後遺症等の方を対象に機能訓練事業を実施し悪化予防に努めます。

(2) 心の健康づくりへの支援

市民一人ひとりが、正しい知識やストレス解消法を持ち、心の健康を保つための生活習慣の定着と対処方法を身につけることができるよう啓発を行います。また、本人や周囲の人が悩みを抱え込まずに相談できるよう、医療機関や心の相談体制の整備に努めます。

2 医療体制の充実

障害者がより安心して身近な地域において医療機関を利用できるよう、県や医療機関等各方面に働きかけます。

また、障害者が必要な医療サービスを受けられるよう、自立支援医療制度や公費負担医療制度、重度心身障害者等に対する医療費助成制度の普及と適切な運用を図ります。

第2章 障害児支援と社会参加支援の体制づくり

第1節 早期療育と保育の推進

【現状と課題】

障害のある子どもや発達に支援が必要な子どもを早期に発見し、適切な療育や支援につなぐことは、その後の障害の軽減や発達に及ぼす影響が大きいことからとても重要なことです。

市では乳幼児健康診査等を実施し、障害のある子どもや発達に支援が必要な子どもの早期発見に取り組んでいます。また、市内の保育所等で障害児保育を実施するとともに、健康課での心や身体の発達に関する相談や子育て支援センター等で育児に関する相談を行い、保健・医療・福祉・教育が連携し支援を行っています。

今後は、障害のある子ども一人ひとりが、将来社会の中で自立して生活を送っていくために、保健・医療・福祉、教育、就労等の分野がさらに連携し、継続した支援体制の充実が必要です。

1 障害児の早期発見・早期療育

(1) 障害の予防と早期発見体制の充実

障害を予防し、また、障害のある子どもや発達に支援が必要な子どもを早期に発見し、適切な療育や支援につなげるために、安全な分娩及び早期発見体制の充実を図ります。そのために、妊産婦及び乳幼児健康診査や心や身体に関する相談等の母子保健事業の充実を図ります。

また、保育所等で保育士が障害に気づき、保護者の相談に対応しながら必要な支援につなぐことができるよう、情報提供や研修等の充実を図るとともに、関係機関との連携を進めていきます。

(2) 早期療育体制の充実

子どもに障害があると分かったときの保護者等の不安の解消を図り適切な療育相談や福祉サービスの情報提供を行うため、健康課、保育所・幼稚園、療育機関等、専門機関のネットワークを確立し、発達に支援が必要な子どもを総合的に支援できる体制を充実します。

(3) 発達に関する保護者等の理解の促進

障害や発達に不安がある子どもの保護者等が、障害や発達への理解ができるように支援の充実を図るとともに、保護者等が安心して気軽に相談できる場づくり等、保護者へのサポート体制の充実を図ります。

2 障害児保育の充実

障害のある子どもの子育て支援を推進するよう、障害児保育を継続して実施していきます。その中で、一人ひとりの障害やニーズに応じた保育を行うよう、保育士等が障害について一層の理解と知識を深め、保育環境の充実を図っていきます。

また、保育所等と専門機関等との連携を図り、巡回相談等を効果的に活用していきます。

3 ライフステージ²³に対応した切れ目のない支援体制の推進

乳幼児期、学齢期から就労期までの障害のある子どもを、保健・福祉・教育等の関係機関が連携し、個人情報と保護しつつ情報を共有しながら、一貫した支援のしくみづくりを推進します。そのために、「**障がい児支援ネットワーク**」²⁴での取り組みを充実させ、総合的な情報提供や相談支援を進めていきます。

第2節 学齢期の子どもの教育・療育の推進

【現状と課題】

障害のある児童・生徒や発達に支援が必要な児童・生徒が、社会と関わりながら目標を持っていきいきと生活することができるよう、市教育委員会・県教育事務所等を通じた就学時の相談や支援を行うとともに、小学校・中学校での特別支援学級等の整備及び**スタディ・メイト**²⁵派遣を推進し、障害の有無にかかわらず、児童・生徒たちが互いに協力しながら学べるよう取り組んでいます。

また、障害のある児童・生徒の放課後や長期休暇中の活動の場として、学童保育や放課後等デイサービスでの受け入れ等を行っています。

(アンケート調査の結果からみたニーズと課題)

保護者の心配事の一つに、進学・就職に対する支援が少ないこととなっています。

また、学校における障害に対する意識啓発の一層の強化が求められています。

1 特別支援教育の充実

(1) 就学指導の充実

一人ひとりのニーズに応じた教育を実現するため、乳幼児期の支援を踏まえた就学時の相談や支援の充実を図ります。そのため、関係機関が連携し、情報の共有と的確な引き継ぎを通じて、系統的な支援を行っていきます。

(2) 学校での特別支援教育の充実

障害のある児童・生徒一人ひとりのニーズに対応した適切な支援を行うため、必要に応じて学級担任を補助するスタディ・メイトを配置し、障害のある児童・生徒に対する個別の指導体制の整備を推進していきます。

また、障害により特別の支援を必要とする児童・生徒の、障害の改善・克服を進め、周りに関わりながら生活することができるよう、特別支援学級等の施設整備を推進するとともに、教職員の特別支援教育に関する専門性を高めるため、より一層研修の充実に努めていきます。

23ライフステージ 人の一生を妊娠・出産期、乳幼児期、児童期、青年期、壮年期、高齢期等に分け、それぞれの段階をいいます。

24「障がい児支援ネットワーク」 氷見市地域自立支援協議会の専門部会のひとつで、障害児支援について関係機関で検討する会議のことをいいます。

25スタディ・メイト LD・ADHD・高機能自閉症等の児童の学校生活を支援するための有償ボランティアのことをいいます。

2 放課後や長期休暇中の活動の場の確保

放課後等デイサービス等を充実するとともに、障害のある児童・生徒の放課後や長期休暇中の活動の場として、学童・放課後児童クラブでの受け入れを継続して行っています。

第3節 就労支援の推進

【現状と課題】

就労については、働くことを通じて社会に参加するとともに、収入を得て経済的にも自立した生活を送るために障害者の働く権利を保障することが重要です。しかし、社会の経済状況等の影響から雇用の機会が狭められているのが現状です。

市では、「障がい者就労支援ネットワーク」²⁶を設置し、就労を希望する障害者の就職支援及び生活面の支援を行うとともに、企業等における障害者雇用を推進するようハローワーク等と連携して取り組んでいます。さらに、雇用の場を拡大するため、コミュニティビジネス等新たな雇用の場の創出が求められています。

また、障害者の生産活動等を行う福祉的就労の場の提供と一般就労への移行に努めています。

（アンケート調査の結果からみたニーズと課題）

就労していない障害者が4割超となっており、労働意欲があるものの障害の状況から就労をあきらめるあるいは障害者の働く場がない等、障害者の雇用環境の厳しさが浮き彫りとなっています。現在就労している人も職場における相談相手の不在や雇用への不安等が見られます。

一方で、労働意欲がない人も2割超みられ、障害者本人が働くということへのイメージを持つことも必要と考えられます。

また、限られた障害年金等の中で、月収は10万円未満が半数近くを占める等障害者の生活は厳しいものとなっており、障害者雇用を拡大するための企業等への意識啓発や雇用促進を働きかけることが重要な課題と考えられます。

1 就労支援ネットワークの取り組みの充実

市、厚生センター、ハローワーク、商工会議所、障害者相談支援事業所、高岡圏域障害者就業・生活支援センター、福祉サービス事業所等がネットワークをつくり、障害者の就労に関する相談支援を効果的に進めていきます。さらに、就労している方を継続的に支援するために、職場訪問や生活支援等を充実していきます。

また、障害のある児童・生徒の仕事体験を推進します。

26「障がい者就労支援ネットワーク」 氷見市地域自立支援協議会の専門部会のひとつで、障害者の就労について関係機関で検討する会議のことをいいます。

2 企業等やコミュニティビジネスによる障害者雇用の推進

(1) 企業等への啓発

障害者雇用に対する企業等の理解を深め、雇用の拡大に結びつけていくよう、関係機関が協力して啓発を推進します。そのために、就労支援ネットワークで障害者雇用に関するフリーペーパー²⁷を発行し企業等への配布及び商工会議所の機関紙等の活用による情報発信を行っていきます。

(2) 就労に向けた企業見学・訓練の充実

障害者が企業等で就労するためのイメージや意欲等を身につけるよう企業見学会を開催し、また就労に向けた実践的な訓練や実習の受け入れ先の企業等の開拓を促進します。

(3) コミュニティビジネスの起業支援

障害者雇用を拡大するため、コミュニティビジネス等新たな雇用の場の創出を推進します。そのため、起業支援のコーディネーターの確保や情報提供に努めます。

3 福祉的就労の推進

企業等での就労が難しい人が生産的な活動を通じて社会参加していくよう、就労継続支援サービス等の充実を推進します。

第4節 社会参加活動の推進

【現状と課題】

障害者が地域でいきいきと生活していく上には、一人ひとりが主体的に社会参加することが大切です。また、障害者のニーズを踏まえながら、社会活動への参加を推進するとともに、地域の人々が障害や障害者に対する理解と認識を深めていくことが重要です。

障害者が文化・スポーツ活動やレクリエーション活動に主体的に取り組んでいくよう、障害者団体等と協力しながら活動の場づくりや情報提供等を推進します。また、障害者団体による活動を活性化するために、交流や学習の取り組みを充実していきます。そのため、施設利用等に関する料金の減免措置を実施していくよう各方面に働きかけます。

さらに、障害者の生涯学習活動や、各種サークル活動、地域イベントへの参加を支援するため、同行援護サービス、移動支援、コミュニケーション支援のサービスの充実や、活動を支援するボランティアの養成を推進します。

27フリーペーパー 無料で特定の読者層に配布される印刷メディアのことをいいます。

第3章 だれもが地域で安心安全に暮らすことができる体制づくり

第1節 市民の理解とボランティア活動の推進

【現状と課題】

障害のある人もない人も安心して心豊かに暮らせる地域社会は、共生社会の理念が行き届いた住みやすい社会と言えます。そうした社会づくりを進めるためには、すべての方が障害について正しく理解し、認識を持つことが不可欠です。

また、近年地域で積極的に活動する個人や団体のボランティアが増えており、福祉、環境、教育等さまざまな分野の活動に多数の市民が参加しています。また、市内でも、福祉、文化等の分野で活動するNPO法人が増えつつあります。障害者が地域で安心して暮らしていけるよう、これらの活動をさらに推進していく必要があります。

（アンケート調査の結果からみたニーズと課題）

差別や偏見、疎外感は、6割程度は感じていませんが、個々の状況により、若年層等を中心に周囲の理解不足の状況も伺えます。差別の内容は、他人の視線や仕事内容及び収入面、地域での行事等で多くっており、事業者や市民への意識啓発を引き続き拡充させていくことが求められます。

また、学校等で人権教育や共生社会の意識啓発の一層の強化も求められています。

今後、地域の方に希望する手助け・福祉サービスについては、体調急変時の手助けや日常的な安否確認の見守り・声かけが多くなっており、障害者が常に自身の体調の変化に不安を持っていることが伺えます。このほか除草や除雪、通院や買い物等の送迎、外出の手助け等生活支援についてのニーズも高く、関係機関や地域との協力のもとに支援体制を拡充することが求められています。

1 障害についての理解と学習の推進

（1）障害についての理解の推進

市民一人ひとりが障害を身近な問題として考えていけるよう、市広報や市ホームページ、各種パンフレット等を通じた啓発を推進します。

また、各種イベント等を通じて、障害についての理解を呼びかけていきます。これらの取り組みは、障害者が主体的に参加するとともに、市民、事業者、関係機関・団体等と行政が協力して取り組んでいきます。

（2）学校や地域での人権教育・福祉教育の推進

障害について正しく理解し、共に生きる意識や接し方を身につけることができるよう、保育所・幼稚園・小中学校等での取り組みを推進します。

また、子どもたちが、地域において障害者との交流やボランティア活動を通じて、自ら考え行動する力をはぐくむ福祉教育を、学校と地域社会が連携して推進していきます。

(3) 地域での福祉教育や交流の推進

地域住民の障害についての理解を深めるために、**障害者チャレンジショップ**²⁸、福祉サービス事業所や地域活動支援センターと協働して、障害者との交流を推進します。

2 障害者を支援する地域福祉活動の促進

(1) 身近な地域でのケアネット活動の促進

社会福祉協議会が実施しているケアネット活動による日常的な支援を促進します。

(2) ボランティア等の養成と活動への支援

障害者の生活を支援する活動を推進するよう、障害についての理解・学習と連動させながら、ボランティア活動等の情報提供を行い、参加を呼びかけていきます。

また、ボランティア養成講座等を行っていくとともに、ボランティア活動・NPO活動を行っている市民や団体等への支援を行います。

第2節 安心安全なまちづくりの推進

【現状と課題】

誰もが安全に暮らせるまちをつくるため、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めていく必要があります。

そして、日頃から地域の中で支援していく体制を確保していくことを通じて、障害者が災害等に脅かされることがないように、安心で安全なまちづくりを進めることが必要です。

(アンケート調査の結果からみたニーズと課題)

外出時の移動手段が自動車中心でバスの利用が少数であることから、自分で車を運転することができないあるいは車に乗せてくれる人がいない場合は、外出が容易ではないことが伺えます。

外出時、他人の視線やバリアフリー未対応の環境、介助する人がいないことへの不安等を感じる方も多く、積極的な外出を阻害する要因になっていると推測されます。

災害等の緊急時については、一人での避難が可能な方は半数未満にとどまっており、一人では避難方法が分からないことや緊急事態の発生に気がつかないといった不安も大きな課題と考えられます。災害発生時等は大きな混乱とパニックに陥ることが危惧されるため、日常的に地域での見守りや緊急時の避難誘導等の協力体制の強化が必要です。

また、災害等の発生時、障害者が避難所で生活できる環境が整っていないことも不安となっており、災害発生時の対応を確立、強化することはもちろんのこと、万全な体制を構築し、その情報を積極的に障害者に伝達することで、日常的な不安を取り除くことも重要です。災害時要援護者名簿登録済みの人はごく少数であり、さらなる登録促進を地域と協働で進めていくことが必要です。

²⁸障害者チャレンジショップ 身体・知的・精神の各障害者の方の手作り作品を展示・販売するお店のことをいいます。

1 安全なまちづくりの推進

公共施設や歩行空間、公共交通機関等を誰もが心地よく利用できるよう、ユニバーサルデザイン化を推進します。

2 防災等に関する支援

(1) 防災等に関する意識づくりの推進

地域で安心して暮らしていけるよう、障害者やその家族等が、防災や防犯についての理解を深め、自分自身で取り組む意識を高めていくよう、情報提供や学習を充実していきます。

(2) 要援護者の把握とつながりづくりの推進

災害時に支援が必要な要援護者を身近な地域で支えていくよう、個人情報保護しつつ個人のデータを登録し情報を共有するしくみづくり等に、市社協、自治会、民生委員児童委員等と協力して取り組みます。

また、登録された情報等をもとに災害時に一人ひとりの安否確認や避難の支援等ができるよう、地域ごとに体制づくりの検討を進めていきます。

(3) 障害に配慮した避難所の確保と避難所での生活支援の推進

災害時の避難所を障害者が安心して利用できるよう、福祉避難所の確保を推進するとともに、介護やコミュニケーションを支援する体制づくりを、福祉サービス事業者やボランティア等と検討していきます。あわせて、一般の避難所で過ごすことが難しい人については福祉施設等で受け入れていく体制づくりを、福祉サービス事業者等と協力して検討していきます。

参 考 資 料

- 資料1 40歳以上の市民アンケート調査結果の主なもの
- 資料2 障害者の市民アンケート調査結果の主なもの
- 資料3 地区懇談会における意見・提言等
- 資料4 地域福祉計画策定経過
- 資料5 氷見市地域福祉計画審議会委員名簿
- 資料6 諮問及び答申

参考資料

資料 1 40歳以上の市民アンケート調査結果の主なもの

I 調査の概要

【調査目的】

市内に居住する40歳以上の市民の生活実態、生活意識、地域活動への参加意欲、生活支援サービスの必要性等を調査し、地域での支え合いに関する課題やニーズを把握するために実施。

【調査対象及び抽出方法】

本市に居住する40歳以上の市民を対象に住民基本台帳から無作為抽出

【回収結果】

配布数 …………… 3,000件（40～64歳1,000人、65～74歳1,000人、75歳以上1,000人）

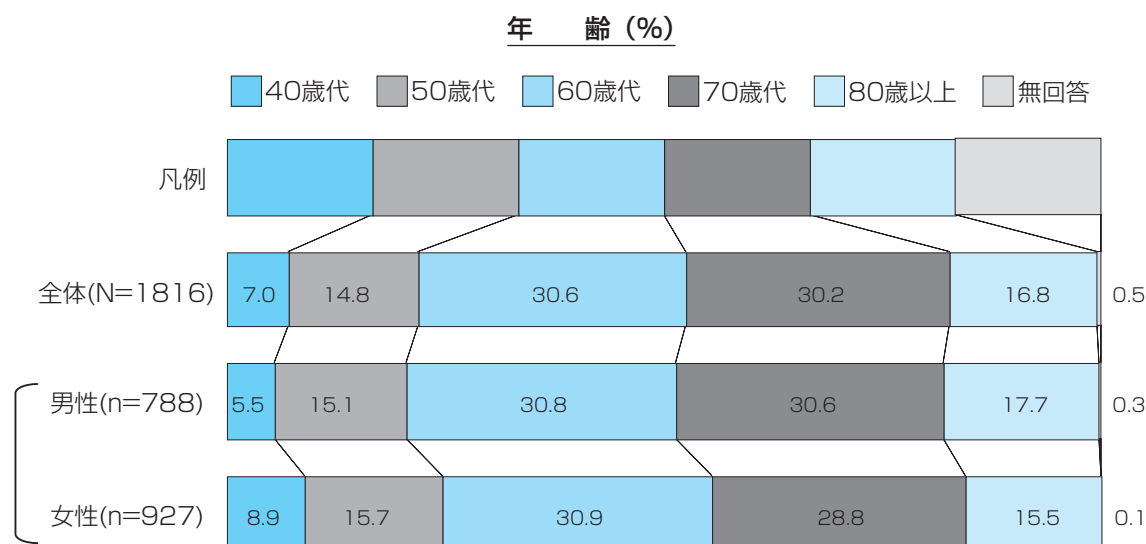
有効回収数 …………… 1,816件（40～64歳584人、65～74歳650人、75歳以上573人、年齢無回答9人）

有効回収率 …………… 60.5%（40～64歳58.4%、65～74歳65.0%、75歳以上57.3%）

II 回答者の属性

【年齢別構成】

年齢別構成は、「60歳代」が30.6%と最も多く、ほぼ並んで「70歳代」が30.2%が続いている。以下「80歳以上」（16.8%）、「50歳代」（14.8%）の順で、「60歳以上（合計）」で全体の8割近く（77.6%）を占める。



Ⅲ 調査結果（抜粋）

【1】生活状態について

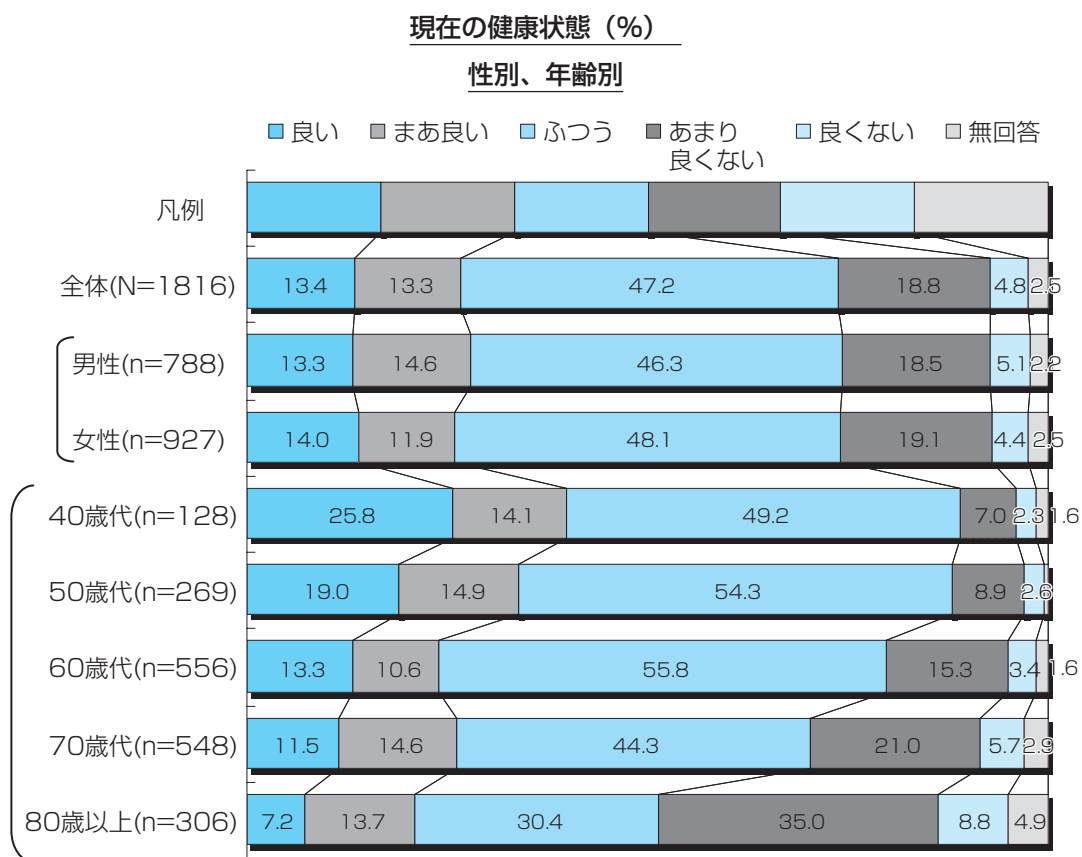
1. 現在の健康状態

問 あなたの現在の健康状態は、いかがですか。（○印 1 つ）

現在の健康状態については、「良い」が13.4%、「まあ良い」が13.3%で、合計26.7%がおおむね良いと回答している。

「良い」「まあ良い」の合計でみると、性別では大きな差は目立たない。

年齢別では年齢が若い層ほど「良い」「まあ良い」は相対的に多くを占めているが、逆に年齢が上がるほどその割合は少なくなり、「あまり良くない」「良くない」の割合が増える傾向にある。



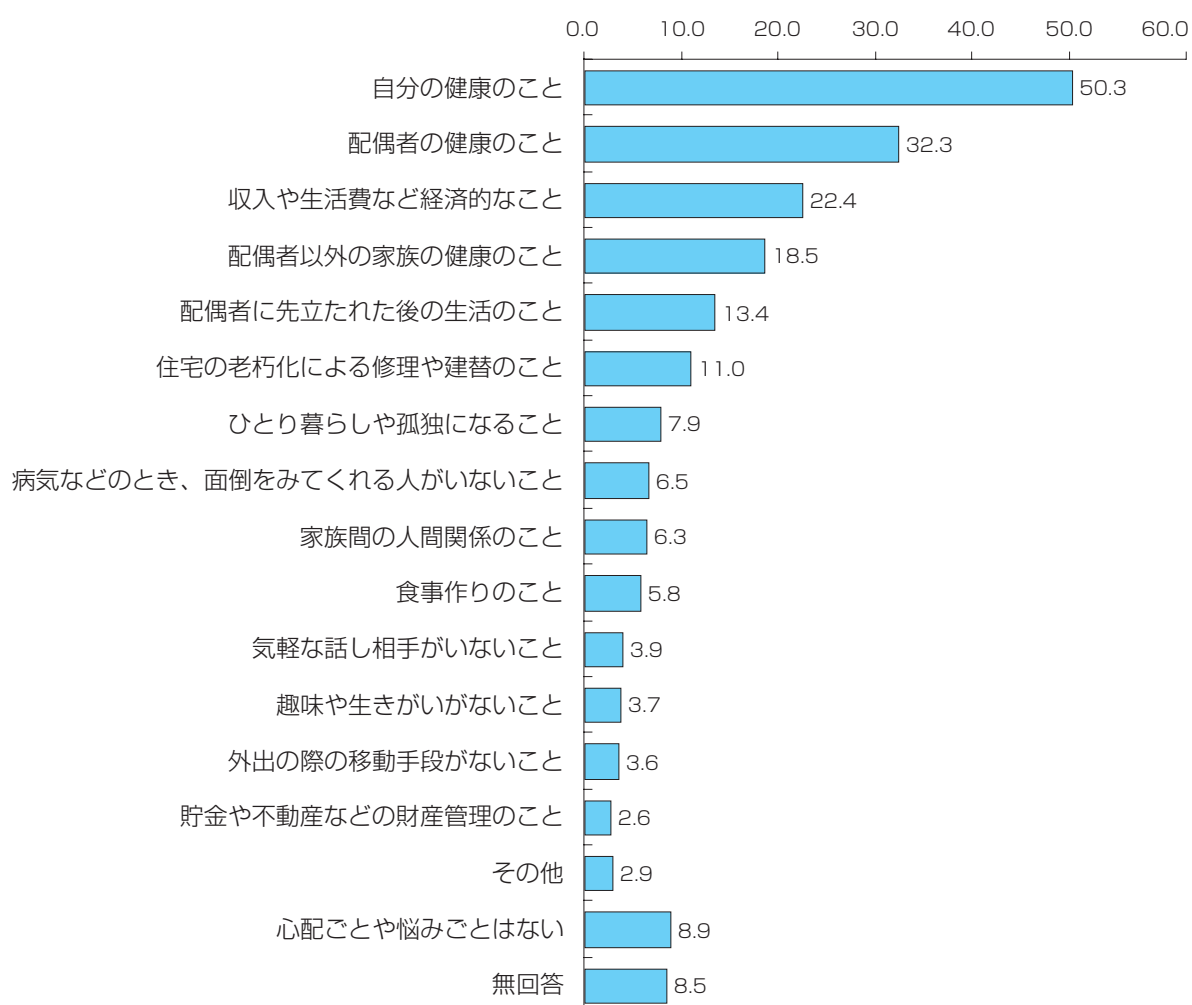
2. 心配ごとや悩みごとの有無

問 あなたは、現在、心配ごとや悩みごとがありますか。(○印いくつでも)

心配ごとや悩みごとの有無については、「心配ごとや悩みごとはない」が8.9%であることから、ほとんどの40歳以上市民に何らかの心配ごとや悩みごとがあるとみられる。

心配ごとや悩みごとは「自分の健康のこと」が50.3%と最も多く、次いで「配偶者の健康のこと」(32.3%)、「収入や生活費など経済的なこと」(22.4%)、「配偶者以外の家族の健康のこと」(18.5%)、「配偶者に先立たれた後の生活のこと」(13.4%)の順となっている。

心配ごとや悩みごとの有無 (%) 全体 (N=1816)



3. 将来の不安について

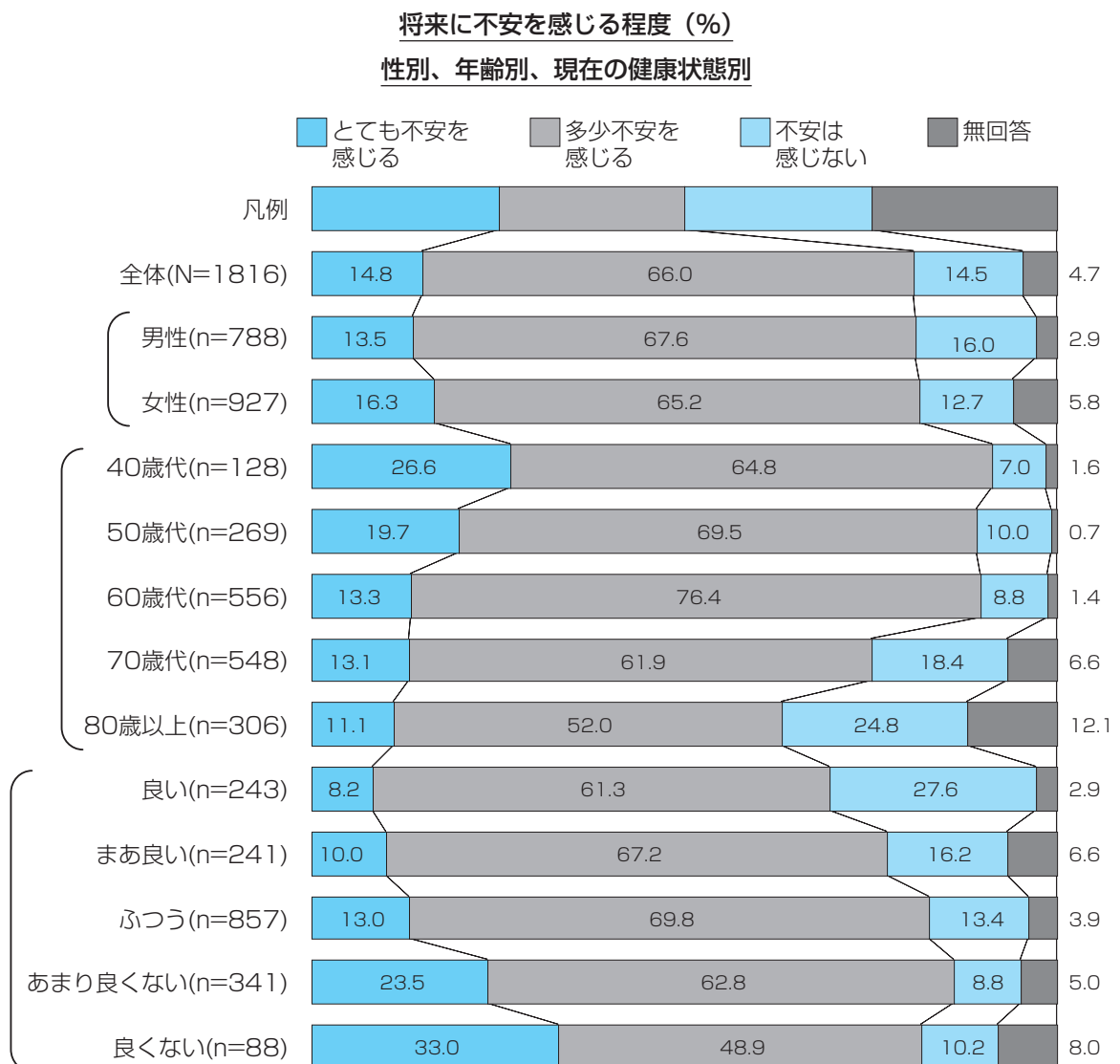
(1) 将来に不安を感じる程度

問 あなたは、将来の自分の日常生活全般について不安を感じますか。(○印 1 つ)

将来に不安を感じる程度については、「とても不安を感じる」が14.8%、「多少不安を感じる」が最も多く66.0%で、合計8割（80.8%）が不安を感じると回答している。

性別では大きな男女差は目立たないが、年齢別では、年齢が若い層ほど「とても不安を感じる」が多い傾向にある。

また、現在の健康状態が良くない層ほど「とても不安を感じる」が多い傾向にある。

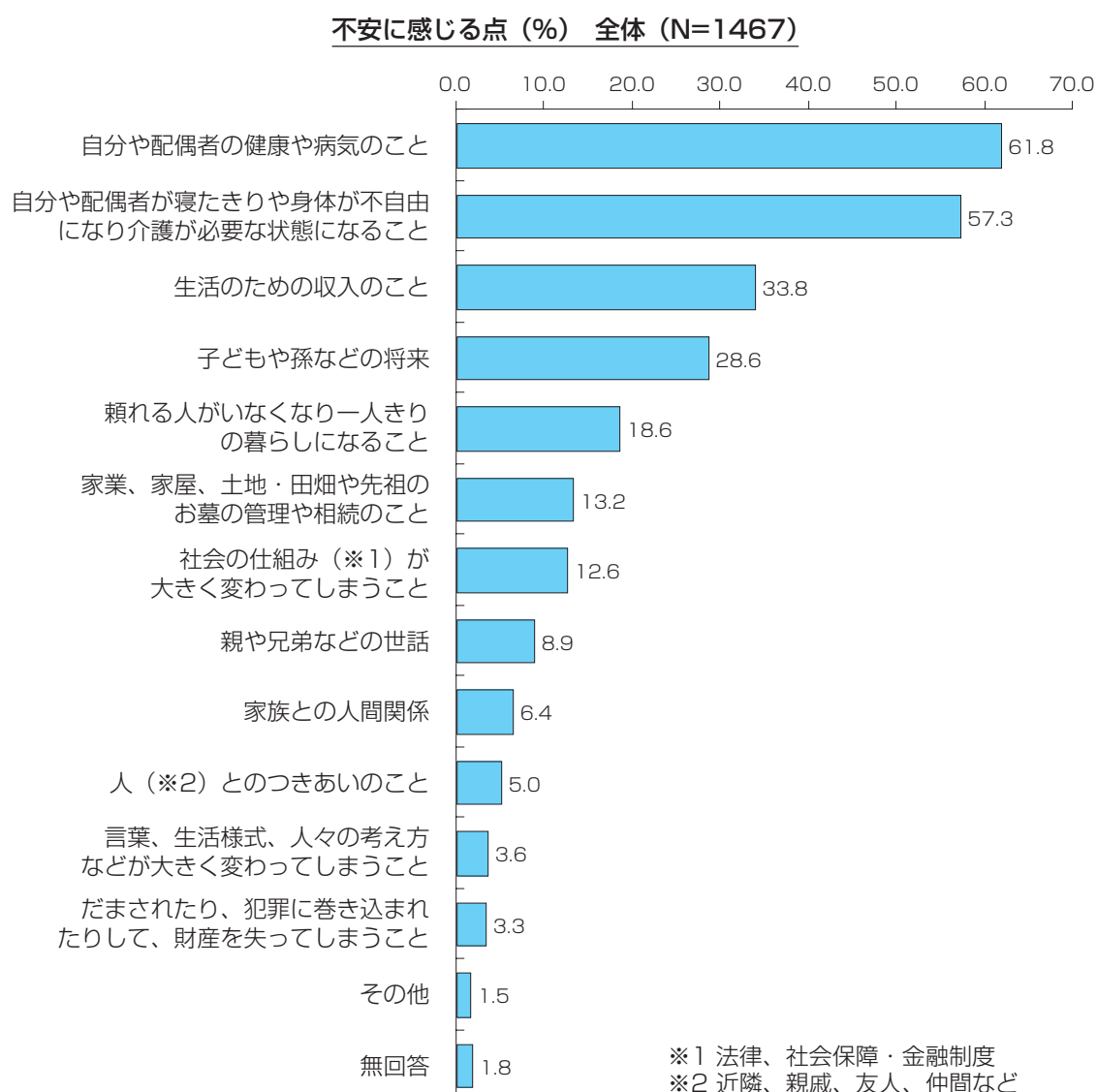


(2) 不安を感じる点

(1) の問で「不安を感じる」と答えた方に)

問 あなたが不安を感じる点は、どのようなことですか。(○印いくつでも)

不安を感じる点については、「自分や配偶者の健康や病気のこと」が61.8%と最も多く、ほぼ近い割合で「自分や配偶者が寝たきりや身体が不自由になり介護が必要な状態になること」が57.3%で続いている。以下「生活のための収入のこと」(33.8%)、「子どもや孫などの将来」(28.6%)、「頼れる人がいなくなり一人きりの暮らしになること」(18.6%)の順となっている。



【2】外出について

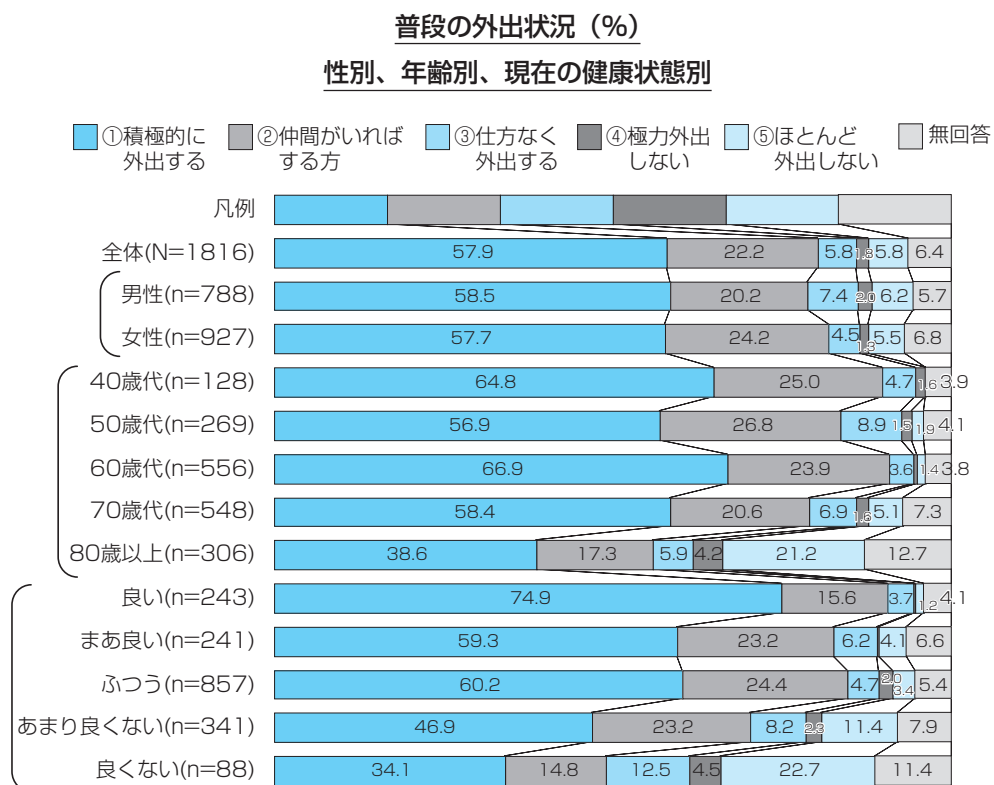
1. 普段の外出の状況

問 あなたは、日常生活の中で買い物や散歩などを含め外出についてはどのように行動していますか。(○印1つ)

普段の外出の状況については、「①積極的に外出する」が57.9%を占め、過半数の人が積極的に外出している。次いで「②仲間がいればする方」が22.2%で続き、以下「③仕方なく外出する」「⑤ほとんど外出しない」(各5.8%)、「④極力外出しない」(1.8%)は、それぞれ回答は少ない。

性別では大きな男女差は目立たないが、年齢別では40～70歳代の幅広い年齢層で「①積極的に外出する」「②仲間がいればする方」で大半を占めており、特に40歳代と60歳代では「①積極的に外出する」が他の年齢層に比べ多くなっている。80歳以上では「⑤ほとんど外出しない」が他の年齢層に比べ多い。

また、現在の健康状態が良い層ほど積極的に外出する頻度も多くなっている。



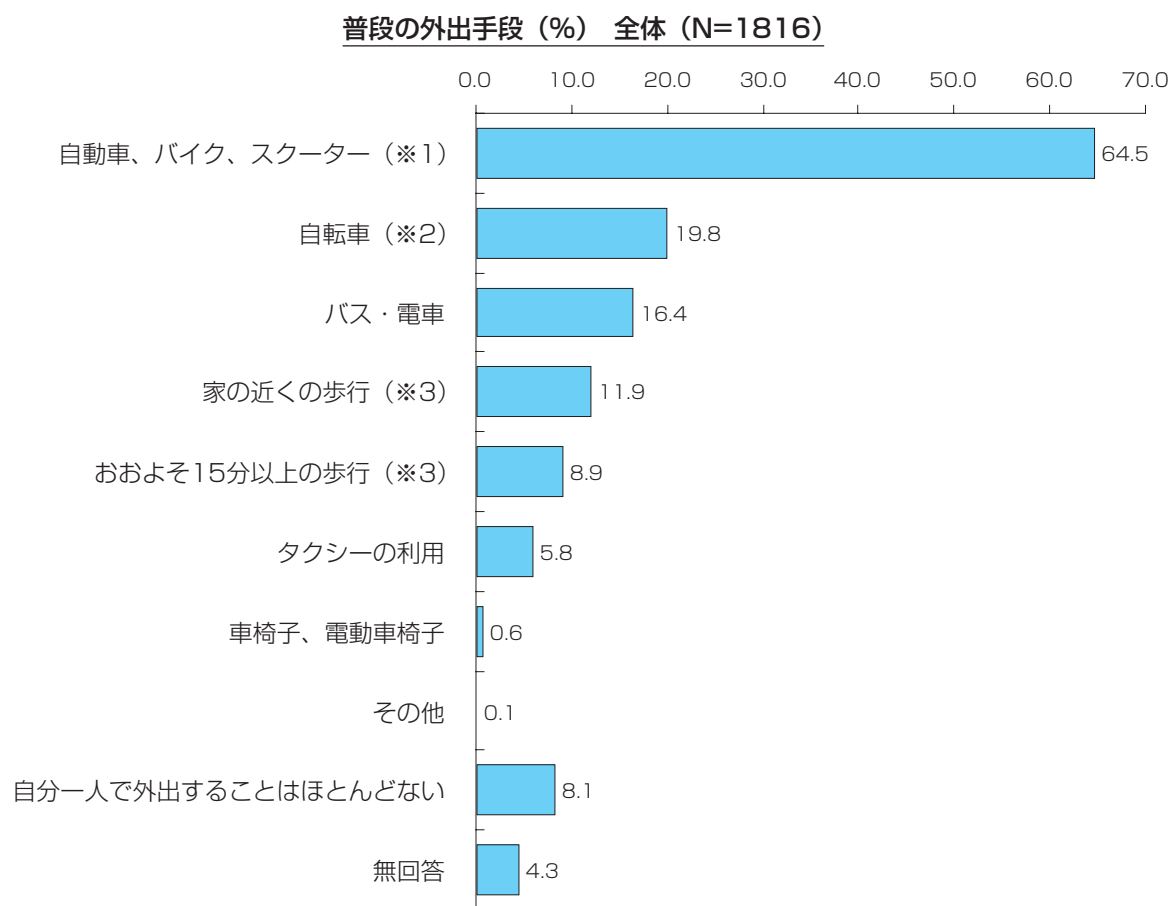
注：図中の選択肢は省略してあります。元の文言は以下のとおりです。

- ①自分から積極的に外出する方である
- ②家族や他人から誘われたり、仲間がいれば外出したりする方である
- ③家族や他人から誘われれば仕方なく外出する方である
- ④家族や他人から誘われても極力外出はしない方である
- ⑤外出することはほとんどない

2. 普段の外出手段

問 あなたが外出するとき、自分一人で利用できる外出手段は、次のうちどれですか。
(○印いくつでも)

普段の外出手段については、「自動車、バイク、スクーター」が64.5%と最も多く主流となっている。次いで「自転車」(19.8%)、「バス・電車」(16.4%)、「家の近くの歩行」(11.9%)の順となっている。



※1 いずれも自ら運転するもの。身体障がい者等が運転できるよう特別に装備されているものを含む

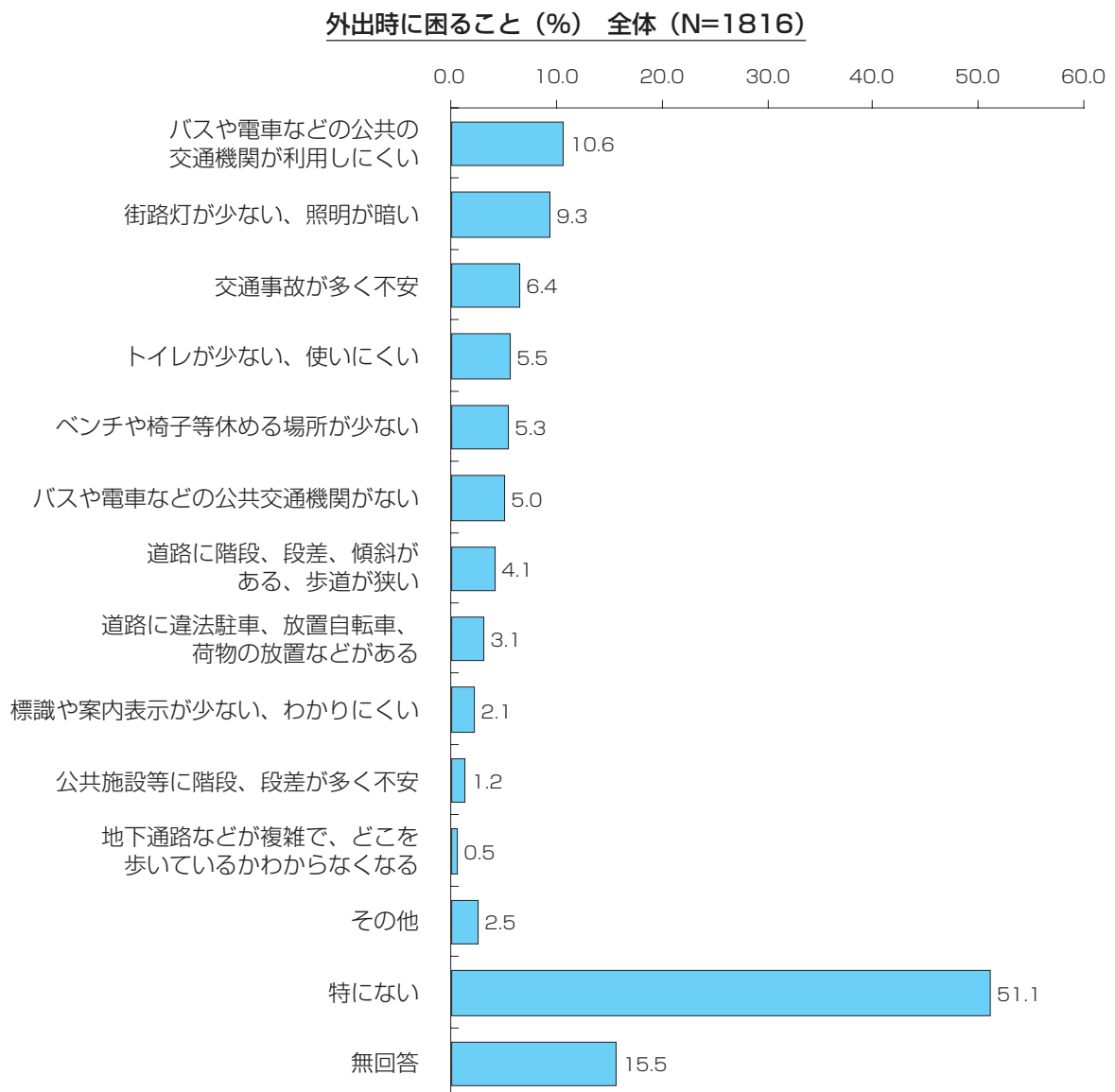
※2 電動アシスト付き自転車を含む

※3 つえ、シルバーカーなどの利用を含む

3. 外出時に困ること

問 あなたは、外出するにあたって何か障害となるものがありますか。(○印いくつでも)

外出時に困ることについては、「特にない」が51.1%と最も多くなっているが、困ることとしては「バスや電車などの公共の交通機関が利用しにくい」が10.6%と最も多く、次いで「街路灯が少ない、照明が暗い」(9.3%)、「交通事故が多く不安」(6.4%)、「トイレが少ない、使いにくい」(5.5%)、「ベンチや椅子等休める場所が少ない」(5.3%)の順となっている。



【3】災害時や緊急時の対応について

1. 緊急時の一人での避難

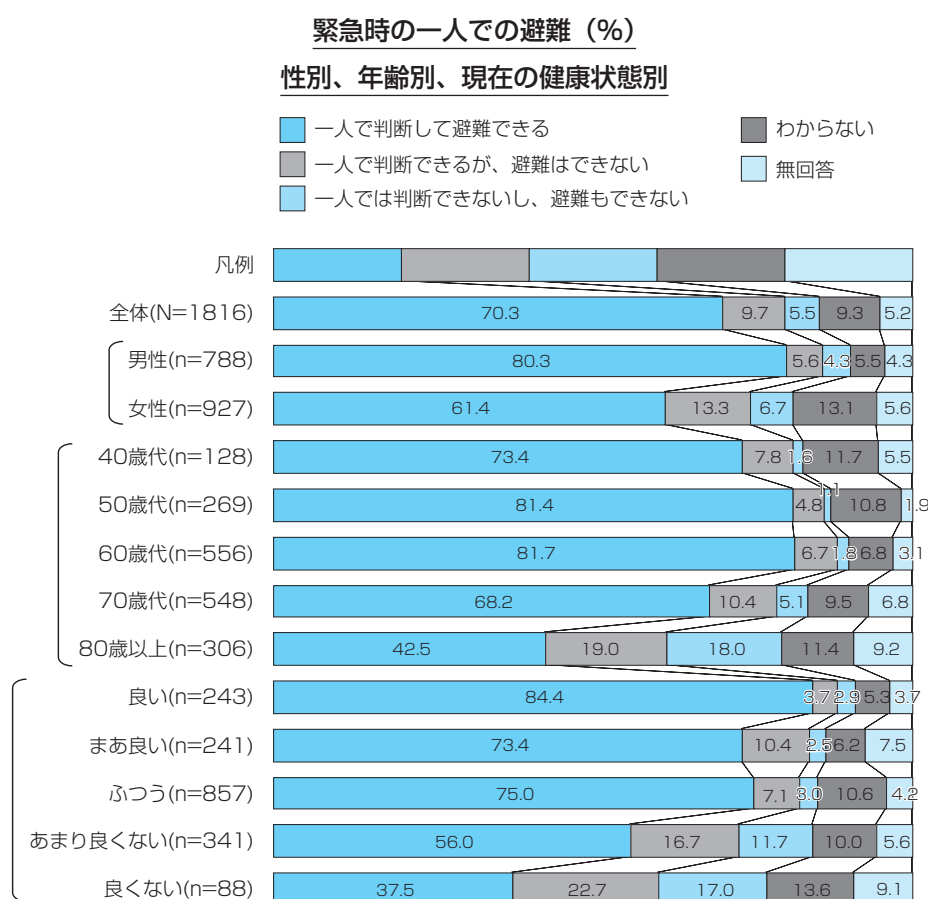
問 あなたは、災害時（台風や地震等）や火災などの緊急時に、一人で避難することができますか。
(○印1つ)

緊急時の一人での避難については、「一人で判断して避難できる」が70.3%を占め主流となっている。以下「一人で判断できるが、避難はできない」(9.7%)、「一人では判断できないし、避難もできない」(5.5%)が続くが、それぞれ回答は少なく、「わからない」が9.3%みられた。

性別では、女性で「一人で判断できるが、避難はできない」「わからない」が多くなっている。

年齢別では、70歳を超えると判断や避難ができなくなる割合が多くなる傾向にある。特に80歳以上では「一人で判断できるが、避難はできない」「一人では判断できないし、避難もできない」が、他の年齢層に比べ最も多くなっている。

また、現在の健康状態が良い層ほど「一人で判断して避難できる」が多いが、健康状態が良くない層では判断や避難ができなくなる割合が多くなる傾向にある。



2. 緊急時の手助けを頼める人の有無

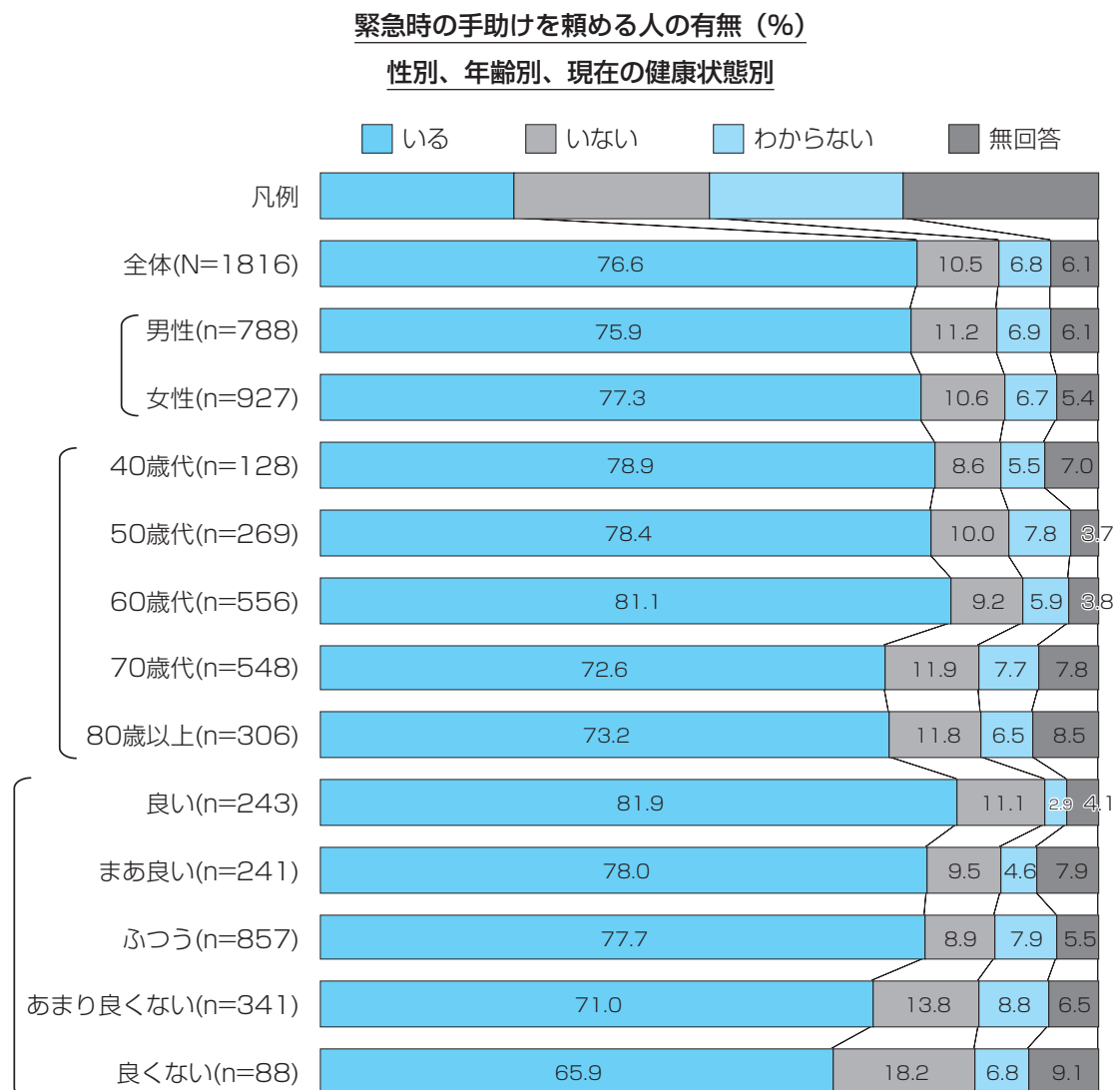
問 あなたは、災害や火災などの緊急時に避難する際、手助けを頼める人（同居を含む）はいますか。
（○印 1 つ）

緊急時の手助けを頼める人の有無については、「いる」が76.6%と主流となっており、「いない」は10.5%、「わからない」が6.8%となっている。

性別では大きな男女差は目立たない。

年齢別では、70歳以上において「いない」が他の年齢層に比べやや多くなっている。

現在の健康状態別では、健康状態が良くない層ほど「いない」が多い傾向にある。

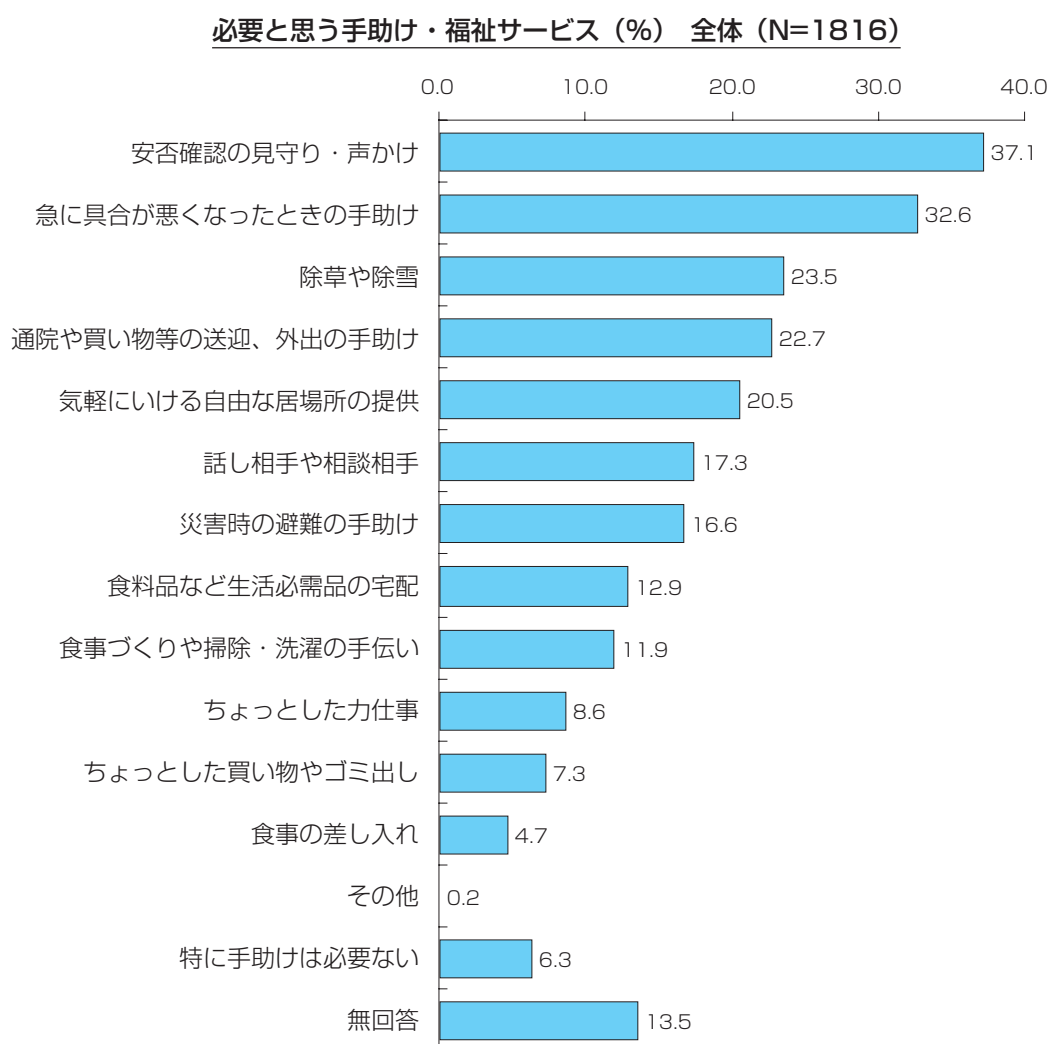


【4】 介助や福祉サービスについて

1. 必要と思う手助け・福祉サービス

問 あなたご自身やあなたの家族が住み慣れた地域で安心して生活するうえで、どのような手助け・福祉サービスがあると、とても助かると思われますか。(○印 3 つ)

緊必要と思う手助け・福祉サービスについては、「安否確認の見守り・声かけ」が37.1%と最も多く、次いで「急に具合が悪くなったときの手助け」(32.6%)、「除草や除雪」(23.5%)、「通院や買い物等の送迎、外出の手助け」(22.7%)、「気軽にいける自由な居場所の提供」(20.5%)の順となっている。



【5】近所づきあいや地域のつながりについて

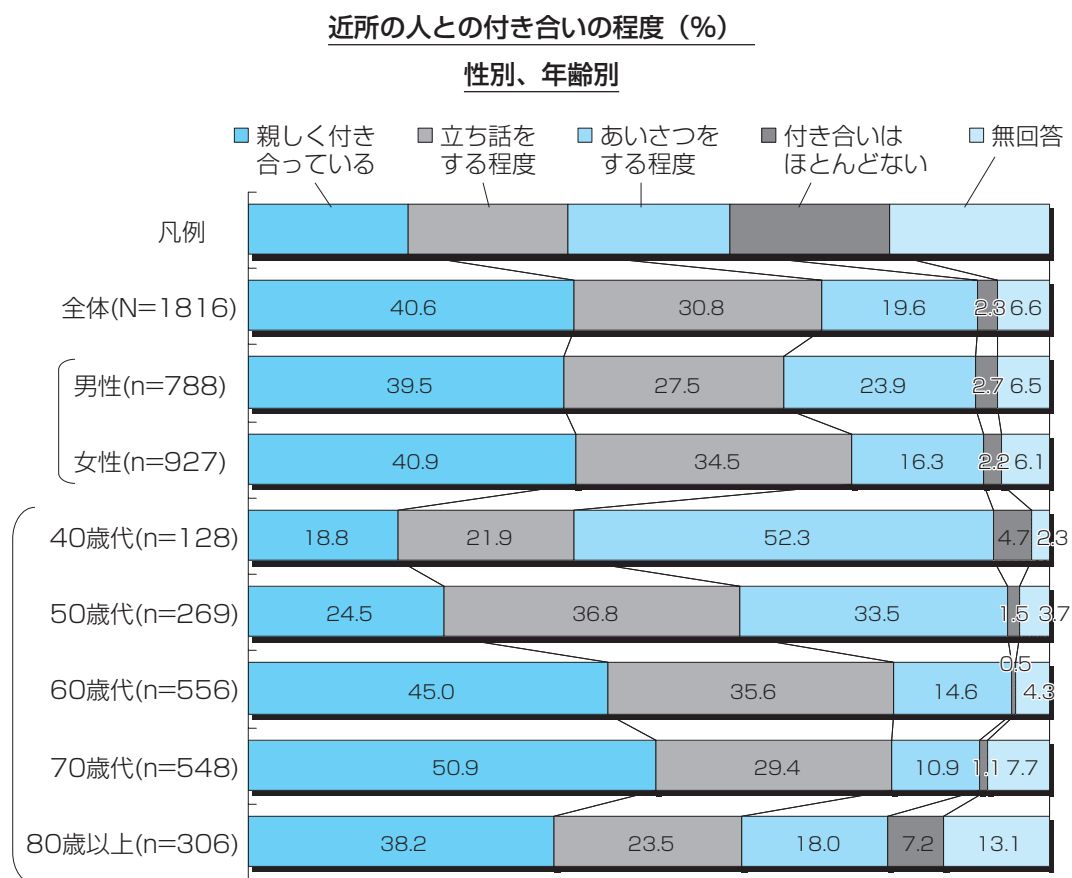
1. 近所の人との付き合いについて

問 あなたは、ふだん、近所の人とどの程度の付き合いをしていますか。(○印1つ)

近所の人との付き合いの程度については、「親しく付き合っている」が40.6%と最も多く、次いで「立ち話をする程度」(30.8%)、「あいさつをする程度」(19.6%)の順となっている。

性別では男性で「あいさつをする程度」、女性で「立ち話をする程度」が多くなっている。

年齢別では60～70歳代で「親しく付き合っている」が多く、40歳代では「あいさつをする程度」、50歳代では「立ち話をする程度」がそれぞれ他の年齢層に比べ多くなっている。



2. 地域のつながりの必要性について

問 あなたにとって、暮らしの中で地域のつながりは必要だと思いますか。(○印 1 つ)

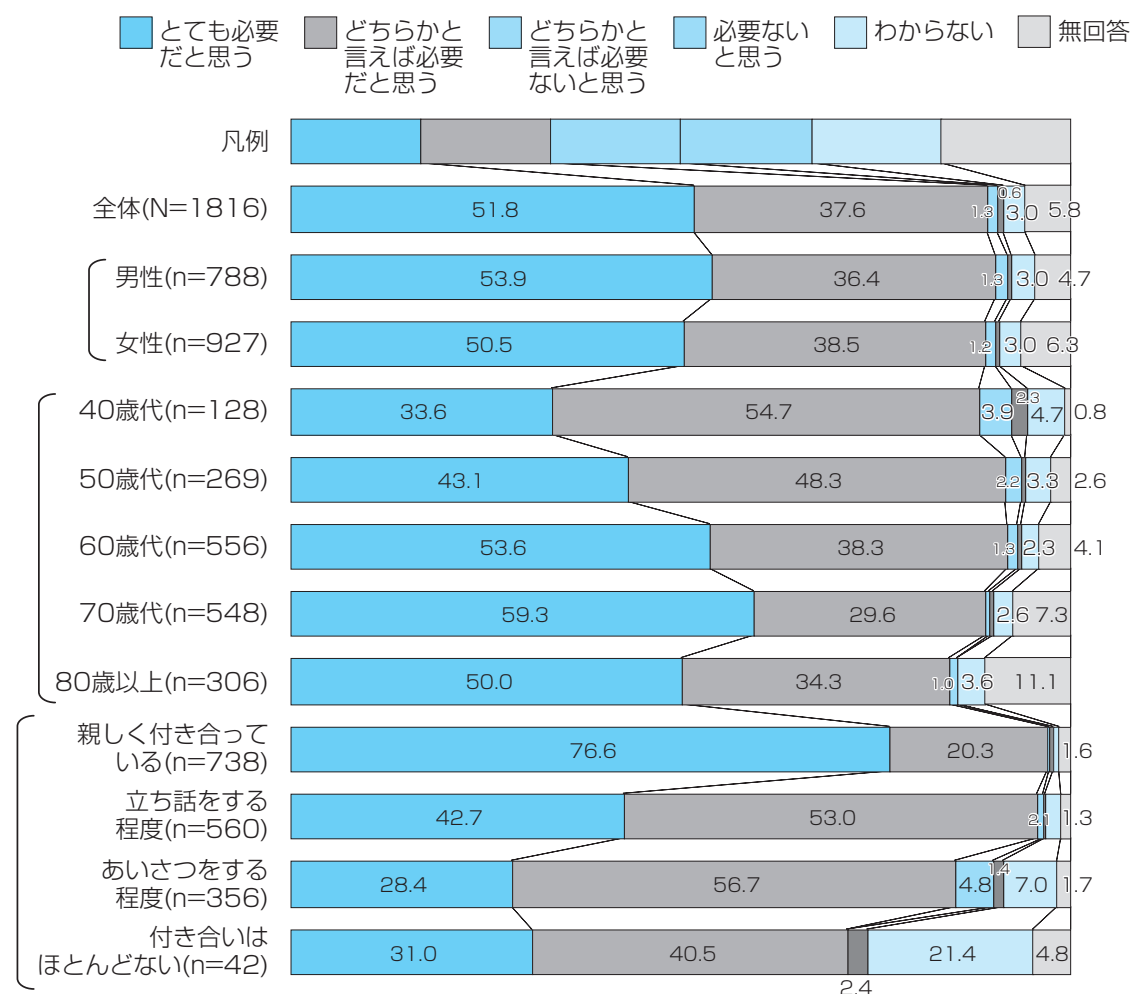
地域のつながりの必要性については、「とても必要だと思う」が51.8%と最も多く、次いで「どちらかと言えば必要だと思う」が37.6%で続いており、合計9割（89.4%）が必要と回答している。「どちらかと言えば必要ないと思う」は1.3%、「必要ないと思う」が0.6%、「わからない」が3.0%みられた。

性別では大きな男女差は目立たないが、年齢別では70歳代で「とても必要だと思う」が最も多く、40歳代で「どちらかと言えば必要だと思う」が最も多くなっている。

近所の人との付き合いの程度別では、付き合いが深い人ほど必要性意識も多い傾向にある。

緊地域とのつながりの必要性について (%)

性別、年齢別、近所の人との付き合いの程度別



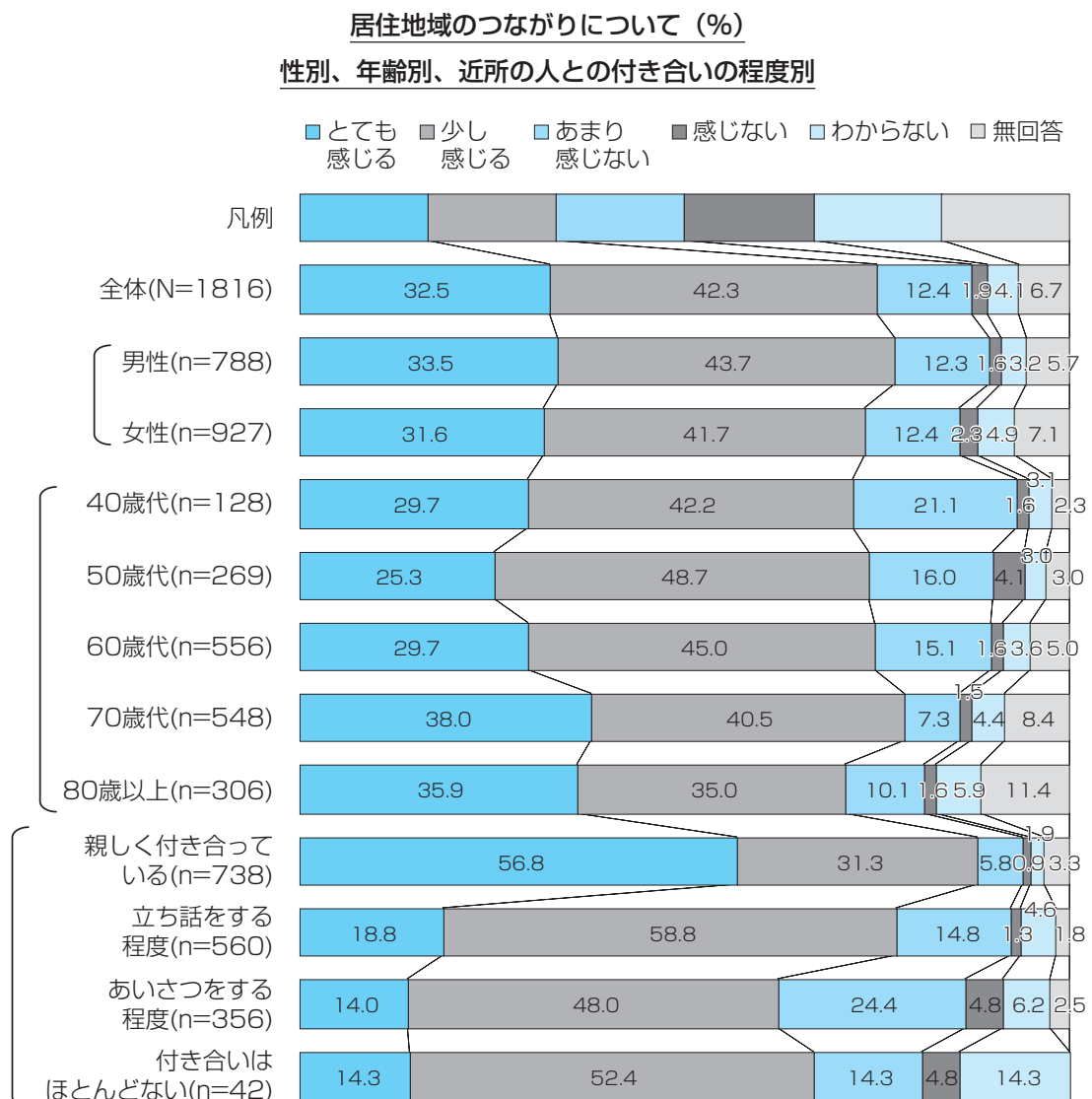
3. 居住地域のつながりについて

問 あなたがお住まいの地域には、地域のつながりはありますか。(○印 1 つ)

居住地域のつながりについては、「とても感じる」が32.5%、「少し感じる」が42.3%で、合計7割以上（74.8%）がつながりを意識している。一方、「あまり感じない」は12.4%、「感じない」が1.9%で、感じない人は合計で14.3%である。

性別では大きな男女差は目立たないが、年齢別では年齢が上がるほど「とても感じる」が多くなる傾向がみられ、特に70歳代で最も多くなっている。

近所の人との付き合いの程度別では、付き合いが深い人ほどつながり意識も多い傾向にある。



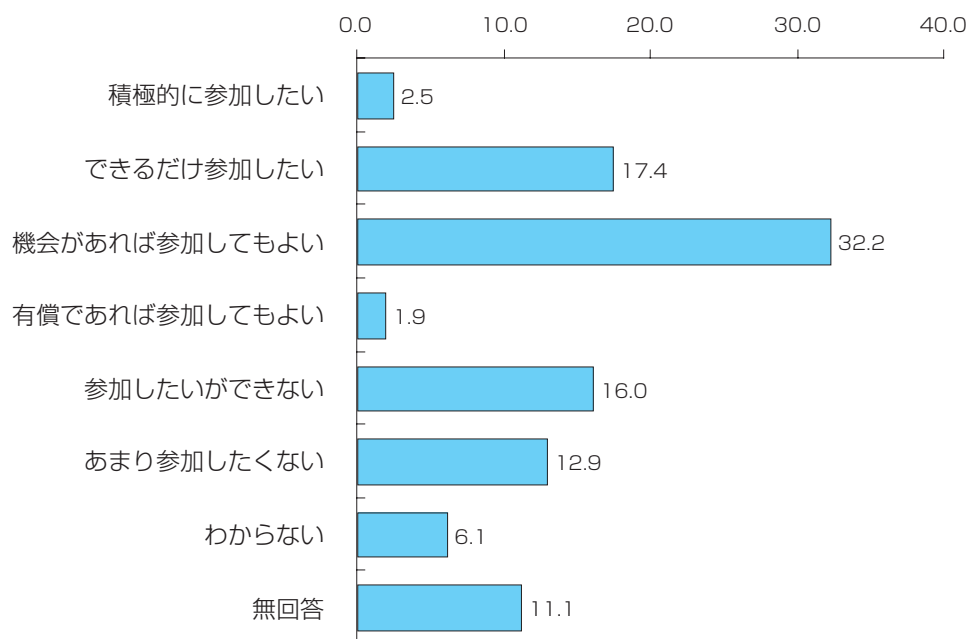
【6】地域活動・ボランティア活動等への参加について

1. 地域活動・ボランティア活動等への参加意向

問 あなたは、今後、地域活動・ボランティア活動等に参加したいと考えていますか。(○印 1 つ)

地域活動・ボランティア活動等への参加意向については、「積極的に参加したい」が2.5%、「できるだけ参加したい」が17.4%、「機会があれば参加してもよい」が32.2%、「有償であれば参加してもよい」が1.9%で、合計54.0%と過半数が参加意向を示している。一方、「参加したいができない」は16.0%、「あまり参加したくない」は12.9%となっている。

地域活動・ボランティア活動等への参加行意向 (%) 全体 (N=1816)

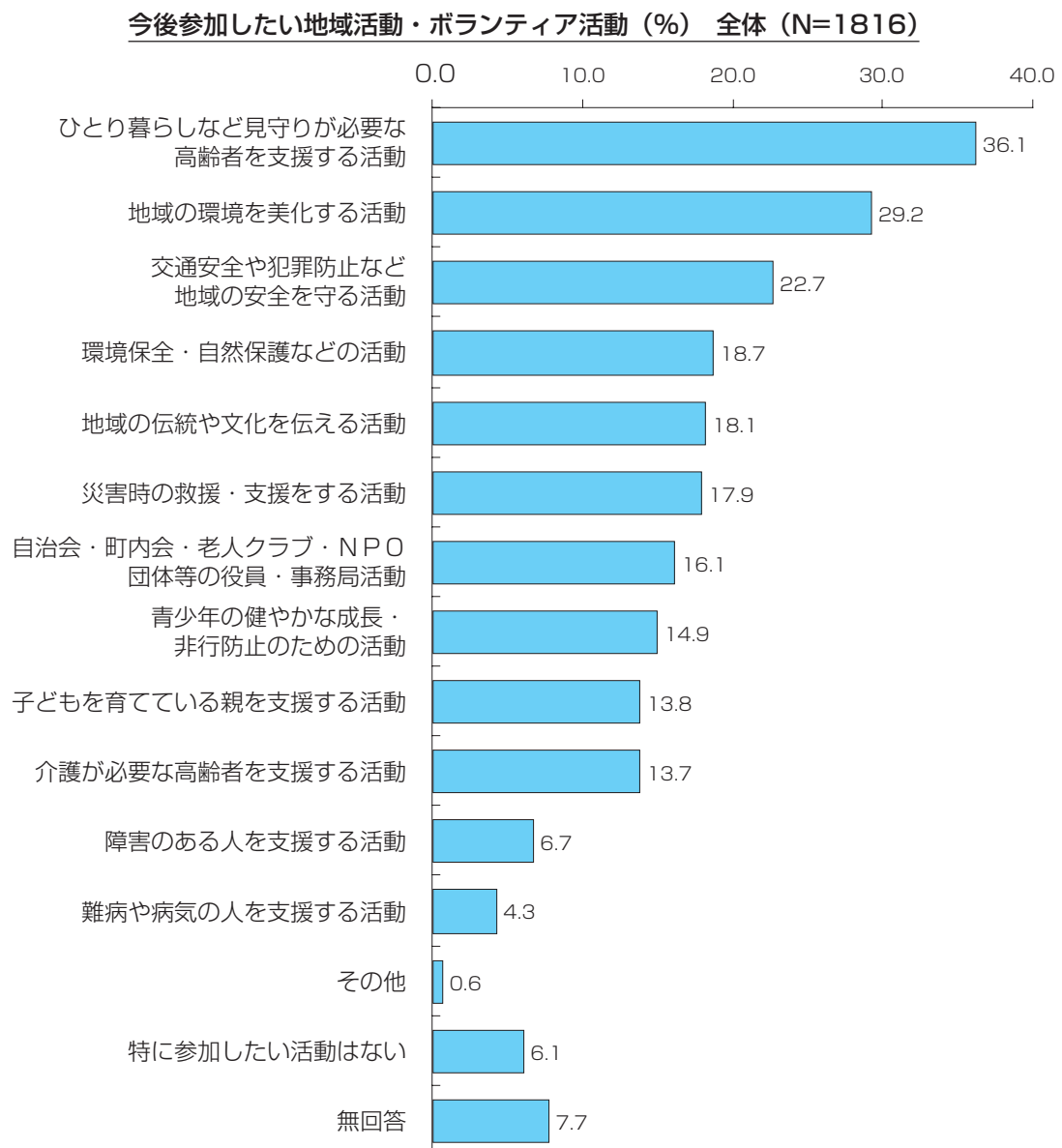


2. 今後、参加したい地域活動・ボランティア活動

(前問で「参加したい」または「参加してもよい」と答えた方に)

問 今後、あなたが参加したい地域活動・ボランティア活動はどれですか。(○印 3 つ)

今後、参加したい地域活動・ボランティア活動については、「ひとり暮らしなど見守りが必要な高齢者を支援する活動」が36.1%と最も多く、次いで「地域の環境を美化する活動」(29.2%)、「交通安全や犯罪防止など地域の安全を守る活動」(22.7%)、「環境保全・自然保護などの活動」(18.7%)、「地域の伝統や文化を伝える活動」(18.1%)の順となっている。



資料2 障害者の市民アンケート調査結果の主なもの

I 調査の概要

【調査目的】

障害者本人及び家族の生活等の実態やサービスの必要性等を調査し、障害者施策、及び地域での支え合いに関する課題やニーズを把握することを目的として実施。

【調査対象及び抽出方法】

- ・氷見市登録の障害者手帳所持者

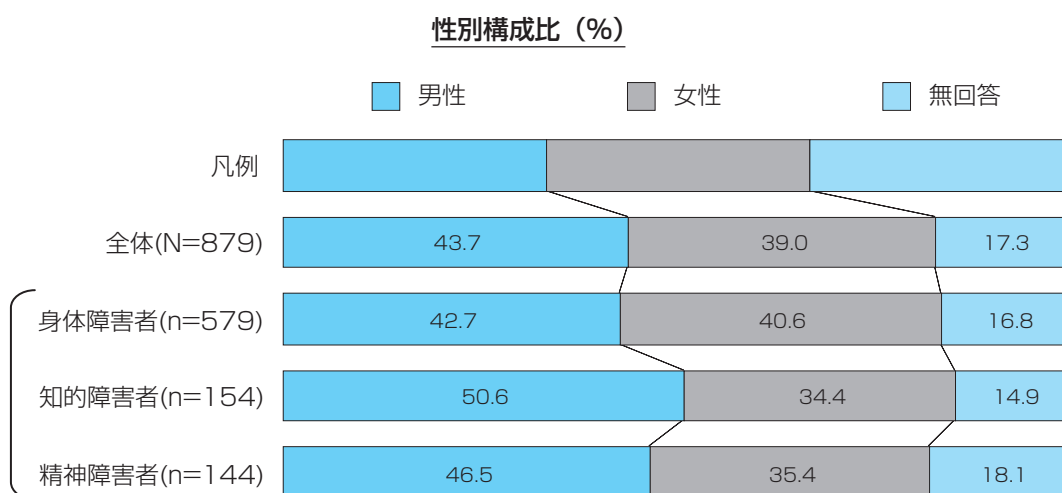
(64歳までは全数調査、65歳以上は身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者、自立支援医療利用者から等級に関係なく無作為に抽出)

【回収結果】

配布数 1,500件

有効回収数 879件

有効回収率 58.6%



Ⅱ 調査結果（抜粋）

【1】日常生活について

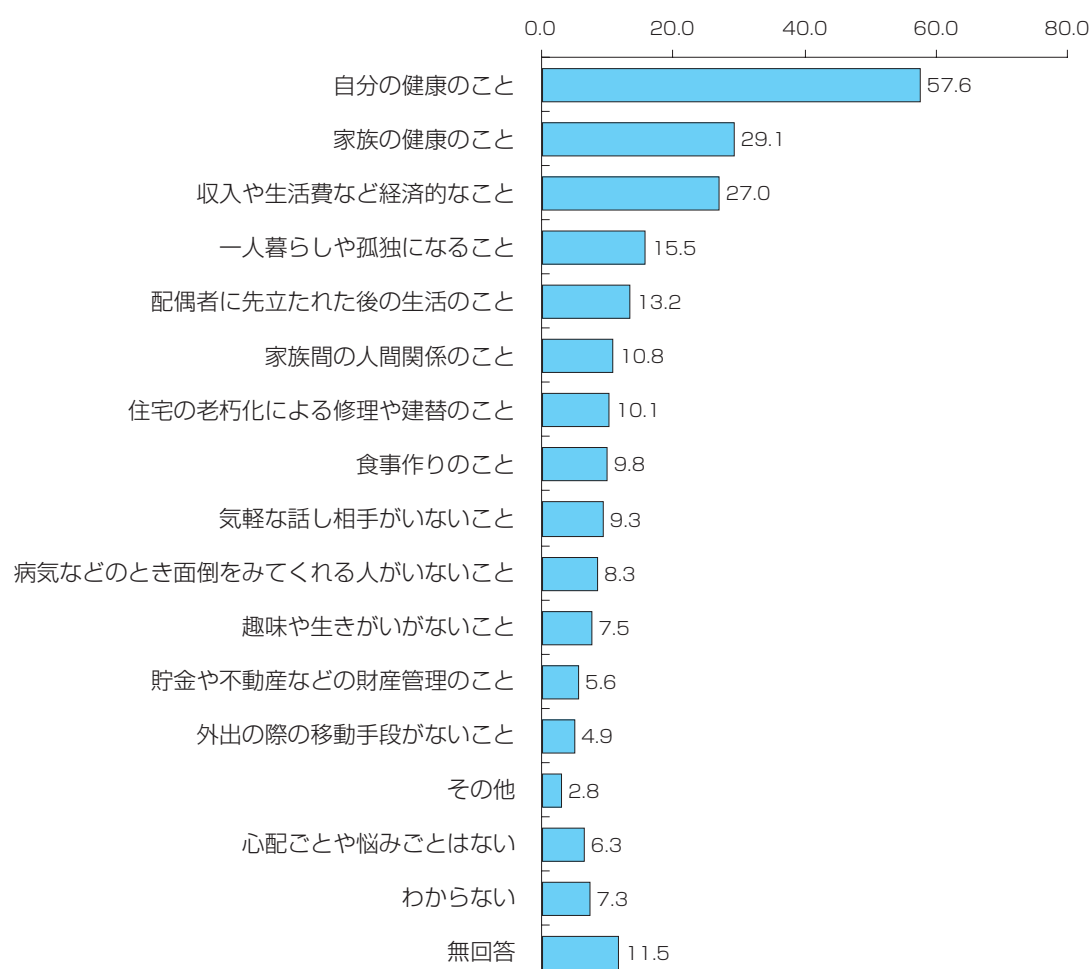
1. 心配ごとや悩みごとの有無

問 あなたは、現在、心配ごとや悩みごとがありますか。（○印いくつでも）

心配ごとや悩みごとについては、「自分の健康のこと」が57.6%と最も多く、次いで「家族の健康のこと」（29.1%）、「収入や生活費など経済的なこと」（27.0%）、「一人暮らしや孤独になること」（15.5%）、「配偶者に先立たれた後の生活のこと」（13.2%）の順となっている。

「心配ごとや悩みごとはない」が6.3%であることから、ほとんどの障害者に何らかの心配ごとや悩みごとがあるとみられる。

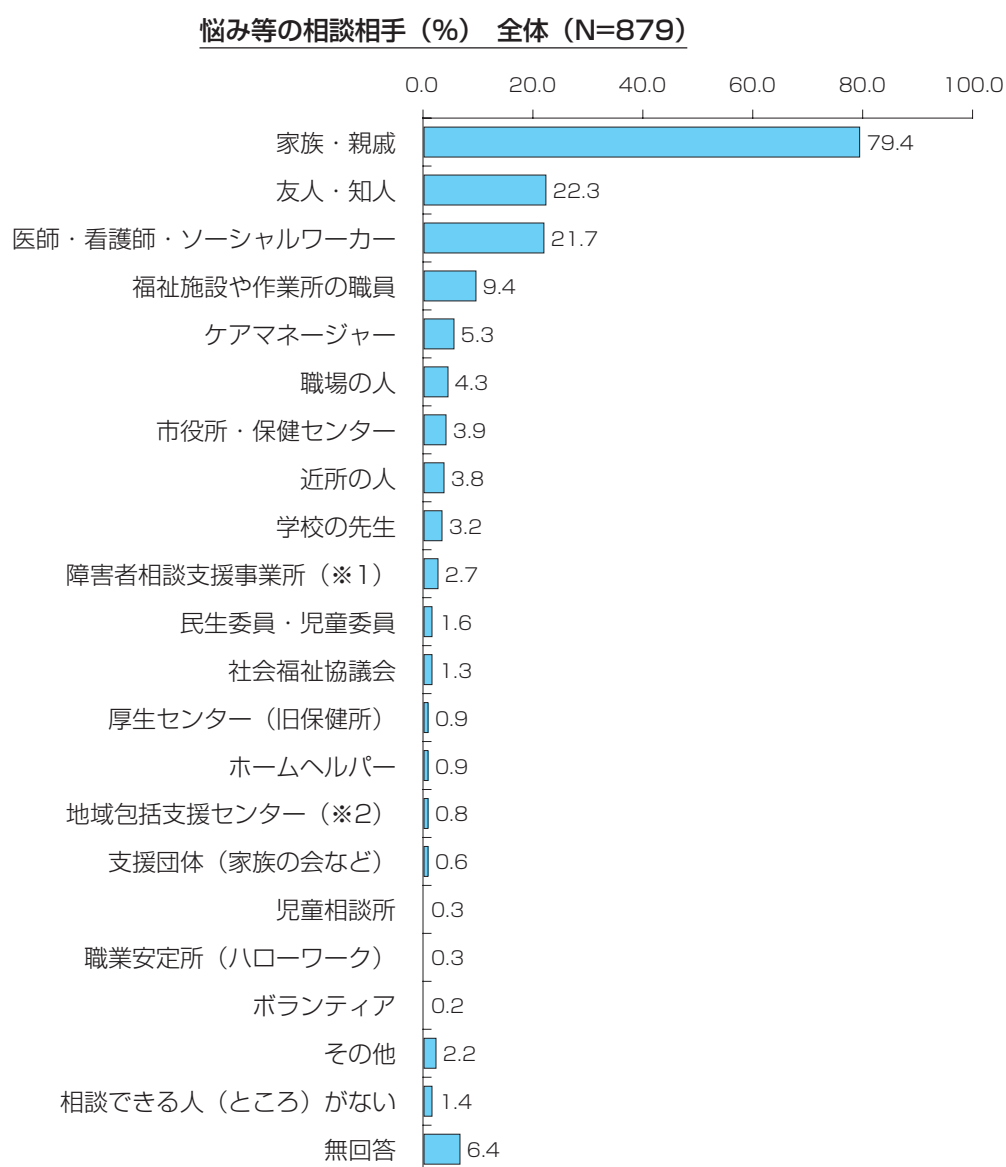
心配ごとや悩みごとの有無（%） 全体（N=879）



2. 悩み等の相談相手

問 あなたは心配ごとや悩みがあった場合、だれに相談しますか。（○印3つまで）

悩み等の相談相手については、「家族・親戚」がおよそ8割（79.4%）と主流になっている。次いで「友人・知人」（22.3%）、「医師・看護師・ソーシャルワーカー」（21.7%）、「福祉施設や作業所の職員」（9.4%）の順となっている。



（※1）相談や情報の提供など、障害者やその家族の地域における生活を支援する機関

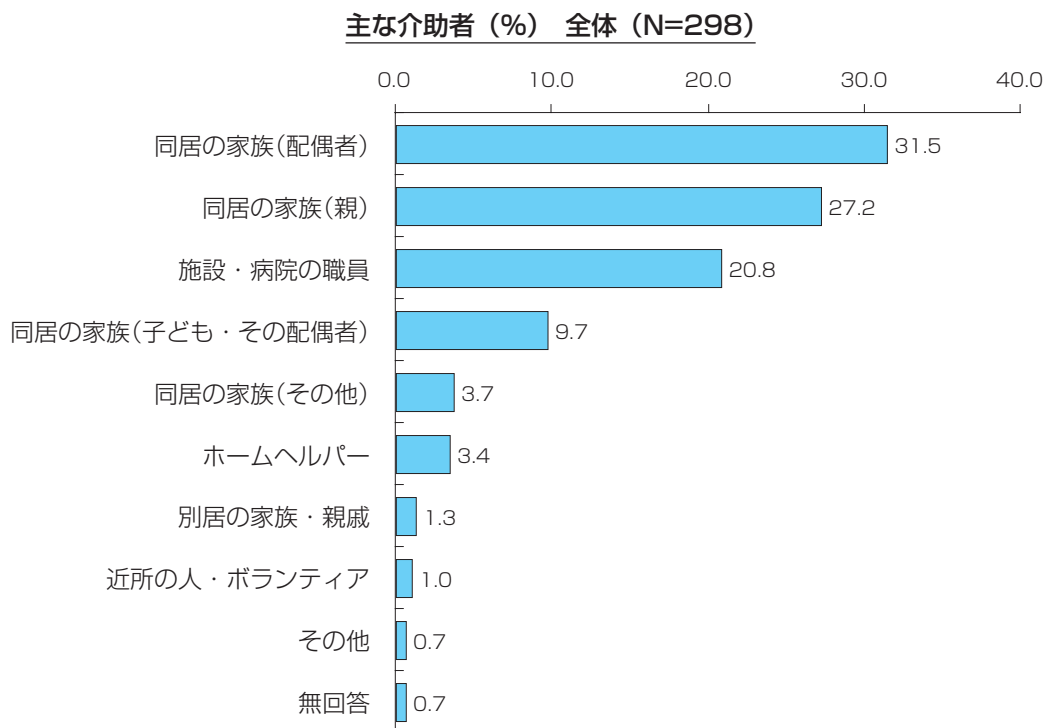
（※2）高齢者の方々が住み慣れた地域で安心して生活していけるよう総合的な支援を行う機関

3. 介助の状況について

(日常生活で介助を必要としている方におたずねします)

問 介助が必要な場合、あなたは主にどなたに介助してもらいますか。(○印1つ)

主な介助者については、「同居の家族（配偶者）」が31.5%と最も多く、次いで「同居の家族（親）」(27.2%)、「施設・病院の職員」(20.8%)の順となっている。



身体障害者では「同居の家族（配偶者）」「同居の家族（子ども・その配偶者）」が多く、相対的に年齢層が低い知的障害者では「同居の家族（親）」「施設・病院の職員」などがそれぞれ他の層に比べ多くなっている。

4. 日常生活の介助のためのサービス利用状況

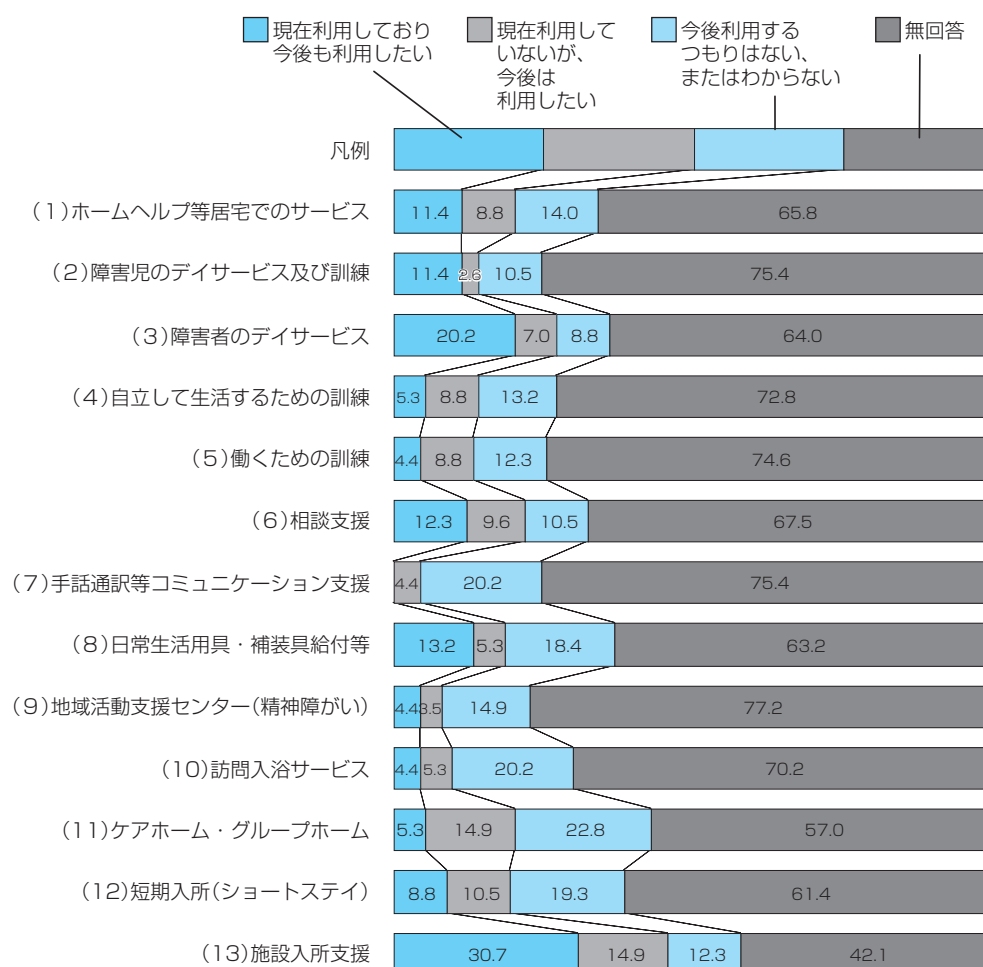
（日常生活の介助のためにサービスを利用している方におたずねします）

問 今後介助のためのサービスを利用したいですか。次の各サービスのうち、それぞれお答えください。

日常生活の介助のためのサービス利用状況について、まず「現在利用しており今後も利用したい」をみると、多い順に「(13) 施設入所支援」(30.7%)、「(3) 障害者のデイサービス」(20.2%)、「(8) 日常生活用具・補装具給付等」(13.2%)、「(6) 相談支援」(12.3%) の順となっている。

「現在利用していないが、今後は利用したい」については、同様に「(13) 施設入所支援」「(11) ケアホーム・グループホーム」(各14.9%)、「(12) 短期入所（ショートステイ）」(10.5%) の順となっている。

日常生活の介助のためのサービス利用状況 (%) 全体 (N=114)

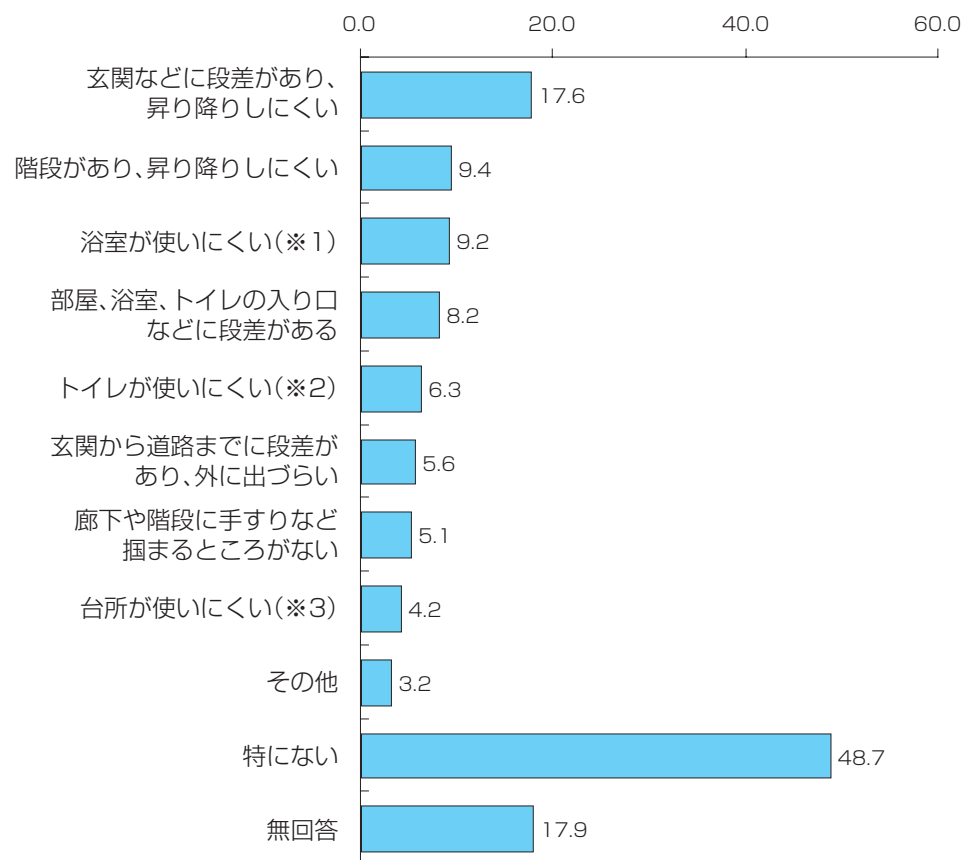


5. 住宅の構造や設備の支障箇所

問 あなたの住宅の構造や設備について、何か支障となっているものがありますか。
(○印いくつかでも)

住宅の構造や設備の支障箇所については、「特にない」が48.7%であることから、半数程度の障害者に何らかの支障があるとみられる。支障箇所としては「玄関などに段差があり、昇り降りしにくい」が17.6%と最も多く、次いで「階段があり、昇り降りしにくい」(9.4%)、「浴室が使いにくい」(9.2%)、「部屋、浴室、トイレの入り口などに段差がある」(8.2%)の順となっている。

住宅の構造や設備の支障箇所 (%) 全体 (N=879)



※1 狭い、寒い、暗い、手すりがなく入浴しづらいなど

※2 遠い、狭い、寒い、暗い、手すりがないなど

※3 流し台の高さが合わないなど

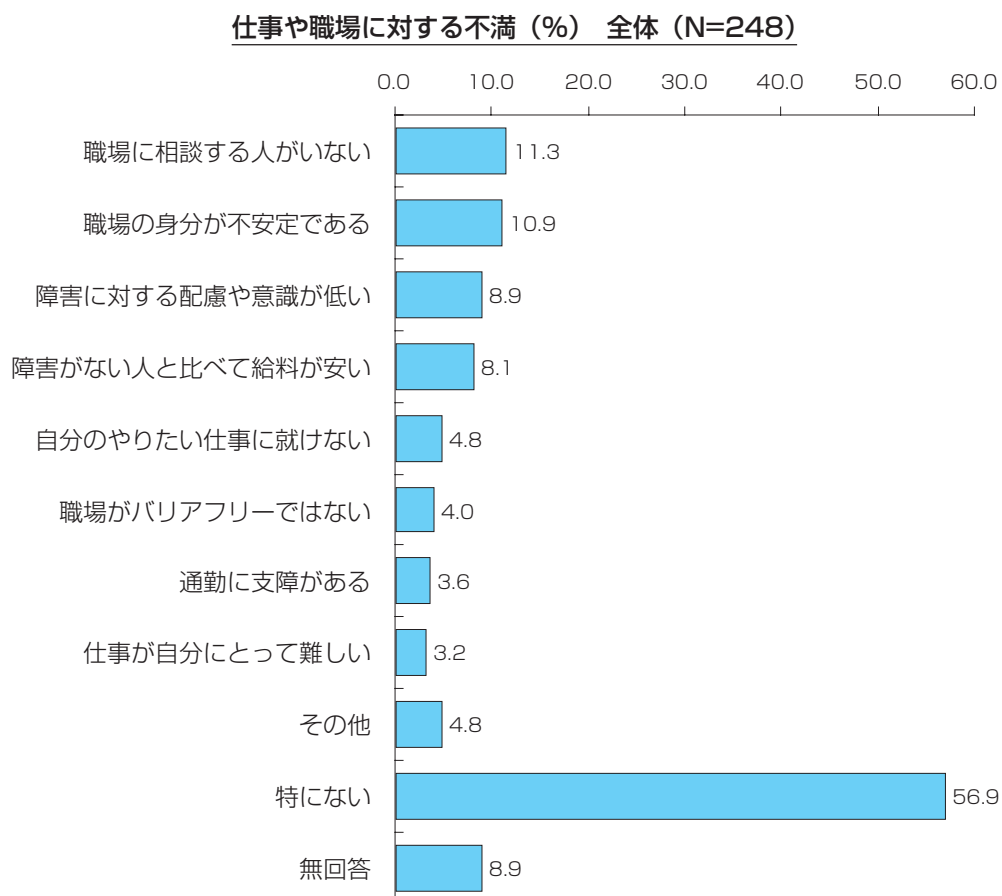
【2】就労について

1. 仕事や職場に対する不満

（現在仕事をしている方におたずねします）

問 現在の仕事や職場に対する不満はありますか。（○印3つ）

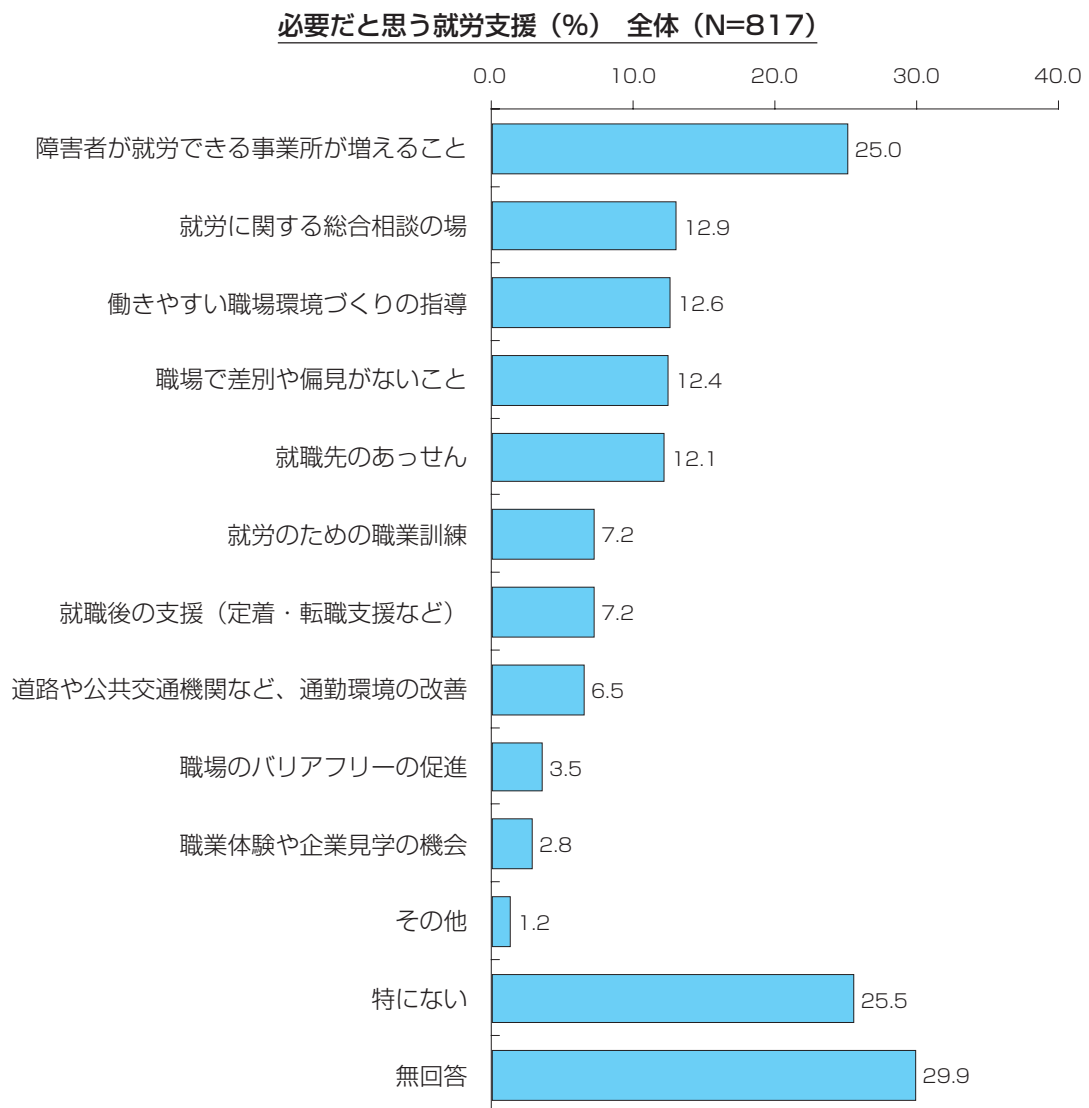
仕事や職場に対する不満については、「特にない」が56.9%と半数以上を占めているが、不満としては「職場に相談する人がいない」が11.3%と最も多く、次いで「職場の身分が不安定である」（10.9%）、「障害に対する配慮や意識が低い」（8.9%）、「障害がない人と比べて給料が安い」（8.1%）の順となっている。



2. 必要だと思う就労支援

問 必要だと思う就労支援は何ですか。(○印3つまで)

必要だと思う就労支援については、「特にない」が25.5%を占めるが、必要と思うこととしては「障害者が就労できる事業所が増えること」が25.0%と最も多く、次いで「就労に関する総合相談の場」(12.9%)、「働きやすい職場環境づくりの指導」(12.6%)、「職場で差別や偏見がないこと」(12.4%)、「就職先のあっせん」(12.1%)の順となっている。

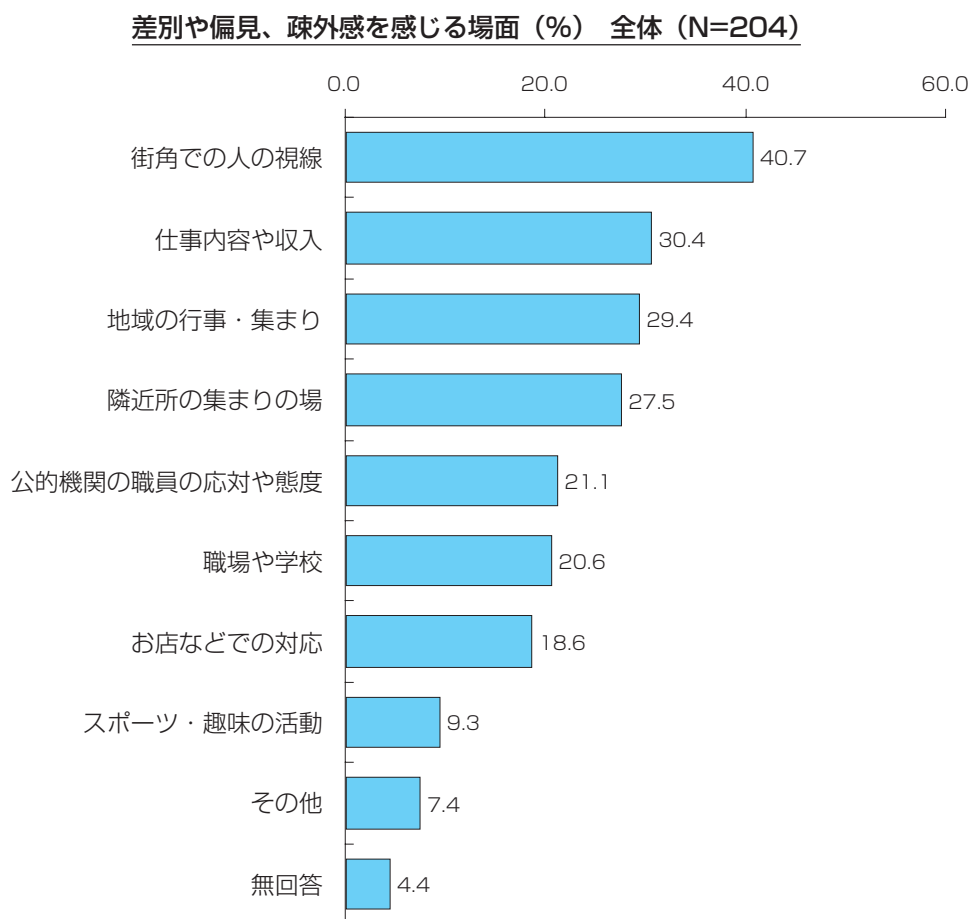


【3】差別や偏見、疎外感について

1. 仕事や職場に対する不満

問 差別や偏見、疎外感を感じることもある方にうかがいます。どのような場面で差別や偏見、疎外感を感じますか。(○印いくつでも)

差別や偏見、疎外感を感じる場面については、「街角での人の視線」が40.7%と最も多く、次いで「仕事内容や収入」(30.4%)、「地域の行事・集まり」(29.4%)、「隣近所の集まりの場」(27.5%)、「公的機関の職員の対応や態度」(21.1%)の順となっている。

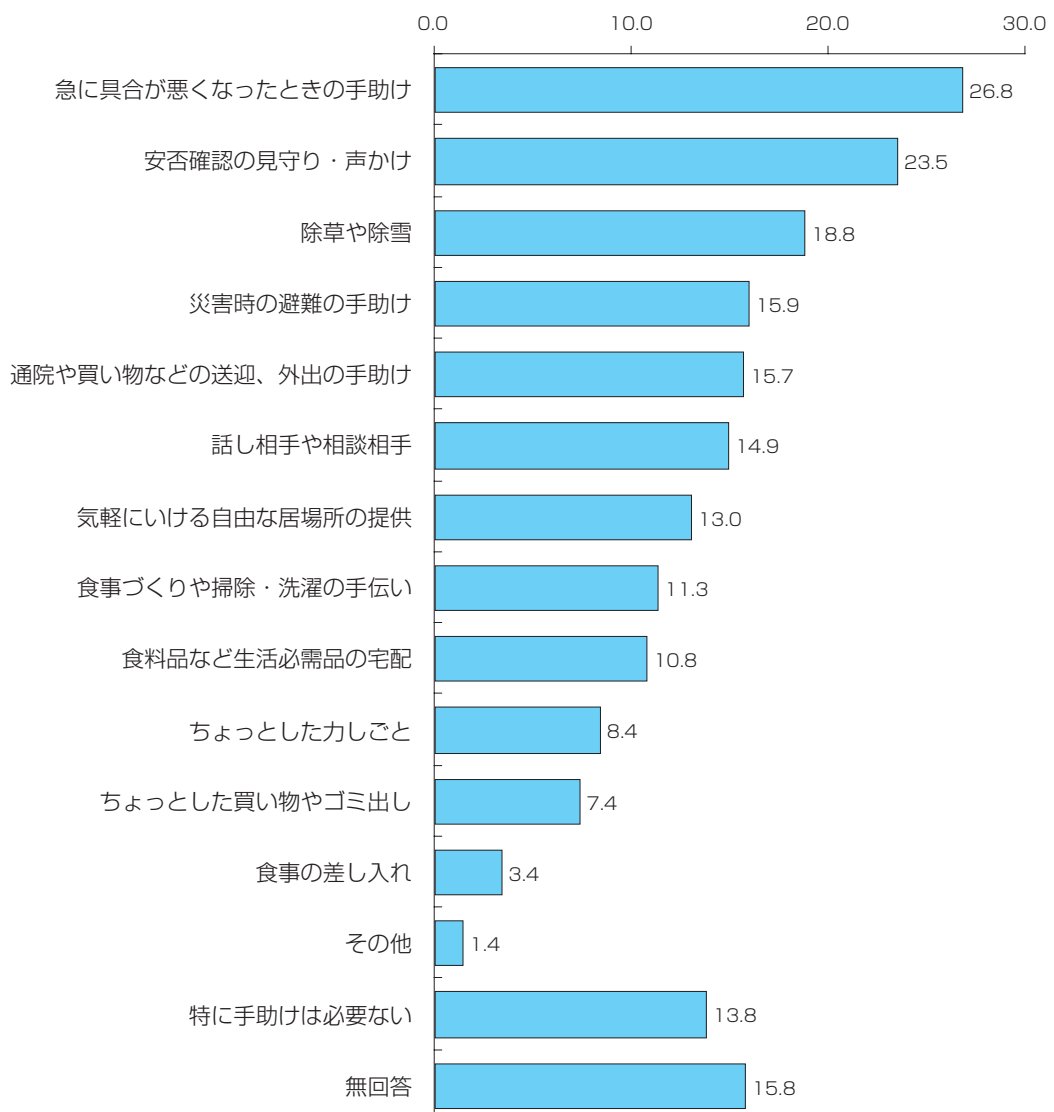


【4】地域住民による支援について

問 あなた自身やあなたの家族が住み慣れた地域で安心して生活するために、次のうちのどのような手助け・福祉サービスがあればいいとお考えですか。（○印3つ）

今後希望する手助け・福祉サービスについては、「急に具合が悪くなった時の手助け」が26.8%と最も多く、次いで「安否確認の見守り・声かけ」（23.5%）、「除草や除雪」（18.8%）、「災害時の避難の手助け」（15.9%）、「通院や買い物などの送迎、外出の手助け」（15.7%）の順となっている。「特に手助けは必要ない」は13.8%であった。

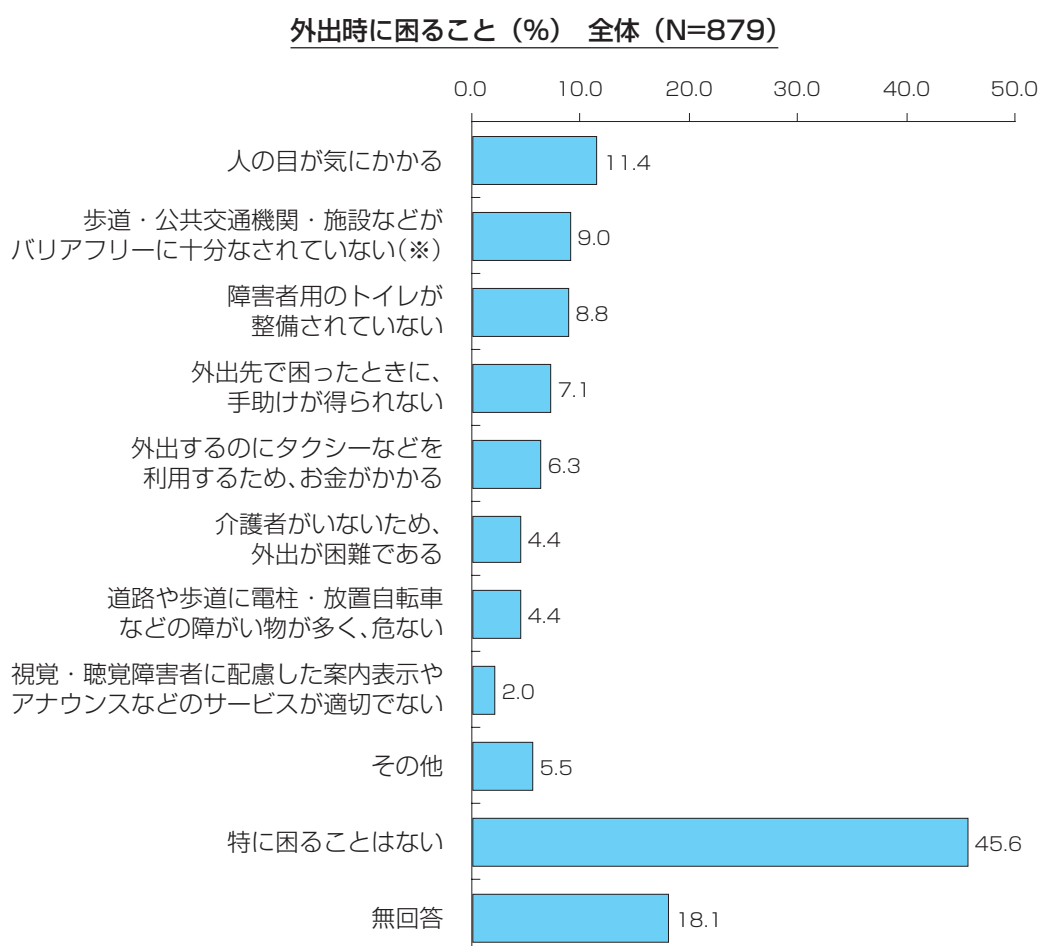
今後希望する手助け・福祉サービス（%） 全体（N=879）



【5】外出状況について

問 あなたは外出するとき、どんなことに困っていますか。(○印いくつでも)

外出時に困ることについては、「特に困ることはない」が45.6%であることから、およそ半数程度の障害者に何らかの困ることがあるとみられる。困ることとしては「人の目が気にかかる」が11.4%と最も多く、次いで「歩道・公共交通機関・施設などがバリアフリーに十分なされていない」(9.0%)、「障害者用のトイレが整備されていない」(8.8%)、「外出先で困ったときに、手助けが得られない」(7.1%)の順となっている。

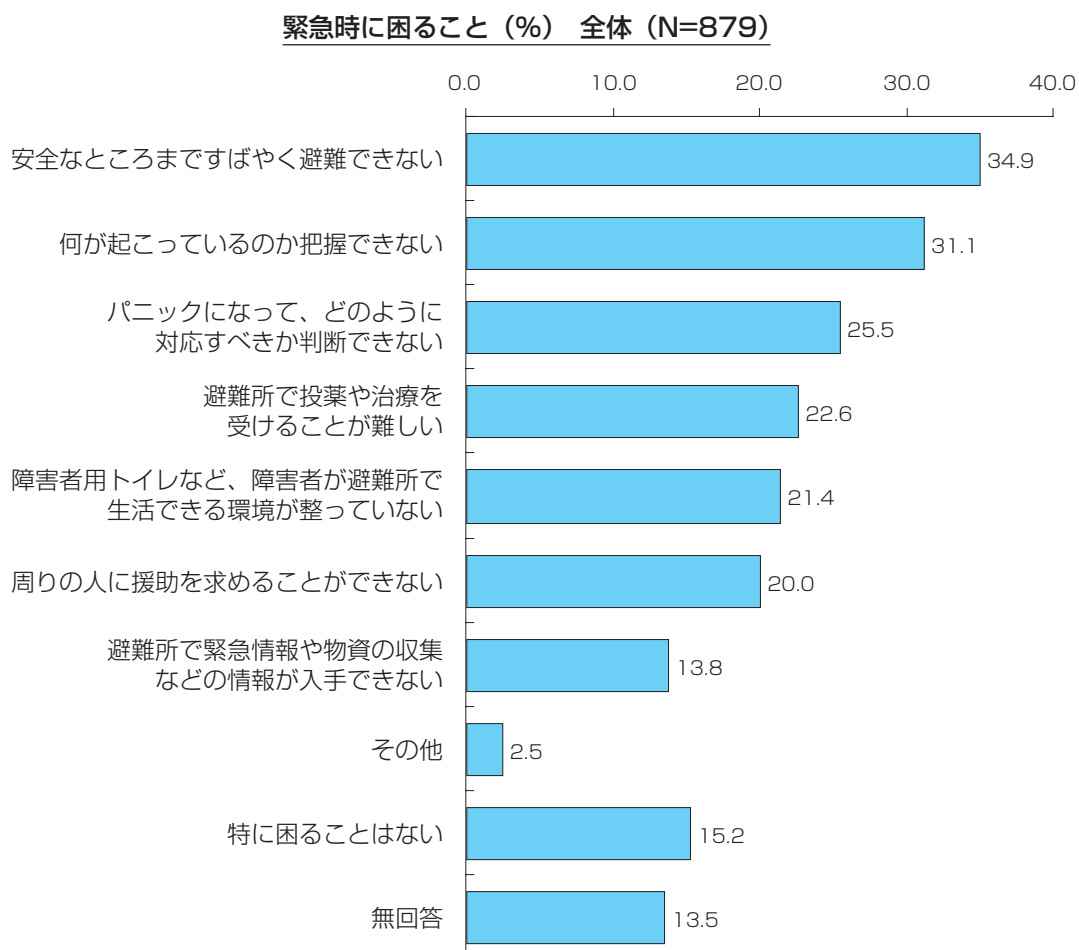


※段差やでこぼこが多い、点字ブロックの配置が少ない、出入口が狭いなど

【6】災害時などの緊急時について

問 災害などの緊急時に、困ると思われることは何ですか。(○印いくつでも)

緊急時に困ることについては、「安全なところまですばやく避難できない」が34.9%と最も多く、次いで「何が起きているのか把握できない」(31.1%)、「パニックになって、どのように対応すべきか判断できない」(25.5%)、「避難所で投薬や治療を受けることが難しい」(22.6%)、「障害者用トイレなど、障害者が避難所で生活できる環境が整っていない」(21.4%)、「周りの人に援助を求めることができない」(20.0%)の順となっている。



資料3 地区懇談会における意見・提言等

氷見市では、地域の実情に即した意見等を計画づくりに反映させるため、平成23年12月19日及び21日の両日、いきいき元気館で社会福祉協議会とともに、地区懇談会を開催しました。

懇談会の主な意見・提言は次のとおりです。

◎ 懇談会実施地区

12月19日

午前

余川地区 碁石地区 八代地区 阿尾地区 藪田地区 宇波地区 女良地区

午後

上庄地区 明和地区 速川地区 久目地区

12月21日

午前

窪地区 宮田地区 十二町地区 布勢地区 神代地区 仏生寺地区

午後

朝日丘地区 東地区 加納地区 稲積地区

1. 重点施策についての意見

(1) 福祉総合相談・システムの構築

【地域の声】

- ・福祉課・健康課、社協、ケアマネの窓口の区別がつかない。どこに相談したらよいか。
- ・精神の障害を持った人や認知症の人の対応が難しい。
- ・窓口は民生委員でもいいから、後のことは専門でしっかりと担当してくれれば、安心だ。
- ・市や専門の職員が日程を決めて、地区の公民館等に巡回相談会を開いて欲しい。
- ・総合相談の窓口が氷見の真ん中に1つだけである。相談に行っても縦割り社会でたらい回しになっている。そのため高齢になって相談に行くにも大変である。
- ・情報の又聞きになっているため、不公平感が出てしまっている。地区の公民館で総合相談会があるからと声掛けをするほうが、きちんと本人達に話が伝わっていいと思う。
- ・相談にいつでも納得できる返事がもらえないという不満を聞く。話をよく聞いてあげることが必要である。地域の相談窓口はグチも充分聞いてあげられる。
- ・窓口にて全てがわかる人を置くことは難しいだろうが、ある程度訓練した人を置く必要がある。
- ・相談に対する答えがすぐにできなくても、「後日連絡します」という返事がほしい。
- ・地域のケアネット等個別支援のなかで専門職につないでも、その後の支援がどうなったか分からず、むなしさを感じることもある
- ・包括の地域窓口はあるが、実際は地域包括支援センター（いきいき元気館）に相談に行くことが多いと思う。交通事情を考慮した相談窓口の配置を検討してほしい。
- ・相談を聞いたら、ある程度の結果（成果）を出さないとだめである。
- ・地域における問題点をどこにどう繋げるか、分かるようにして欲しい。
- ・総合相談と言っても、何を中心とする相談窓口にするのかもきちんと提示して欲しい。

- ・ 行政から必要な情報（要介護状態、サービス内容等）がもらえないことが課題だ。
- ・ 各地区に、月に1～2回でもよいので、担当者が公民館等に出張相談にきてもらいたい。相談の対象は一人暮らし高齢者だけではないはず。障害者やその家族も困っている。また、特定の担当者が来るのではなく、各種専門職が相談に応じてもらいたい。

【福祉関係者の声】

- ・ 総合相談に関しては、以前から要望のあったことと思う。期待している。
- ・ 障害、高齢を一本化してほしい。
- ・ サービスに関しては、施設として支援できるが、生活の困難さに関する相談は、知識的にも乏しく、どのように対応してよいのか分からないことも多々ある。
- ・ より専門性の高い人が集まって対応してもらいたい。
- ・ 最近、高齢、障害、金銭、雇用等多問題を抱えたケースがとて多い。ほとんどが、個人の問題ではなく、家庭の問題だ。地域力、地域力というが、地域力の前に、家庭力を強化する策を考えてほしい。
- ・ ケアマネは、家庭の中に入れる唯一の存在。それを活かした家庭支援の方法があるのではないか。ケアマネ自身も、多問題の対応に困惑している。どこに相談すればよいのか分からない状態。
- ・ 現在、包括支援センターでは、サービス施設に地区相談窓口を置いているが、相談者が何を相談すればよいのか、どう対応すればよいのか難しい。

（2）地区社協地域力発揮プロジェクト21

- ・ 福祉の視点から、除雪対策や災害対策等を検討し、地域ぐるみのケアネット（個別支援）体制を検討できるのではないか。
- ・ 地域にある組織（地区社協以外）の活性化も検討が必要。
- ・ 常に人材不足だが、地元の人材を育てていく必要がある。
- ・ 高齢化率ばかりがクローズアップされているが、まずは子供が増えてほしい。

(3) 福祉研修センターの設置（担い手づくり）

- ・学校のボランティアというと施設訪問という感じが多いが、地域のボランティアにも意識を向けるべき。
- ・これから高齢者もどんどん増えてくる。民生委員を補助する福祉推進員等の人数を増やす等、人材育成が大切。
- ・ケアネット協力員のなり手がいない。（そのほか、すべてのボランティアが不足）
- ・地域をコーディネートする地域のボランティアコーディネーターの配置を、計画に盛り込んでいく必要があるのではないか。
- ・新規のボランティア活動者が入ってこない。現在の活動者も、家の介護等家庭の事情から、離れていくことが多い。市のほうでも研修会も含め、もっとボランティアの参加・人材の育成につながる事業を行ってほしい。
- ・施設ごとに独自で頑張りながら人材育成に取り組んでいるが、研修した施設で、あるいは氷見で就職してくれる人材はとても少ない。研修に参加する氷見の住民もとても少ない。
- ・1事業所として、自分のところで育成した人を登録して、人材バンクのような事をしようとしたが、難しかった。人は縛れない事が良く分かった。
- ・地域密着型には、地域の拠点として核となっていく必要があると思う。
- ・スタッフも思いを持った人が来ているが、処遇面で辞めていってしまうことが多い。きちっとした仕組みをとっているところは、スタッフも定着している。
- ・スタッフのスキル・経験等に差があり、一律のものでは参加しにくい。社協の従事者研修は、小さな事業所・現場では助かっていると思う。

(4) コミュニティ・ビジネス起業支援

- ・核になる人が必要。ビジネスに対してアイデアがありノウハウを知り、主導してくれる人。
- ・農地活用はできないか。（農地法等ある）

- ・ハト麦で、まちおこしはできないか。（担い手がない）
- ・地区におられる障害のある方は、ずっと一緒な場所で働けない様で、戸惑いもあるようだ。継続してできる仕事があれば。
- ・幸町の「b-らいふ」のようなところが増えるといい。障害者も年をとっていく。今まで面倒を見ていた親も年老いていくと、困ることが多い。障害者の自立はとても大切である。
- ・異業種交流は必要だと思う。いまよりもっと、就労のきっかけがつかめるし、障害に関する理解にもつながる。雇用が少ないのは、理解できない部分があるからであり、交流を通じて理解することができれば、少しの配慮と互いの情報交換で、受け入れ継続が可能になるのではないか。
- ・理解のためには、雇用者と就労者をコーディネートしてくれる仕組みが必要。ハローワークの就労支援やジョブコーチ制度を活かしながら、氷見市内で障害があっても、就職できる仕組み作りが必要だと思う。

(5) 災害時要援護者支援体制の整備

- ・個人の情報を市社協で管理してほしい。もし民生委員が不在の時に災害がおこった場合、せっかくの情報を生かすことができない。民生委員をサポートできる管理体制をつくってほしい。
- ・お年寄りの人達の訓練と、現実に災害が起きた場合のギャップがありすぎる。
- ・自主防災訓練に、障害者と援助者がともに参加してもらった。歩いてこられる人はいいが、車椅子の人は、近隣の人を頼るしかない。
- ・障害者の情報は、民生委員と自治会が協力して把握する必要がある。
- ・家族で障害者を支えていかないと、一人では生活できない。
- ・通常は心配ないが、災害時に支援が必要になることがある。内部障害のある場合、薬の手配や十分な休息をとらなければならないとか。事前に調査しておく必要がある。
- ・災害時の要援護者支援においても、ケアマネ等からの情報提供は必須である。（入所した、退所した等）

-
- ・消防団との情報共有と協力体制の検討があっても良い。
消防団に要援護者情報があることで、火災時等でも避難支援が行えるのではないだろうか。
 - ・情報管理の上での徹底したルール作りが重要である。特に1人暮らしへの犯罪が増えているので、情報が漏れないようにしていく必要がある。
 - ・災害時のチームづくりが必要だと思う。救急車も消防車も上がってこれない。仲のよい3人ほどをつけておけばよいのでは。
 - ・地域で検討、対策できる災害支援部分も多分にあるが、行政で対応してもらいたい部分も多々ある。
ソフト面とハード面と両軸に検討が必要と思われるが、ハード面の対策はどのように進むのであろうか？
 - ・災害時の要援護者支援を想定した場合、その方の身体状況やサービス利用状況等をタイムリーに把握しておく必要がある。ショートステイを使っていたり、入院していたりのような情報が、専門職から提供があることで、災害時にロスなく支援を行えると思われる。
 - ・大きな施設は、災害時には受入をしなければならない立場になると思う。

2. 重点施策以外についての意見

(1) 介護保険制度について

- ・主治医の判断で申請したら、認定のつく人、そうでない人がある程度分かるのであれば、すぐに申請できるようにできないのか？（手すり等をつけた後で、補助の対象にならない人の話を聞く）
- ・在宅介護を支援するもののはずだが、制度が変わってからも何もかわっていない。
- ・施設に入所した方が良い面もある。（世帯分離してでも）
- ・年金の範囲以内で入所できる施設を作るべきだ。

(2) 家族・地域のつながりについて

- ・地域住民のつながりは大切であるが、その「つながり」は日常の生活で培われるものである。日頃から横柄な生活を送る世帯には、地域は関わりたがらないし、関わりづらい。本人も困って初めて地域に頭を下げるが、それでは遅い。先を考えた地域づきあいができるような福祉教育も必要。

- ・ 10年後20年後どうなっているか。薄れていくかが心配。
- ・ 活動を継続しないと考えは生まれてこない。後継者について考えていかないといけない。
- ・ 家族と本人、本人と地域、地域と家族のどの関係も、希薄になってしまっている現状がある。認知症の方の服薬管理をサービス事業所に任されることが、少しずつ増えてきているし、サービス事業所に何でもやってもらって当たり前と思う家族が増えてきている。

(3) 健康に関すること

- ・ 健康であることが何より。「自分の体はどうなっても良い」とお酒を主食にする人もあるが、何かあったら親族や近隣に迷惑をかけるということも伝えながら、健康教育を進めることも必要。

(4) まちづくりに関すること

- ・ 市民病院あとに福祉大学を設置できないか。若者が希望を持てるように。若者が住み着くまちづくりが必要だ。

(5) 子育てに関すること

- ・ 子どもの遊び場がない。
- ・ 子育てサークル、保育園等に足を運ぶことが大切。

(6) 生活支援について

- ・ コミュニティーバスのようなものができれば。（利用する側の気遣いがいらないように）今は、元気な高齢者の車に相乗りして、何人かで病院や店へ行っている。その人がダウンしたら、頼っている人皆が一度にダウンしてしまう現状がある。
- ・ 地元に商店がなくなってしまった。コンビニで買い物支援をしてくれないかと思う。
- ・ 車に乗せていってあげたいと思うが、万が一事故等あったら大変な事なので尻ごみしてしまう。
- ・ 山間部は降雪時の除雪が出来ていない事がほとんどである。幹線道路から自宅までの長い道を、足元が不安定なお年寄りが歩けるようにするにはとても時間がかかる。地域の方で見回れるシステムを作って欲しい。

-
- ・ 高齢者が集える場があれば良い。ふれあいランチやサロン。そこに行けば必ず誰かがいて話ができる場があれば、孤独な年寄りが減ると思う。
- 公民館でも利用し、送迎は民宿バスの空いている時間を利用する。サービス事業所ごとに、話し相手等当番制にしても良いと思っている。事業所や民宿も含めた地域の力をかりることが重要だと思う。

(7) その他

- ・ パソコンネットで独り暮らし家庭の状況を確認するシステムができないか。
- ・ 緊急通報システムについて今後の方針はどうか？
緊急通報システムの技術開発も進んでおり、独居の親を持つ子の立場で考えると心強いものである。

資料4 地域福祉計画策定経過

年 月 日	事 項
平成23年 4月18日	第1回ワーキング部会 ・地域福祉計画についての講演 ・第2次地域福祉計画（後期計画）評価について ・第8次氷見市総合計画の構想について ・分野別討議 高齢福祉分野、障害福祉分野、福祉教育・ボランティア分野
5月16日	第2回ワーキング部会 ・計画策定関連事業紹介 安心生活創造事業の取り組みについて ・氷見市の強み、氷見市の課題、2021年の氷見市、具体的取り組みについて検討
6月 7日	第3回ワーキング部会 ・地域福祉計画の具体的取り組みの検討 ・施策項目の検討
6月20日	第4回ワーキング部会 ・地域福祉計画の施策項目の検討
6月28日	第1回氷見市地域福祉計画策定委員会 ・第3次地域福祉計画の策定について ・第2次地域福祉計画（後期実施計画）の進捗状況について ・ふれあいトークにおける意見・提言 ・40歳以上及び障害者手帳所持者を対象としたアンケート調査結果の紹介
7月 4日	氷見市地域福祉計画策定研修会 第1回氷見市地域福祉計画審議会 ・委嘱書の交付 ・顧問大橋謙策氏の話 ・会長、副会長の選出 ・諮問 ・第3次地域福祉計画の策定について ・第2次地域福祉計画（後期実施計画）の評価 ・氷見市の地域福祉の現状 ・市民ニーズ調査の結果について
8月 2日	第2回氷見市地域福祉計画策定委員会 ・第3次氷見市地域福祉計画策定にあたって
8月19日	第2回氷見市地域福祉計画審議会 ・第3次地域福祉計画骨子（案）について 第5回ワーキング部会 ・第3次地域福祉計画の施策体系の検討 ・重点目標の具体的取り組みの検討

年 月 日	事 項
9月20日	第6回ワーキング部会 ・ 重点目標の具体的取り組みの検討
9月26日	第7回ワーキング部会 ・ 重点プロジェクトの検討
10月18日	第3回氷見市地域福祉計画策定委員会 ・ 第3次氷見市地域福祉計画について
10月24日	第3回氷見市地域福祉計画審議会 ・ 第3次氷見市地域福祉計画資料について
11月21日	第8回ワーキング部会 ・ 重点的取り組みの検討 ・ 分野別経過の検討 高齢福祉分野、障害福祉分野、福祉教育・ボランティア分野 ワーキング部会（障害福祉部門） ・ 障害者基本計画検討
12月 6日	ワーキング部会（障害福祉部門） ・ 障害者基本計画検討
12月13日	ワーキング部会（相談システム部門） ・ 相談システム検討
12月19日	地域福祉計画地区懇談会 上庄地区、明和地区、速川地区、久目地区、余川地区、碁石地区 八代地区、阿尾地区、藪田地区、宇波地区、女良地区
12月21日	地域福祉計画地区懇談会 朝日丘地区、東地区、加納地区、稲積地区、窪地区、宮田地区 十二町地区、布勢地区、神代地区、仏生寺地区
12月22日	ワーキング部会（障害福祉部門） ・ 障害者基本計画検討
12月26日	ワーキング部会（高齢福祉部門） ・ 高齢者福祉計画検討
平成24年 1月23日	第4回氷見市地域福祉計画策定委員会 ・ 第3次氷見市地域福祉計画（素案）について
1月30日	第4回氷見市地域福祉計画審議会 ・ 第3次氷見市地域福祉計画（素案）について
2月 4日 ～2月24日	市民からの意見公募
3月 2日	第5回氷見市地域福祉計画審議会 ・ 第3次氷見市地域福祉計画（案）について

資料5 氷見市地域福祉計画審議会委員名簿

区 分	役 職 名	氏 名	備 考
顧 問	富 山 県 福 祉 カ レ ッ ジ 学 長	大 橋 謙 策	
学 識 経 験	日 本 福 祉 大 学 学 長 補 佐	原 田 正 樹	会 長
住 民 代 表	安心生活創造事業モデル地区朝日丘地区社会福祉協議会長	南 市 牧	
	安心生活創造事業モデル地区久目地区社会福祉協議会長	干 場 雅 勝	
福祉・ボラ ンティア 関係団体	氷 見 市 老 人 ク ラ ブ 連 合 会 長	糸 毅	
	氷 見 市 身 体 障 害 者 協 会 長	岡 實	
	氷 見 市 民 生 委 員 児 童 委 員 協 議 会 長	小 嶋 洋	
	N P O 法 人 速 川 地 域 支 援 セ ン タ ー 代 表	齊 藤 和 夫	
	地 域 子 育 て サ ー ク ル か い ほう き っ ず 代 表	佐 伯 三 美 子	
	放 課 後 児 童 ク ラ ブ 鹿 野 っ 子 広 場 指 導 員	西 田 壽 江 子	
	氷 見 市 健 康 づ く り ボ ラ ン テ ィ ア 連 絡 協 議 会 長	松 波 久 善	
	社会福祉法人たかおか新生会設立準備室長（前富山県社会福祉士会副会長）	南 義 昭	
	氷 見 市 社 会 福 祉 協 議 会 長	山 岸 教 男	副 会 長
公 益 団 体	氷 見 商 工 会 議 所 青 年 部 ビ ジ ネ ス ク ラ ブ 部 長	十 二 一 興	
	氷 見 市 医 師 会 代 表	洲 崎 雄 計	
関 係 機 関	氷 見 市 小 学 校 長 会 長	大 嶋 充	
	高 岡 厚 生 セ ン タ ー 氷 見 支 所 長	竹 内 智 子	
	高 岡 児 童 相 談 所 長	吉 田 潔	

(注) 区分ごとの五十音順

役職名は平成23年7月現在

資料6 諮問及び答申

福 第 176 号

平成23年7月4日

氷見市地域福祉計画審議会長 様

氷見市長 堂 故 茂

第3次氷見市地域福祉計画について（諮問）

氷見市における地域福祉計画を策定するにあたり、計画の基本的考え方及び地域福祉にかかる具体的方策等について、貴審議会のご意見を賜りたく、諮問します。

平成 2 4 年 3 月 2 日

氷見市長 堂 故 茂 様

氷見市地域福祉計画審議会
会長 原 田 正 樹

第 3 次氷見市地域福祉計画について（答申）

平成 2 3 年 7 月 4 日付け福第 1 7 6 号の諮問に基づき、平成 2 4 年 3 月 2 日付けで提出された第 3 次氷見市地域福祉計画（案）については、その内容を妥当と認め、次のとおり意見を付して答申します。

この計画は、地域のふれあいの中で、だれもが安心して、いきいきとした生活を送ることができることを目指した福祉社会づくりの基本方向を示しており、適切なものです。

本計画を実効あるものにするためには「市民参加」が不可欠であり、この計画を市民の皆様周知されるとともに、厳しい行財政環境の折ながら、市民、社会福祉協議会、民間福祉団体等と行政が一体となって、着実に計画推進を図られることを切望するものであります。

なお、この審議会の過程において、出された提言・意見等については、今後策定される諸計画や行財政運営の中で、十分生かされるよう要望します。



第3次 ふれあい ふくらぎ（福来）21プラン
第3次 氷見市地域福祉計画

発行日 平成24年3月
発 行 氷見市市民部福祉課

